

# 国指定天然記念物 平林寺境内林保存管理計画



新座市教育委員会

宗教法人 平林寺



## はじめに

臨済宗妙心寺派の名高い禅の専門道場として知られる関東の名刹・平林寺は広大な敷地を有し、平林寺境内林は本市唯一の国指定文化財として今も首都近郊随一の規模で存在しています。禅宗寺院としての荘厳な雰囲気にも包まれながら、かつての武蔵野の面影を残す雑木林としても広く知られています。

第4次新座市基本構想総合振興計画に掲げる将来都市像「連帯と協働で築く 雑木林とせせらぎのある 快適創造都市にいざ」は、まさに長い歴史をかけて育まれてきた平林寺や野火止用水を核とした景観が、市の象徴的な存在であることを表しています。そして、こうした豊かな自然は私たちの心に潤いと安らぎを与えてくれる大変貴重な存在であります。

その一方で、本市は首都近郊のベッドタウンとして発展してきたため、開発などに伴い緑地が大幅に減少するなど課題があります。その中でも、平林寺境内林が開発もされずずっと残り続けてきたのは、ひとえに、境内林の保護に関しまして、平林寺の歴代御住職による文化財保護行政への御理解と御協力をいただいていた賜物です。教育委員会といたしましても、新座市が誇るこの貴重な歴史的文化的文化資産を次世代へ確実に継承する責務を強く感じております。

しかしながら、昭和43年の天然記念物指定から45年余りが経過した現在、境内林は指定当時から景観の変化、そして境内林を取り巻く周囲の環境の変化などが起こっております。この現状を鑑み、適正な保存と管理方法等の基本的な指針に基づいて保存・管理をしていくことが重要となっております。そしてこの度、「国指定天然記念物平林寺境内林保存管理計画」を策定いたしました。

今後、本計画に基づき適正な保存管理を進めてまいりますので、市民の皆様におかれましても、平林寺境内林の保護に御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定に当たり、貴重な御意見・御提言を頂きました国指定天然記念物平林寺境内林保存・管理・活用計画策定委員会の皆様を始め、指導・助言を賜りました文化庁・埼玉県教育委員会の皆様、関係者の皆様に心から感謝申し上げます、御挨拶とさせていただきます。

平成27年3月

新座市教育委員会  
教育長 金子 廣志

## 国指定天然記念物平林寺境内林保存管理計画の策定に当たって

先師玄龍老師の後を引き継いだ隠寮には、私が起居する以前より壁に貼られた『平林寺規則』なるものがある。これは平林寺住職の指針を掲げた全7項からなる条項で、第22世牧牛窟白水敬山老師を筆頭に法類、補佐員、総代の連名で、昭和44年7月1日に記されている。その前年の昭和43年、平林寺境内林は文化庁より国の天然記念物に指定され、恐らくそれを受けてつくられたものと思われる。

『平林寺規則』には、環境及び文化財の保護に関して次の二項が挙げられている。

- 1) 平林寺々域の風致を益々増大し永久に武蔵野の特徴を後世に残すべき事
- 2) 平林寺建造物の古風を守り新規建築等濫りにせざる事

敬山老師は、禅の修行には広大な自然が不可欠であるとの強い信念を持たれていた。そのため、戦後農地解放で散逸してしまった境内地を苦心して代替え、あるいは買い戻して、何とか現在の境内地43ヘクタールを確保されたのであった。敬山老師の薫陶を受けられた第23世系原圓應老師、次いで第24世野々村玄龍老師も、平林寺の有する自然と文化財の価値、希少性を深く認識され、尊重されてきた。

しかしながら「武蔵野の面影を残す平林寺」とは云うも、あまりに広範囲に及ぶ当該敷地面積、またその時々時代の背景や社会情勢のもと、管理を充分に行き届かせることは至難であり「武蔵野の面影」には程遠い、というのが近年の状況であった。

この度平林寺及び「平林寺の自然と文化を守る会」、行政らが手を携えて恵み深き武蔵野の自然を整備し、守り、後世へ託そうという思いが「平林寺境内林保存管理計画」として結実、15年をかけて境内林及び周辺地域の環境を整える運びとなった。東京ドームおよそ10個分の雑木林を、環境資源として管理整備、保存すること、また武蔵野の自然環境を保護、継承することで地域社会の景観改善及び公共性の発展に寄与、貢献できることは無上の喜びであり、歴代の老師方の志に多少なりとも報いることができれば幸いである。

国内でも例をみない程の大規模かつ長期に渡る当計画を、熱意を持って推進し、惜しむことなくお力添えくださる関係各位には、この場を借りて深く感謝申し上げる次第である。

当計画を通じて「武蔵野の面影を残す平林寺」を取り戻し、その風致が訪れる方々の心を静寂へと導いてくれることを、何よりも願うものである。

平成27年3月

国指定天然記念物平林寺境内林保存・管理・活用計画策定委員会委員長  
宗教法人 平林寺 代表役員  
平林寺第25世  
松竹 寛山



## 例 言

- 1 国指定天然記念物平林寺境内林保存管理計画（以下「本計画」という。）は、埼玉県新座市に所在する国指定天然記念物「平林寺境内林」の保存管理の基本方針を定めた計画書である。
- 2 本計画は、文化庁文化財部記念物課及び埼玉県教育局市町村支援部生涯学習文化財課の指導・助言の下、新座市教育委員会が設置した「国指定天然記念物平林寺境内林保存・管理・活用計画策定委員会」において平成25年度に4回の会議を開催し、その審議結果を取りまとめ、策定したものである。なお、平成26年度に計画書として刊行するに当たり、一部加筆等を行い、編集した。  
委員長 松竹 寛山 宗教法人平林寺代表役員  
委員 荒尾 精二 武蔵野野鳥の会会長  
委員 福田 知明 元埼玉県林業試験場専門調査員  
委員 根岸 茂夫 國學院大學文学部史学科教授  
新座市文化財保護審議委員会委員長  
委員 池田 秋義 新座市教育委員会教育総務部生涯学習スポーツ課長  
指導・助言者  
本間 暁 文化庁文化財部記念物課文化財調査官  
須田 大樹 埼玉県教育局市町村支援部生涯学習文化財課指定文化財保護担当主事  
事務局 新座市教育委員会教育総務部生涯学習スポーツ課生涯学習係
- 3 本計画の編集は、新座市教育委員会教育総務部生涯学習スポーツ課生涯学習係が行った。
- 4 本計画の引用・参考文献は、文中にカッコで文献番号を示し、43・44頁に番号順に掲載した。
- 5 表紙は、平成14年夏に撮影された平林寺境内林の空中垂直写真である。

# 目次

はじめに

国指定天然記念物平林寺境内林保存管理計画の策定に当たって

例言

第1章	保存管理計画の目的	1
第2章	平林寺境内林の文化財としての価値	2
第1節	平林寺境内林の指定概要	2
第2節	平林寺境内林の天然記念物指定の動き	3
第3節	平林寺境内林保存管理計画策定の経緯と経過	4
第4節	平林寺境内林の歴史的背景	4
1	武蔵野の雑木林	4
2	平林寺の雑木林の成立過程	6
第5節	平林寺境内林の自然環境	10
1	平林寺の植生	10
2	境内林の生物相	11
3	平林寺の雑木林の四季	11
4	往時の景観	13
第6節	伝統的農業の行き詰まりと雑木林の今日的価値	15
1	首都圏近郊農業の変貌	15
2	経済的実利性以外の価値－多様性のある生態系	15
第3章	近年の変質	17
第1節	変質の概要	17
第2節	変質の状況	17
第4章	保存管理計画	22
第1節	再生の基本方針	22
第2節	主要ゾーンの管理方針	26
第3節	落葉広葉樹の再生－落葉広葉樹林再生プロセス	29
第4節	落葉広葉樹以外の植生の再生	34
1	モミジの抑制	34
2	サクラの保全について	35
3	アカマツ林の再生	37
4	伽藍周辺のスギ、ヒノキ林の再生	38
第5章	体制及び関係機関との連携	41
第6章	現状変更	42
引用・参考文献		43
資料		46

## 第1章 保存管理計画の目的

国指定天然記念物を適正に保存し次世代へ確実に継承していくためには、歴史・自然・社会の各側面から文化的自然的価値を的確に把握し、指定物件の本質的な価値と構成要素を明確にし、それらを適切に保存・管理するための基本方針、方法、現状変更等の取扱基準を示すことが重要である。

平林寺境内林は、昭和43年（1968）5月28日に天然記念物として国の指定を受け、昭和51年（1976）5月12日には追加指定されている。周辺の雑木林のほとんどが姿を消すか荒廃が進む中で、今も首都近郊随一の規模で、公園化されていない緑地として存在し、かつての武蔵野の面影を残す雑木林として知られている。その一方で、近年の境内林は変質も生じている。

境内林を所有する平林寺は、臨済宗妙心寺派の名高い禅の専門道場として寺域は神聖な領域であり、また、境内林以外にも指定文化財を数多く抱えている。約43ヘクタールを擁する広大な境内林を一禅宗寺院が所有することは他に類を見ないが、だからこそ開発もされず、これまで保護されてきた。この貴重な財産を、未来に向けて大切に守り育てなければならない。

本計画は、平林寺境内林の価値を明らかにするとともに、将来にその価値を伝えるためにどのような保存管理が適切なのかを示すことを目的とする。本計画ではこの趣旨に則り、平林寺境内林の文化財としての自然史的価値の確認・評価を行うとともに、その価値を後世へ確実に継承していく方策を検討し、適正な保存と管理方法等の基本的な指針となる保存管理計画を策定した。

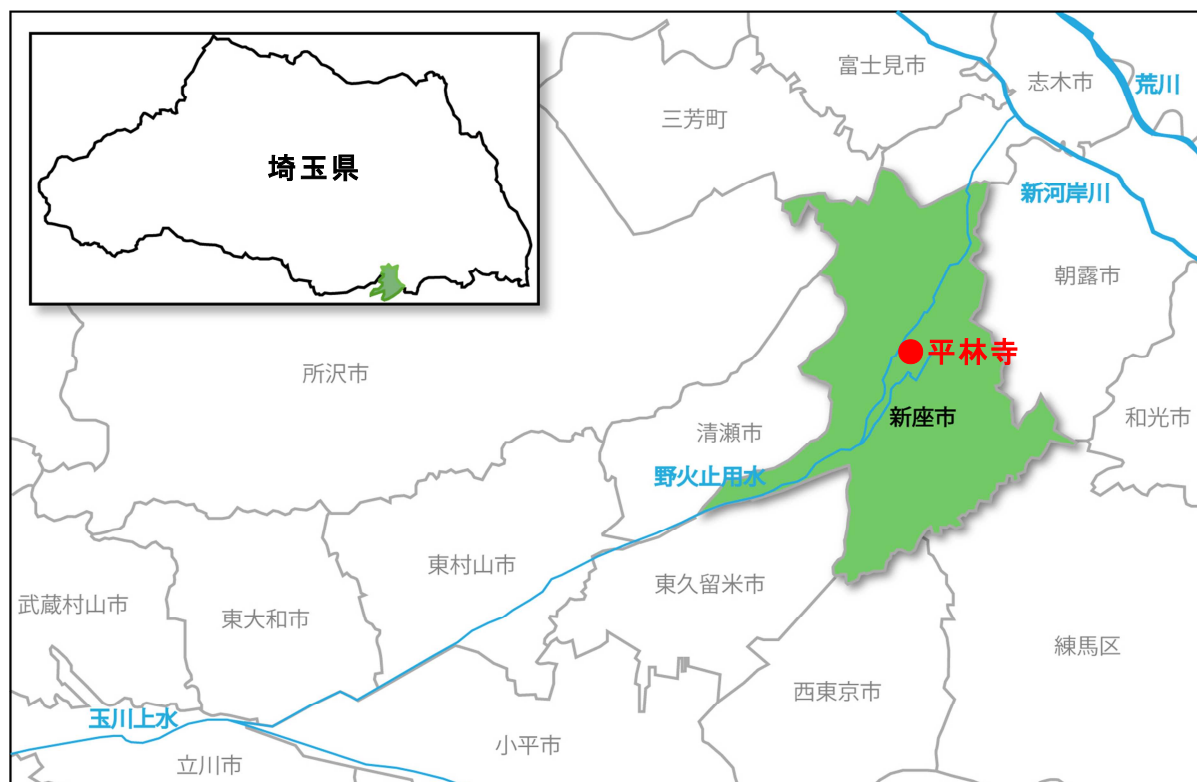


図 1-1 平林寺の位置図

## 第2章 平林寺境内林の文化財としての価値

### 第1節 平林寺境内林の指定概要

平林寺境内林が国の天然記念物として指定されたときの概要は、次のとおりである。

(1) 史跡名勝天然記念物の種別及び名称

種別 天然記念物

名称 平林寺境内林

(2) 指定年月日

昭和43年(1968)5月28日(文化財保護委員会告示第33号)

昭和51年(1976)5月12日追加指定(文部省告示第86号)

(3) 指定地域

埼玉県新座市野火止3-1083ほか

(4) 指定に係る説明文

指定時の説明

平林寺は、野火止用水沿いの一角にある禅寺として有名であるが、東京近郊の緑地が急激に失われてゆく最近では、数少ない武蔵野の雑木林として着目されてきた。この境内(約40ヘクタール)には、クリ・コナラ・クヌギ・アカマツなどから成る樹林が残存し、林床はクマザサにおおわれている。アカハラ・ルリビタキ・アオゲラ・カケスなど、鳥類約60種が越冬・繁殖・渡りの中継地等としてここに生息しているし、オオムラサキのような貴重な蝶もここに生息する。

追加指定時の説明

平林寺は、野火止用水に沿ったいわゆる武蔵野の一角にある禅寺で、境内約40ヘクタールには、武蔵野の二次林であるクリ、コナラ、クヌギ、アカマツなどの林が残存し、林床はクマザサなどに覆われている。

また、アカハラ、アオゲラ、キビタキ、ルリビタキなど約60種に及ぶ鳥類の繁殖地あるいは渡来地として、毎年利用されているほか、こん虫類もオオムラサキをはじめ多くの種類がここに生息し、いわゆる多摩丘陵以東の武蔵野における二次林を主体とした自然の残存地域として、学術上貴重であり、昭和43年に指定された。

しかし、最近周辺の開発が進行して来ており、特に鳥類の生息上重要な地域である東南側のクヌギ・コナラ林及びモウソウチク林約1ヘクタールを追加指定するものである。

(5) 保存の要件

ア 動植物の採取その他保存に影響をおよぼす行為をしないこと。

イ 二次林としての管理の適正を図ること。

(6) 基準

史跡名勝天然記念物指定基準の動物の部第3(自然環境における特有の動物または動物群集)及び植物の部第1(社叢)の基準による。

## 第2節 平林寺境内林の天然記念物指定の動き

平林寺境内林の保護に当たっては、平林禅寺の自然と文化を守る会（以下「守る会」という。）や武蔵野野鳥の会が中心となり、これまでに様々な調査をし、保存管理のための方策を検討してきた。

昭和22年（1947）3月、史蹟名勝平林寺風致地域保存会代表の平林寺白水敬山老師（平林寺22世）から同区域設定の嘆願書が提出された。

昭和23年（1948）10月、県知事・県社会教育課長・文部省の委員等が現地調査を行った。

昭和41年（1966）7月、平林寺白水敬山老師と後の守る会設立メンバーが寺域の自然環境保護について懇談した。その後直ちに「平林禅寺の自然と文化を守る会」を設立することが同意され、設立準備委員会が発足した。

昭和42年（1967）5月、守る会設立委員会第1回会合が平林寺にて行われた。9月には寺域内れんぼうけん聯芳軒にて発起人会が開催され、寺域を中心とした武蔵野の風土を守るべく地域全体が国の天然記念物に指定されるよう文化庁への働きかけに努力することとした。そして11月、守る会が発足した。

同年12月には寺域及びその周辺地主22名に対し、国の天然記念物指定についての同意書取付準備に入った。

平林寺が文化庁に対し、寺域全体天然記念物指定承諾書を提出し、これを踏まえ、周辺地域の一般土地所有者に対し協力を要請した。

昭和43年（1968）2月、総（惣）門前通りに計画中の飲食店建設阻止について平林寺側と対策を協議し、将来総門前の竹林を拓いて、売店、飲食店等が軒を連ねる危惧もあるため、現状が容易く変更できぬよう、天然記念物指定を急ぐこととした。

昭和43年（1968）5月、官報に寺域の天然記念物指定が告示された。

入山者に対しては、「入山心得」を示し、環境保全の趣意を徹底させることとした。その内容は、

一、当地域は、国により天然記念物に指定された自然保護区域である。総ての植物、鳥類、昆虫、動物等に危険を加えたり、採取をしてはならない。

一、当寺は、禅の精神修行の聖地である。

静寂を保ちいささかたりとも修行の障害になる如き行為をしてはならない。

ボール遊びをしたり、ラヂオを鳴らしたり、大声を出したりする事は厳に慎む事。

右、守る者のみ入山が許される。

文化庁、平林禅寺の自然と文化を守る会。

昭和44年（1969）2月、寺域一帯が首都圏近郊緑地保全地区に指定された。同年12月には、守る会の中西悟堂会長らが文化庁の今日出海長官を訪問し、先に天然記念物の指定を受けた平林寺域は周辺に開発の波が押し寄せ来つつあるため、総門前通り一帯がスプロール化せぬよう対策を考慮してほしい旨要望したところ、長官から近郊緑地普通地区を特別地区に格上げするよう、建設省、県等に働きかけるべく確約があった。

昭和45年(1970)2月、平林寺糸原圓應師(平林寺23世)、守る会が県知事を訪問し、寺域周辺の環境保全につき要望した。同年9月に総門前竹林地を含め寺域全域は、埼玉県都市計画地方審議会により正式に特別地区の指定を受けた。

昭和49年(1974)9月、総門前(現新座市睡足軒の森)の環境を、現状のまま国の天然記念物に追加指定を実施するよう、守る会が文化庁に要望した。

昭和51年(1976)3月、天然記念物として追加指定され国から告示された。<sup>1)</sup>

### 第3節 平林寺境内林保存管理計画策定の経緯と経過

昭和43年(1968)に国の天然記念物指定を受けた後、昭和58年(1983)に関係者による「平林寺境内林保存対策打合せ会議」が開催された。ここでは雑木林の保存管理の必要性は議論されたものの、具体的な進展を見ないまま、さらに15年が経過した。平成10年(1998)になって、「平林寺境内林保存対策調査会議」が、平林寺境内林全体の保存対策のほか、特に雑木林の具体的な保存策の実行計画を策定することを目的として組織された。その後この組織は、平成15年(2003)、「平林寺境内林保存・管理・活用計画起草委員会」に再編され、翌平成16年(2004)、現在の「平林寺境内林保存・管理・活用計画策定委員会」に受け継がれる。

これまでの一連の会議や委員会では、保存管理計画策定の必要性が確認され、いくつかの提案がなされている。しかしながら、会議ではその時々懸案事項についての議論に終始し、解決すべき課題と解決の方策について共通認識がなされることなく、境内林保存のための中・長期的な全体計画をまとめるには至らなかった。

国の天然記念物指定当時と比べると、平林寺境内林の景観や植生の変化が進行している。このような平林寺境内林の現状からして、一刻も早く平林寺境内林のあるべき方向性を打ち出し、それに基づいた保存管理が急務となっている。この状況に鑑み、平成24年度(平成25年(2013)2月)の平林寺境内林保存・管理・活用計画策定委員会において、これまでの会議の反省も踏まえ、現状の問題点を整理し、課題を明らかにするとともに、課題解決のための実行可能な方策の検討を速やかに行う必要があることを再度確認した。以降、平成25年度に4回の会議を開催し、平林寺境内林の保存管理の基本構想ともいべき本計画を策定するに至ったものである。

### 第4節 平林寺境内林の歴史的背景

#### 1 武蔵野の雑木林

「武蔵野」とは文字どおり「武蔵の国の野原」という意で、多摩川と荒川に囲まれた北は川越あたりまでの台地を指すというのが一般的であり、武蔵野台地の奥、秩父連山との緩衝地帯は奥武蔵と呼ばれている。台地であるために水の便は悪い。武蔵野の潜在植生(人間が自然植生への干渉を停止した時に最終的に成立すると考えられる植生)はシラカシなどの常緑広葉樹林であるとされているが、宮脇ら<sup>2)</sup>は、シラカシ林をシラカシ群集として区分し、鈴木<sup>3)</sup>は、シラカシが季節風を防ぐ生垣として植えられていたもので人工的に成立の公算が大きく、台地上の自然植生としてのシラカシ林の存在を疑問とした。また、奥富ら<sup>4)</sup>は、ケヤキ・シラカシ屋敷林として、その起源は300年以上も前に遡り、高木にはケヤキ、エノキ、ムクノキが優先し、シラカ



シが高被度でみられる。これらの樹木は、始めは植えられたものであるが、長い時間の経過とともに、林内にはシラカシ群集を構成する樹種が多く入り込むとした。

また、鎌倉時代中期の日記・紀行文学である、『とはずがたり』（巻四）には、「山といふものはこの国内には見えず。はるばるとある武蔵野の、茅が下折れ、霜枯れはててあり。（中略）野の中をはるばると分け行くに、萩・女郎花・萩・薄より外はまたまじる物もなく、（後略）」とあり、当時武蔵野は茫々たる草原が広がる原野であったことをうかがわせる。

武蔵野台地に開発の手が入ったのは近世になってからである。土豪・代官・大名等によって開発が進められ、最も計画的に行われたのが野火止新田であるが、水利が悪いため畑作に頼らざるを得なかった。このため、コナラ、クヌギ、クリなど落葉広葉樹を主体とするいわゆる‘武蔵野の雑木林’（ヤマと呼称されている。）は農用林として重要な役割を果たしてきた。特に落葉は、稲作の藁と同じように、堆肥や厩肥の材料、苗床醸熟材として、落葉盗人も出るくらい重要な資源であった。武蔵野一帯は巨大都市江戸・東京への野菜類の供給基地であったが、武蔵野の雑木林は薪炭林として燃料供給の役割も担っていた。10アールの作付けに20アール程度の林が必要であったという。

明治時代になると、文人たちによって、コナラ、クヌギ、クリなどいわゆる‘雑木’と呼ばれる樹木からなる落葉広葉樹林の「美」が「武蔵野の雑木林」として紹介され、松柏や庭園植物に固執していたそれまでの日本人の植物観を雑木に目を向けさせることとなった。同時に、それまで茫々たる草原のイメージが強かった「武蔵野」に対し、雑木林や畑地としてのイメージが定着していくことになった。スギ、ヒノキ、マツの美林を尊ぶ伝統的な美意識からの脱却は「用の美」を提唱した民芸運動に通じるものがある。しかし、彼らの文章はまるでロシアの白樺林を逍遙しているかのようで、生活実感は伝わってこない。

## 備考

「畑はおもに高台にある。高台は林と畑とでさまざまな区画をなしている。畑はすなわち野である。されば林とても数里にわたるものなく否、恐らく一里にわたるものもあるまい。畑とても一眸（いちぼう）数里に続くものはなく一座の林の周囲は畑、一頃（けい）の畑の三方は林、というような具合で、農家がその間に散在してさらにこれを分割している。すなわち、野やら林やら、ただ乱雑に入り組んでいて、たちまち林に入るかと思えば、たちまち野に出るというようなふうである。」（国木田独歩『武蔵野』）

「余は斯雑木林を愛す。木は檜、櫟、榛（はん）、栗、樺など、猶多かるべし。大木稀にして多くは切株より簇生（ぞくせい）せる若木なり。下ばへは大抵綺麗に拂いあり。稀に赤松黒松の挺然林より秀でて翠蓋を碧空に翳すあり。」（徳富蘆花『自然と人生』）

また、これまでに武蔵野の風景を題材にした多くの写真集が刊行されてきた。どれも審美感にすぐれた美しい景観が写し出されている。特に雪に覆われた林ほどの写真家も好んでモチーフにしている。しかしながら、これらの多くは林床がアズマネザサで被われていたり、太さがまちまちの落葉樹の根元には灌木が繁茂した、一昔前までは決して見ることがなかった光景がレンズを通し「武蔵野の美」として紹介されているのである。実用を離れているという点ではこれらの映像は文人たちの見方に共通する。明治の文人たちと同様、雑木林を生活の糧に利用している者からの視点ではない

ことに加え、近年は雑木林の変質が進行し、昔のような‘現役の’雑木林がほとんどなくなっていることをこれらの映像が如実に物語る。

農用林であった頃の武蔵野の雑木林は樹木の直径が15～20cmにもなると薪炭用に伐採され、伐採後の切り株から萌芽するひこばえを次の新しい幹に仕立てていた。こうすることによって効率よく、わずか15年程度のサイクルで薪炭に適した大きさに生長し更新が可能となる（萌芽更新）。ヤマの手入れは主に冬の仕事であるが、樹齢が若い間は夏場の下草の繁茂が著しく、この期間は炎天下での下草刈りも欠かせない。

一昔前の武蔵野の雑木林は端正で美しく、季節ごとに違った表情を見せ、多くの生き物たちを育み、私たちの心を豊かにしてくれた。これは自然そのままではなく、自然を人が管理していた結果であった。また、このような光景は生活者の勤勉さの証明でもあったが、農家の人たちにとっては日常生活の一部であり、特別に意識されていたものではなかったのである。農家にとって雑木林とは、多くの文人たちの感性を刺激したような「美的な」「芸術的な」ものではなく、農家の人たちの生活のための空間そのものであった。互いに競争するように丹精込めて、一定の周期で長年繰り返されてきた労働の結果、畑と相まって武蔵野の情景が形作られた。日本各地に見られる田んぼと同じように、雑木林では人間が深く関わり、人間の営みが遷移を抑える役割を果たしてきた二次的な自然で、この人間の行為こそが生物の多様性に寄与してきたのであった。

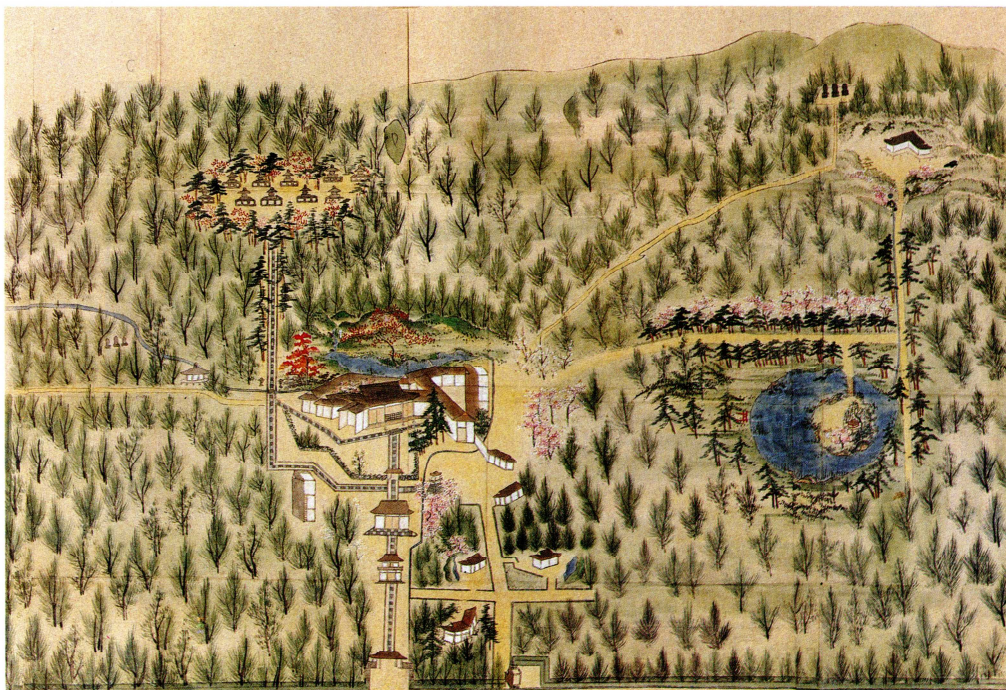
ここでは、自給自足に近い、自然の恵みを有効に使った無駄のない暮らし、一言でいえば、「物を大事にする暮らし」、今風にいえば「循環型農業」がわずか50年前まで東京の近郊で続けられていた。それは自然に依存した生活、現在の社会が求めている環境に対する負荷が小さく、生物多様性が維持されたエコロジカルな生活ではあった。けれどもそれは、今の尺度からすると、つましく、貧しく、厳しい労働を伴い、情緒的な感情は排除された上での合理的なものであったといえる。

## 2 平林寺の雑木林の成立過程

平林寺は松平信綱によって切り開かれた野火止新田の端部に位置するが、当初は現在のさいたま市岩槻区平林寺にあり、寛文3年（1663）に現在の位置に移転された。現在は広大な敷地を有するが、移転当初の様相は明らかではない。宝永年間

（1704～1710）又は宝暦年間（1751～1763）に描かれたと考えられる図2-1「平林寺境内絵図」には、主要伽藍とともに塔頭、本堂裏の庭園、境内に流れ込む野火止用水平林寺堀、大河内松平家廟所、歴代塔所、塔所前の塔頭が描かれ、樹木も細かく表現されている。本堂裏の庭園にある池の対岸に、枝ぶりの良い、赤く細かい葉の樹木が主木として一本だけ描かれている。この庭園には、それ以外の樹木はなく、築山の奥は雑木林である。池、築山と主木による象徴的な庭の構成となっている。この主木と同様の書き方の樹木が、絵図左側の大河内松平家廟所の周りにマツとともに描かれている。絵図から主木の樹種を特定することは困難だが、現在の境内林の構成樹種で枝ぶりが似ているのはモミジである。伽藍周辺には針葉樹の大木、大河内松平家廟所にマツとモミジ、弁天池周囲の樹木はマツとマツ並木と考えられ、本堂と弁天池の間にはサクラと思われる樹種（「江戸名所図会」に「載溪堂櫻車道」との

表題有り)が描かれている。しかし、その他の区域では、他の場所で描かれている樹木のほとんどは落葉広葉樹と考えられ、境内の大半が今でいう雑木林であったことが想像される。



平林寺境内絵図

図 2-1 平林寺境内絵図

川越藩の政策には、雑木林の奨励と萌芽更新の方法が指導されている様子が見て取れる。川越藩が慶安3年(1650)閏10月17日に領内に下した「川越藩郡方条目」の中で、コナラ・クヌギといった雑木林の中心をなす樹木は、材木になるべき木は枝下ろしをして育て、細木は薪にするように命じ、さらに切り口から出た若芽を発育の良い2本だけを残して刈り取るように指導している。これは、近世以降の武蔵野の薪炭林としての薪炭林施業法に一致しており、川越藩の新田開発に伴う薪炭林形成が後世の野火止周辺の植生や景観に大きな影響を与えたと考えられる。

平林寺が野火止に移転して主要伽藍が完成したのは寛文3年(1663)である。その後、塔頭の位置は変遷した。雑木林がどのように形成されたのか明らかではない。野火止新田の開発に近隣16か村の出作が大きな影響を及ぼしたものと思われ、川越藩により奨励されたコナラ・クヌギの植林は平林寺の所領においても推進され、広大な雑木林の形成に至ったものであろう。

江戸時代(詳細時期不明)に描かれたと考えられる図2-2「寺領絵図」には、主要伽藍とともに塔頭、大河内松平家廟所、歴代塔所、塔所前の塔頭、弁天池などが描かれ、樹木も表現されている。主要伽藍周辺と歴代塔所への沿道にはスギと思しき針葉樹、大河内松平家廟所裏にはマツ林が描かれている。



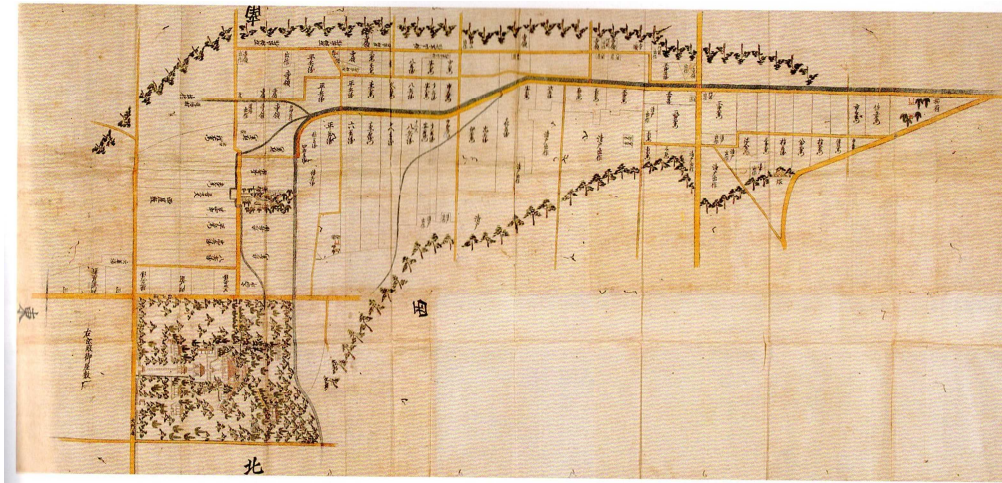


図 2-2 寺領絵図

また、明治40年（1907）9月に出版された図2-3「金鳳山平林禅寺之景」には、主要伽藍、本堂裏の庭園、大河内松平家廟所などが描かれ、樹木も細かく表現されている。本堂西の大河内松平家廟所への参道沿いにはスギと見える樹林、大河内松平家廟所裏にはマツ林、大門通り沿いの野火止用水の外側に桜並木が描かれている。

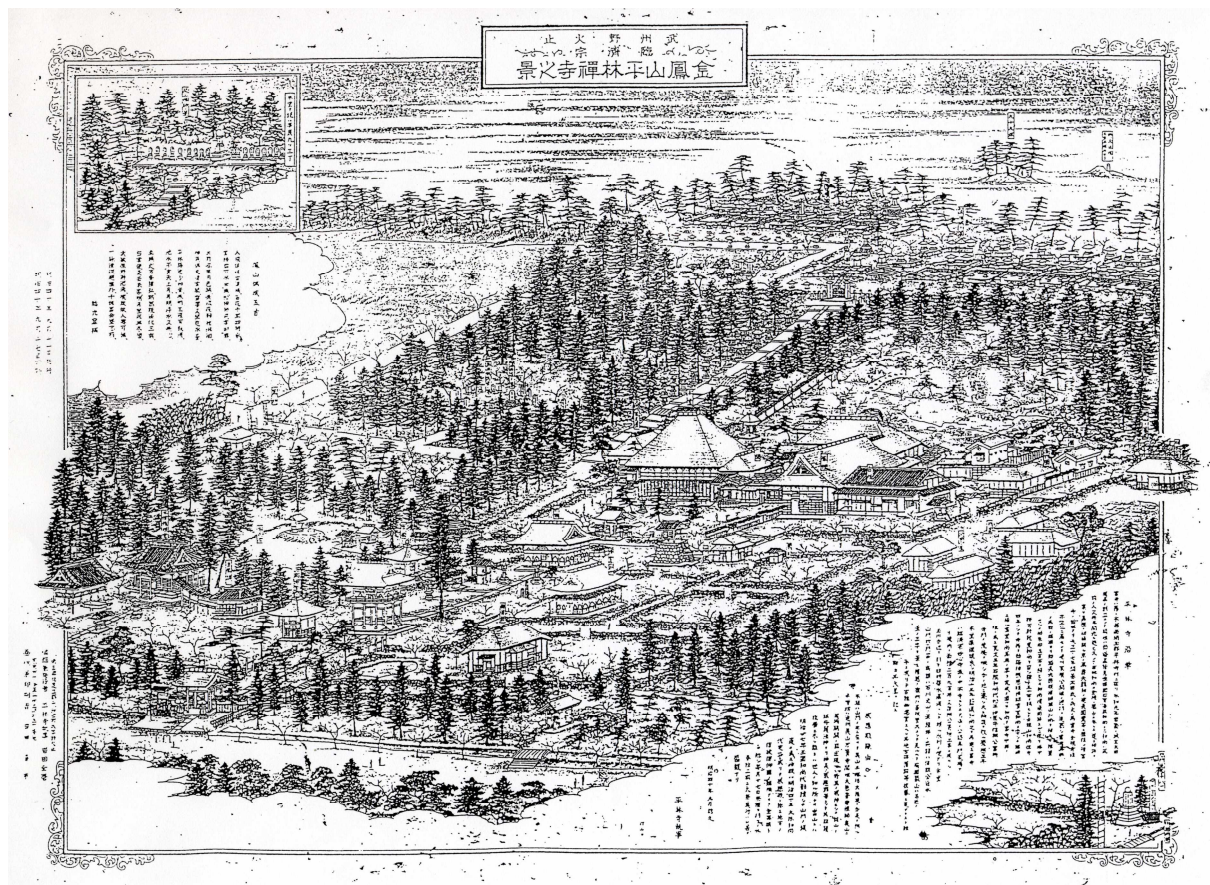


図 2-3 金鳳山平林禅寺之景

雑木林は農業の営みとともに、農用林として維持管理され、薪炭や堆肥を作り出す場として暮らしに密接に関わってきたが、近年、生活様式の急変により農用林としての雑木林は価値を失って放置され、林床にはササ類が繁茂し、植生遷移が進み構成種が変化しつつある。<sup>5)</sup>

## 第5節 平林寺境内林の自然環境

### 1 平林寺の植生

平林寺の約43ヘクタールに及ぶ寺域の自然は多様である。平林寺の伽藍は広大な樹林の中にある。鬱蒼としたスギ・ヒノキの古木が諸堂を取り巻き、手入れが行き届いた庭園と相まって禅の修行道場にふさわしい静寂な雰囲気醸し出している。奥庭（林泉境内）の背後にはシラカシを主体とする常緑広葉樹林があり、さらにその外側にはコナラ・クヌギを主体とする落葉広葉樹林が寺域一帯に広がっている。この広葉樹の林は、かつて農用林として周辺にも分布していた「武蔵野の雑木林」の一部であったところである。また、一般には公開されていない畑地、梅林、防火用水池などのオープンスペースが寺域北側の雑木林を二分している。

平林寺の林に自生している植物の多くは武蔵野の雑木林を彩り、特徴づけていた種類で、稀少性の高いものも含まれている。また、上述のように、平林寺境内林は「農の風景」と「禅寺の風景」の二重構造となっている。さらに寺域にはいくつもの特色ある植生が見られ、特徴ある平林寺の景観を形作っている。

#### (1) コナラ、クヌギなどで構成される落葉広葉樹林

寺社林や屋敷林を取り巻くように、図2-5-2のように上層にアカマツが、中層以下にコナラ、クヌギ、イヌシデなどで構成される二段林が最も面積的に広く展開する。このような広葉樹林は武蔵野台地一帯で薪炭材や落葉等を得る場として農家の利用に供されていたものである。

#### (2) スギを主体とする針葉樹林

スギにヒノキが混じる針葉樹が諸堂を取り巻いている。厳しい禅の修行道場にふさわしい佇まいを感じさせる木立は面積的には落葉広葉樹林に次ぎ、寺社林本来の部分であるといえる。元々は堂宇の普請に備えた植林であったものである。

#### (3) 針広混交林

##### ①屋敷林

僧堂の北側とスギ林との間、ちょうど建物の北西に当たる一角は、ケヤキやシラカシの大木にミズキ、イロハモミジ、モウソウチク、さらにはスギなどが加わった樹木が取り囲んでいる。これは新座一帯の農家の屋敷林でよく見られる植生で、僧堂にも地方の慣習が取り入れられているようで興味深い。東に移るにつれてモウソウチクの割合が多くなるが、純粹の竹林ではなく針葉樹、広葉樹が混交している。

##### ②シラカシを主体とする常緑広葉樹林

本堂、林泉境内の裏側一帯林はシラカシを優占種とする常緑広葉樹林である。寺域内で最も常緑広葉樹の割合が高く、スギに混じり、ホオノキ、ケヤキ、ムクノキなどが混ざる。

#### (4) マツ林

野火止塚の辺りは天然記念物指定当時、高木層にアカマツが優占する林であったが、アカマツの多くが枯死したことから、その後補植が行われている。代償植生として成立し、現在はほとんど見られなくなっているが、アカマツは周辺の雑木林でも燃料用や建築用材として広く植栽されていたと考えられる。上山霊園と中央遊歩道との間の林は、白水敬山老師が自然に侵入してきたアカマツを育成したが、野火止塚周辺のマ



ツ枯れとほぼ同時期に枯れ、シラカシ混じりの林となった。

#### (5) その他

モミジ山は、寺域の南西部にあった上野高校の施設跡を中心に、イロハモミジなどカエデ類が近年になって大量に植栽され周囲とは異なる植生になっている。

また、現在、麦の耕作地を土地交換により取得し、ウメ等を植栽した梅林や、畑として利用されている一帯（現在は非公開）がある。ここは、畑以外にも梅林のほか作業場、各種の樹木の植栽など様々な目的に利用されている。さらにこのスペースの南西端には防火用水の確保などを目的とする広さ約3,000㎡の池が設けられている。このほか、近年スギ、ヒノキ、カツラ、エノキなどが植栽された区域がある。

## 2 境内林の生物相

平林寺の境内林は、我々の身の回りから姿を消しつつある多くの動植物に生息・生育場所を提供する緑地としてもかけがえのない存在である。資料に添付した武蔵野野鳥の会の調査によれば、寺域内で見られる生物相は次のとおりである。また、生息・生育する動植物の中には多くの稀少性の高い種類が含まれている。<sup>6) 7)</sup>

#### (1) 植物

平林寺の林には約250種の草本、約160種の木本が見られる。多くが武蔵野の雑木林を彩り、特徴づけていた種類で、埼玉県で絶滅危惧種に指定された種類も14種を数え、中には極めて稀少性の高い種類も含まれている。

#### (2) 鳥類

近年、日本国内で観察される鳥が土地開発などによって、種類数、生息数ともに減少し続けている。残念ながら、平林寺でも周辺環境の悪化もあって同様の傾向は否めない。とはいえ、首都圏近郊に大規模な緑地がほとんど消滅した今、広大な平林寺の林は野鳥たちにとっては、かけがえのない聖域で、近年ますますその重要性が大きくなっている。これまで平林寺で観察された種類は、100種に上っている。

#### (3) 昆虫

##### 蝶類

平林寺の寺域で生息が確認された蝶の種類は、皇居とほぼ同じ54種類で、中には、埼玉県（荒川以西）で絶滅が危惧されている種類が3種含まれている。温暖化の影響のためか、最近、ナガサキアゲハ、ムラサキツバメ、ツマグロヒョウモンなど南方系の種類が相次いで観察されるようになった。

##### バッタ類

これまでの調査で生息が確認できた直翅目は27種である。このうち、埼玉県（荒川以西）で絶滅が危惧されている種類が3種含まれている。さらに、ショウリョウバッタモドキやニホントビナナフシなど、発見が埼玉県内では2例目の記録と考えられる種類も生息している。

## 3 平林寺の雑木林の四季

平林寺の雑木林では現在も多くの生き物たちが相互に関連し合いながら生活している。冬にクズ掃き（落ち葉掃き）をし、よく手入れされた雑木林はまるで小宇宙かの

ようで、人ともかかわり合いながら輪廻転生を繰り返す。

## 早春

春とは名ばかりであるのに林の外ではオオイヌノフグリが真っ先にコバルトブルーの花を付ける。春の訪れである。ヒメオドリコソウ、カキドオシの赤紫やヘビイチゴの黄、ナズナやハコベの白がそれぞれ少しずつ時間をおいて可憐な花を付け始める頃には、雑木林の林床にも柔らかな陽の光を浴びて緑のじゅうたんが敷かれる。タチツボスミレ、ミツバツチグリなどである。日陰の少し暗い場所を好む赤紫のムラサキケマンは、華鬘草の名のとおり禅の仏寺を飾るにふさわしい。イヌシデの樹冠は芽ぐみ、ほんのりとした赤みが遠目からも春の近づきを感じさせる。林内で真っ先に可憐なピンクの花を付けるのはウグイスカグラである。

## 春

やがて雑木林の木々が目覚める雑木林の芽吹きは遅い。それでも早い年は3月の終わり頃になると、ヤマザクラが真っ先に紫がかった薄紅色の花を付ける。赤みが強い黄土色の柔らかな新芽が吹き出すのとほとんど同時である。一足先に咲くソメイヨシノに比べると絢爛さでは敵わないが林の中ではいかにも暖かい雰囲気漂わせる。

桜が散り始めるのを待っていたかのように、林の芽吹きが一斉に始まる。一足早いイヌシデの芽吹き、紅く彩りを添えるアカシデの新芽、羽化にも似たコナラやクヌギのやわらかな新葉の膨らみと長く垂れ下がった花序など。クヌギの新芽は赤みがあるがコナラは銀鼠色である。少し早くクヌギが芽吹くが、遠くから眺めると樹形の違いもあってコントラストが面白い。林床から樹冠まで萌木色に染まり新緑が点描画の世界をかもし。林に入るとまるで深い緑の海の中に佇んでいるかのようなようである。林床の茂みのあちこちはシュンランが花を付ける。

群れを解いてつがいになったシジュウカラは盛んに囀り、エナガは抱卵を始めている。

## 初夏

シジュウカラは子育てに忙しく、雛の待つ巣箱へ一時間に何度も餌を運ぶ。高山に繁殖のために移動途中の渡り鳥たちが林で羽を休めている。

林は明るい緑であふれる。エゴノキは武蔵野ではあまり使い道がないとされるが、白い花が雑木林を一層明るくし、実は秋になると鳥たちを引き寄せさせる。幾層にも重なるミズキの花や甘い香りを漂わせるホオノキの花も清楚な純白である。

林床をオオバギボウシの柔らかなしゃもじのような葉が覆う。初夏の林床を引き立てるのはユリ科の植物である。寺院の軒の宝鐸に由来するホウチャクソウ、花の大きさから稚児に見立てたチゴユリ、鳴子のように花が連なるナルコユリなど。2個の苞葉を鰐口と見たワニグチソウもある。ランの季節でもある。シュンラン以外に平林寺でも春から夏にかけていくつかの種類のランが花を付ける。

## 夏

緑の濃さがピークになる時期である。この時期まで林の緑は時々刻々微妙に変化を続ける。灌木類の繁茂も最大、林の中が暗く感じられる。セミ時雨の中、繁殖期を終え換羽期に入った鳥たちは葉陰で密やかに動きを止めている。7月、数は少ないが華麗という形容がふさわしいヤマユリがオオバギボウシと同じ頃に花を付ける。7月の

終わり頃、林床では所々でコバギボウシが暑さを避けるようにして淡い赤紫の花を付ける。

## 秋

秋が訪れ、モズの高鳴きが一段落する頃、緑の葉は次第にくすんだ黄緑に変わり、それがだんだんと黄色が深くなり、やがて褐色となって木々は冬を迎える準備のために葉を落とす。平林寺は近年カエデ類の紅葉の名所として知られるようになったが、本来、平林寺境内林の秋は黄葉なのである。クズ掃きをしない区域では、林床を敷き詰めた落葉はやがて柔らかなじゅうたんのよう腐葉土の層となる。ムラサキシキブ、コナラ・クヌギのドングリ、ガマズミ、サルトリイバラなどが結実し彩りを添える。林床の一年を締めくくのはリンドウの紫の花。北国や高山から冬鳥たちが来訪する。

## 冬

冬の武蔵野は乾燥した日が続く。そのような日に砂嵐が平地を襲うことがある。もうもうと吹き上げられた砂埃は雑木林で叩き落され、クマザサの葉を白く装うかのようにうっすらと積もる。雑木林の除塵機能に気付くときである。春を待つ冬芽がほのかに色付き始める。

## 4 往時の景観

織田一磨氏は彼の著作『武蔵野の記録』（昭和19年）の自序の中で「武蔵野は近く東京都になるのだから、やがてその名前も、朝夕見馴れたその姿も、特有の相貌も、何れは遠からず消滅し去って、永遠に帰る日もあるまいと、そのお別れの心からこの一巻を綴ることにした。」と記したが、予言は不幸にして的中した。あまりにもありふれた日常の光景であったためか、あるいは撮影するためのカメラが普及していなかったためか、おそらく両方の理由で、残念ながら往時の雑木林の様子、特に新座やその周辺の雑木林そのものの写真がほとんど知られていないようである。

多くはないが、戦前から昭和40年頃にかけて雑木林の写真が写真集などに収録されている。いずれも、林床がササ類や灌木で覆われた現在の風景とは異なる。実際の大きさは分からないが、直径は小さく、樹高は低い。

雑木林以外についても平林寺境内林の様子を物語る写真は多くない。昭和40年代から50年代にかけて撮影された写真以外は戦前の絵葉書のみである。写真を見ると半僧坊前の区域は樹木の植栽も少なく、現在より閑静な雰囲気が見てとれる。また、参道の鬱蒼とした並木は平林寺の歴史と静謐さを感じさせるものがある。



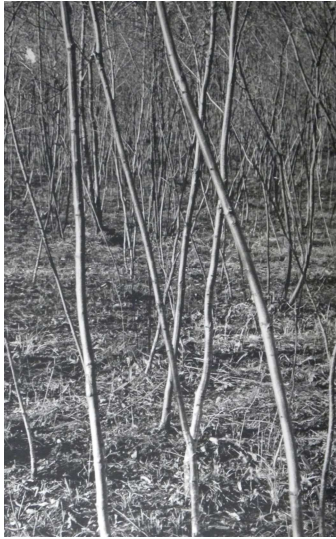


図 2-4-1 志木付近のコナラの林<sup>8)</sup> 図 2-4-2 平林禅寺パンフレット写真 (昭和 40 年)  
往事の武蔵野の雑木林の様子



図 2-5-1 旧水神社北付近 図 2-5-2 業平塚脇の平成 26 年度伐採予定地  
往時の平林寺の雑木林の様子 (昭和 49 年頃・福田知明氏撮影)



図 2-6-1 平林寺山 (三) 門の紅葉



図 2-6-2 平林寺大門の桜  
平林寺の戦前の古絵葉書

## 第6節 伝統的農業の行き詰まりと雑木林の今日的価値

### 1 首都圏近郊農業の変貌

雑木林から薪を切り出すための伐採は昭和20年（1945）頃まで東京で行われ、また、昭和30年代頃まで、平林寺の雑木林には多くの人々がクズ掃きに入っていた。しかしながら、近年の経済成長に伴う生活様式の変化、具体的にはエネルギー革命（燃料の変化）や金肥（化学肥料・農薬）の普及が、武蔵野の農業が基盤としていた、雑木林を中心とした循環系の破綻をもたらした。首都圏近郊の自然は見る影もないほどの変貌を遂げ、自然は多様性を低下させた。「雑木林型循環型社会」は、農業に関わるいろいろな要素が微妙にうまくかみ合いながら機能することで成り立っていたシステムで、その根幹がゆらぎ、一挙に崩壊に繋がったのである。雑木林と同様に二次的な自然である、武蔵野台地の周囲を流れる首都圏近郊の荒川支流流域の水田もほぼ時を同じくして放棄されて宅地に転用された。上流地域の僅かばかりの住宅建設が放棄のきっかけになったケースもある。住宅からの排水のために川が富栄養化し稲が結実しなくなったからである。

経済的な基盤を失くした雑木林の多くは無用の長物となり、廃材置き場、倉庫などへの転用が相次いだ。平林寺の林も決して例外ではなく、手入れが不十分なままに樹木は高木化し、落葉は堆積、灌木やササ類の進出が目立つようになった。それまで意識されることなく果たしてきた環境面での機能（生物多様性への貢献など）の重要性が注目され、保全の機運が高まるのはずっと後になってからである。

### 2 経済的実利性以外の価値—多様性のある生態系

ここで平林寺境内林の天然記念物指定理由に示されている概念を、保全を図る見地からさらに明確にしておきたい。

経済的実利性（農用林としての有用性）とは別に、前述のように雑木林は実に様々な環境的な利点を持ち、多くの生物に生育・生息場所を提供している。‘武蔵野の野鳥’、‘武蔵野の野草’あるいは‘武蔵野の蝶’などとして登場する生き物たちは、人間が適度に自然に干渉し、無意識のうちに彼らと共存できる環境を作り上げてきた所産である。また、平地の大規模緑地が果たす環境への貢献も見逃せない。都市公園の緑地と同様、いやそれ以上に気温上昇防止、防塵・脱塵（塵芥ろ過機能）、防風（空っ風対策）、防火、保水効果などの効果を発揮する。

さらに、潜在的価値というべき人々の情感、審美感に訴える雑木林の文化財としての側面を持つ。

- ・伝統的な武蔵野の雑木林の情景（すなわち、平地の落葉広葉樹林の景観）
- ・民俗学的価値（雑木林は人々の暮らしに直結していた生活の場）

現在、武蔵野の雑木林と人々の生活や実用性との関係が希薄になっている点では、明治の文人たちの雑木林の捉え方と共通するところがある。また、今の時代、明治とは違って消えゆくものに対する一種の惜別の感情が人々の審美感を刺激しているのかもしれない。「滅び行くものは美しい」とする現代人の情感と明治の文人が雑木林に抱いた思いとはおそらく異なるものなのであろう。

これまで見てきたように、平林寺境内林を特徴づける農用林と寺社林が複合された

自然は、景観の面だけではなく、環境保全、環境緑地としてその価値が相対的に高まる一方で、社会の変化によって「用」の部分が欠落した。林の所有者は、伝統的な「景」を維持するという、大げさに言えば、きわめて公共性の強い目的のためだけに費用を負担するか、それとも雑木林を放棄するかの決断を迫られている。

前述の織田一磨氏は同じ自序において主張する。「この武蔵野が東京都としての都市になるのなら、せめて入間川か、多摩川の一角に昔のままの武蔵野を遺して、完全に保護を加へ、天然記念物に指定するという企てが望ましい。緑地帯としてではなく。武蔵野として、全く人工を加へない地帯がほしいのである。」と。まったく人工を加えないことの是非はともかくとして、平林寺境内林こそ、織田氏が主張する天然記念物にふさわしい。昔のままの武蔵野を残して完全に保護を加える必要がある。昔のままとは、第一義的に「生物多様性に配慮しながら、植生を昔のように回復させ、手入れを施し、景観を維持する。」ということである。



### 第3章 近年の変質

#### 第1節 変質の概要

周辺の雑木林のほとんどが姿を消すか荒廃が進む中、平林寺境内林も少なからず変化があった。天然記念物指定以降、境内林に生じた質的変化（変質）を下表にまとめた。この変質は景観の変化をもたらせた。生物相にも変化が認められ、林の変質との因果関係は明確ではないが、管理の在り方が大きく影響していると考えられる。

変質の原因として人手不足による管理不足など各種の要因が挙げられるが、確固とした管理方針に基づいた管理システムの欠如の影響も大きいと考えられる。また、目標植生や管理体制についての関係者間での情報の共有や議論が不十分であったことも否めない。今回の議論、計画策定の意義はここにある。

表 3-1 落葉広葉樹林の変質

	項目	影響
1	放置（手入れ不足）による変質 ・高木化、枯木放置 ・常緑樹・低層木、ササ類の繁茂 ・落葉堆積	景観の変化、林床植生の貧化 (生育不良)
2	特定種の植栽（イロハモミジ、ツツジ類） ・モミジの日照を確保するためのコナラ、クヌギ、ホオノキなどの伐採	風情の変質、林床の陰化、林床植生の貧化

備考：これまで雑木林の本来種とされていた草本類が次第に勢力を失いつつある。また、既に消滅した種もある。

表 3-2 その他の区域

	項目	影響
1	マツ枯れ ・松くい虫（マツノザイセンチュウ）被害 ・スギ、ヒノキの補植	景観変化、林床植生の貧化
2	僧堂周辺の針葉樹林（スギ、ヒノキ）枯損、心腐れ、溝腐れ	景観変化
3	通路の拡幅、舗装、転圧（3～5m幅の道路が境内を一巡）*	通路部分の圧密、無生物化（林縁植物の後退、貧化）

\*保安・防災上の理由

#### 第2節 変質の状況

上記の植生の変質の具体的な状況は、次のとおりである。

##### (1) 落葉広葉樹林

以前行われていた萌芽更新がほとんど行われなかったため遷移が進行した。二次林

である雑木林を放置して遷移を進行させ、極相に近づけることによって、鳥類の良好な生息環境を確保する、という考えもあったようである。

このため、遷移の進行による大径木化や、それに伴う樹幹淘汰が進行している。構成樹の高木化で冠雪害や強風による上部の枝の折損が目立つようになった。また、根株腐朽被害木や被圧木の倒伏が近年目立つようになった。さらに、陰樹の侵入が目立つほか、林床はアズマネザサ、クマザサ、小低木で覆われた区域が大半を占めるようになり、林床植生の貧化を招いている。



図 3-1-1 毎年下刈り・クズ掃きが行われている区域 (下山大門通り沿い) 図 3-1-2 手入れ不足の影響が著しい区域 (下山南東部)  
現状の落葉広葉樹林 (平成 26 年 3 月撮影)

## (2) モミジ (カエデ類) の植栽

「イロハモミジは新座市の木でもあり、美しい。」との理由でモミジの植栽が続けられた結果、今では平林寺が紅葉の名所としての名声が定着した。しかし、モミジが増えれば増えるほど武蔵野の情感は失われる。

元々は、伽藍周辺、平林寺大門通り及び陣屋通りの敷地境界に沿って散在していたに過ぎなかったが、平成10年(1998)頃からモミジの植栽が積極的に進められ、モミジ山と称される上野高校敷地跡を中心とした上山一帯、散策路沿いはモミジで埋め尽くされるような状況になっている。このままでは、木の成長に伴い、今後このような傾向がより強まるものと考えられる。長い目で見れば、秋の情景としての平地の落葉広葉樹の黄葉は稀少性が今後一層高まるものと考えられる(平地の落葉広葉樹林の更なる減少は不可避であり、平林寺の林は大きな潜在的価値を持っている)。

**備考1:**ここでは「モミジ」を寺域に見られるカエデ科の総称として用いている。寺域ではその多くをイロハモミジが占めている。本種はイロハカエデとも言い、山地の日当たりの良い、やや湿気のある沢沿いや斜面に自生するとされる。

**備考2:**昭和52年(1977)に制定された新座市の木はモミジである。制定理由は次のとおりであるが、当時平林寺境内のモミジが、市民が誇りとするほど多く植栽されていたのか甚だ疑問である。

『モミジは市内に多くみられ、四季を通じて豊かな趣をそえており、古くは平林寺の参道や川越街道にトンネル状をなしていました。また、かつての国定教科書の「野火止用水」の中にも記載がみられます。特に平林寺境内のモミジは市民の誇りとして愛着を集めています。庭木としても親しまれ、緑化推進にも役立つなどから市の木に決めました。』

**備考3:**原色に近い広大なモノトーンの植栽は近年の流行(各地の芝桜、コスモス、ヒガンバナ等々)で、これらを「美しい自然」と見る向きもあるが、日本の伝統的な審美感とは相容れ

ないものがある。生物多様性も極めて低い。

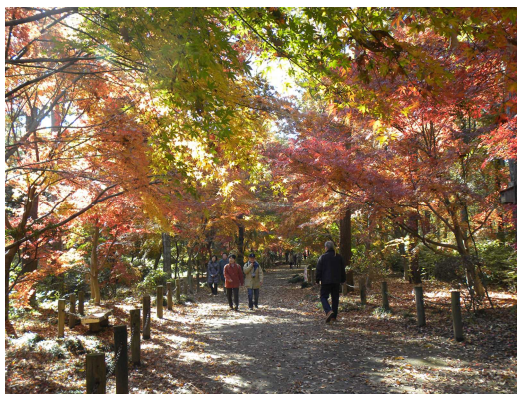


図 3-2 近年のモミジの植栽（上山散策路沿い）

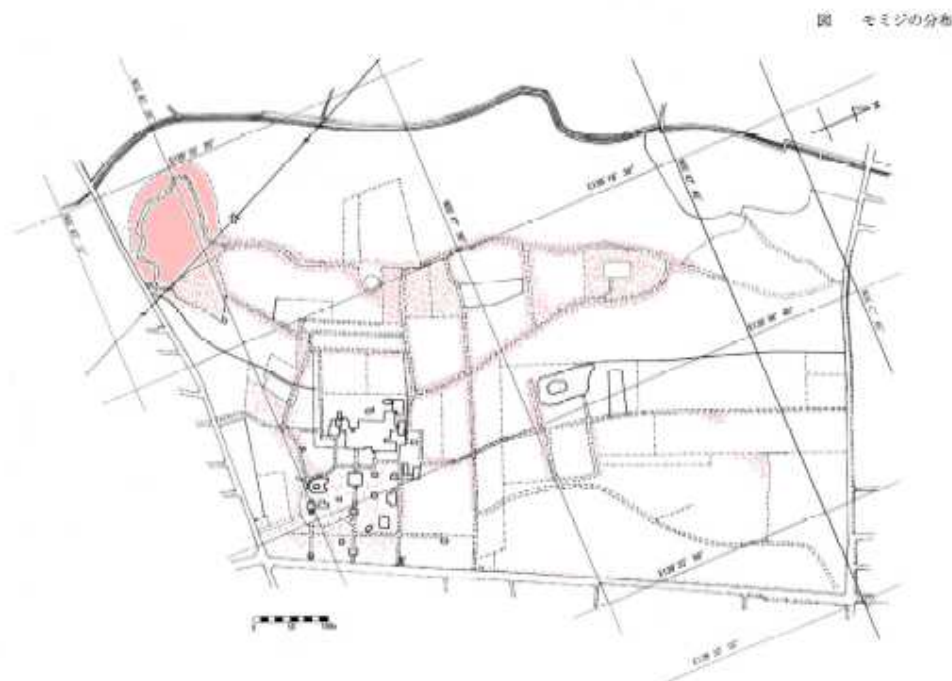


図 3-3 モミジの分布

### (3) スギ、ヒノキ林

昭和30年代に亜硫酸ガス、光化学スモッグなどの大気汚染等が原因だとして、首都圏近郊のスギ、モミなどが枯死する現象が問題になったが、その原因については結局明らかにならなかった。<sup>9) 10)</sup> 昭和49～53年頃、平林寺においてもスギ、ヒノキの老齢樹林が4～5年のうちに先端枯れを起こし(図3-4-2)、当初大気汚染によるものと考えられていたが、半僧坊前のヒノキ林の急速な集団古損が昭和40年代後半に起きたが、その原因は踏圧<sup>11)</sup>あるいは地下水低下によるものとの報告がある。

スギ、ヒノキの林が伽藍を取り巻くように配置されているが、樹齢もまちまちで、明らかに補植と見られる若い株が老齢樹に混ざっている区域も多い。一部の区域を除



いて、多くが溝腐れや根株腐朽病の被害を受けている。<sup>12) 13) 14)</sup> 原因として、罹病苗の植栽や枝打ち不良などの管理上の問題<sup>15) 16)</sup> や排水不良地への植栽などの立地条件も関係しているものと考えられる。平野部のスギ林等の集団枯損は水ストレスの影響が大きいと指摘されている。<sup>17) 18) 19)</sup> また、安全確保のための緊急伐採等を適切に行う必要がある一方で、本堂裏等の老齢スギ林の間伐は景観維持の面や、水ストレス関連から慎重な対応<sup>20) 21)</sup> が求められる。

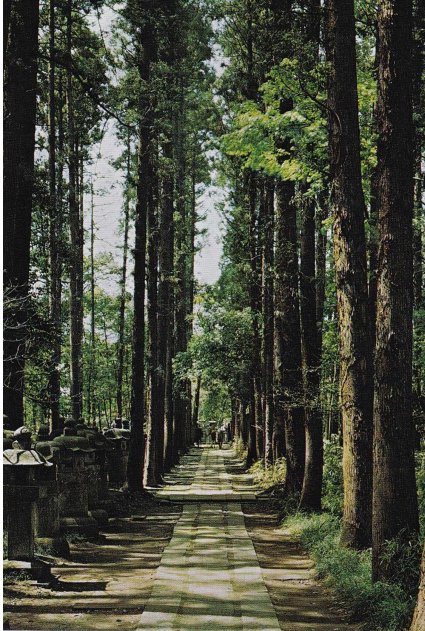


図 3-4-1 大河内松平家廟所参道のスギ林 図 3-4-2 半僧坊前から南門のスギ、ヒノキ林  
 (昭和 40 年平林禅寺絵葉書) (昭和 49 年 2 月・福田知明氏撮影)  
 平林寺のスギ、ヒノキ林



図 3-5 現状のスギ、ヒノキ林 (平成 26 年 3 月撮影)

#### (4) アカマツ林

建築用材や燃料として用いられてきたアカマツは、コナラやクヌギと同様、武蔵野を代表する樹種であった。現在、アカマツの分布は野火止塚周辺から業平塚にかけての疎林と松平家墓所裏の辺りに限定されたものとなっているが、天然記念物指定当時、コナラ、クヌギ林の上層木としてほぼ全域に分布していた。しかしながら、昭和 40 年代から始まり、昭和 60 年代に再び被害が拡大したマツ材線虫病により、実に何百本もの老齢樹が順次枯死し始め、僅かばかりの老齢樹と後日の補植株のみとなったの



が今の姿である。

防除薬剤注入にもかかわらず松枯れは今も続いている。また、マツ材線虫病による枯損後の補植木の管理が不十分であったことから一部‘荒れた’様相となっている。



図 3-6 かつての武蔵野のアカマツ林<sup>22)</sup>

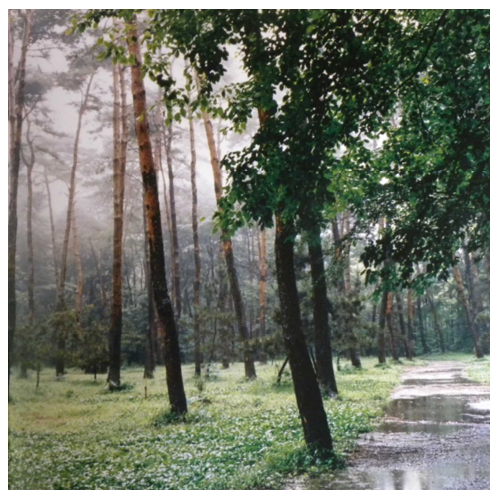


図 3-7-1 業平塚付近から野火止塚のアカマツ林 図 3-7-2 枯死しかかったアカマツ林<sup>23)</sup>  
(昭和 49 年頃・福田知明氏撮影)

#### 平林寺のアカマツ林



図 3-8 現状のアカマツ林 (平成 26 年 3 月撮影)

## 第4章 保存管理計画

### 第1節 再生の基本方針

農用林としての役割を終えた大規模雑木林を中心とした平林寺境内林を再生する目的を次のように設定する。

- (1) かつての武蔵野の雑木林（農用林）と寺社林とが併存する伝統的（歴史的）景観の回復
- (2) 生物多様性を担保する生態系（生物相）の保全、すなわち絶滅危惧種、武蔵野に特有の動植物の生息・生育環境の保全

上記（1）、（2）はそれぞれ独立した課題ではなく、いわば表裏一体をなすものである。（1）は農用林と寺社林との複合した、天然記念物指定当時（昭和40年代）の景観への回復を、（2）は首都圏近郊から姿を消しつつある動植物を積極的に保護するために、彼らの保管庫としての機能の保全を意図するものである。

この基本方針を具現するために、寺域をいくつかの区域に分け、区域ごとに目標とする植生を設定し、目標植生を実現するための方策を検討する（ゾーニング）。天然記念物指定当時からすると、第3章に示した、遷移が進行した部分やモミジなど特定の意図をもってなされた樹木の植栽などいくつかの変質がある。これらの変質に対してはゾーニングに際して予め許容する程度を設定し、野放図ではなく管理された状態で、限定的に現状を維持するのが現実的である。こうすることで、「いわゆる多摩丘陵以東の武蔵野における二次林を主体とした自然の残存地域として、学術上貴重であり、…」という天然記念物指定理由の趣旨から逸脱することなく、生物の多様性を確保し景観の修復を図ることができる。武蔵野の二次林としての価値の保全こそが、平林寺境内林の天然記念物指定の本来の意義であることに十分に留意しなければならない。

図4-2は計画の基本とする植生区分図である。寺域を大きくゾーンⅠ～ゾーンⅧの8区画に区分し、ゾーン内で目標植生が異なる区域を設ける場合は必要に応じてサブゾーンを設定する。今後、ゾーンごとに順次目標植生を決定し、目標植生を実現するための行動計画を検討、策定する。表4-1は、各ゾーンの基本的な管理方針と課題などを整理したものである。

この他、境内林内部の管理だけでなく、地元の人たちがどう境内林を評価しているのか、林の外からの景観も重要視されるべきであろう。雑木林の再生に向けての「平林寺の林」が、地元の人々にも愛されるように、地元に向けた再生計画が必要である。保安上や境内林管理の利便を図るため、惣門周辺を除き軽トラックが走行可能なパトロール用通路を外構柵沿いに整備する。さらに、強風下や降雪時に予想される罹病木の倒伏、落枝による人身事故や交通障害を防止するため、境界内側は最大樹高20m未満の中低木等を育成管理し、保安上の問題のみならず、近隣の住居、耕作地への日照を確保する。

なお、追加指定地である新座市睡足軒の森は、平林寺が所有し、新座市教育委員会の運営管理の下、市の施設として活用が図られており、他の区域とは位置付けが異なるため、施設の運営方針に沿った保存管理を別途行うものとする。





图 4-1 空中垂直写真で見る平林寺境内林の植生区分の概要（平成22年冬撮影）



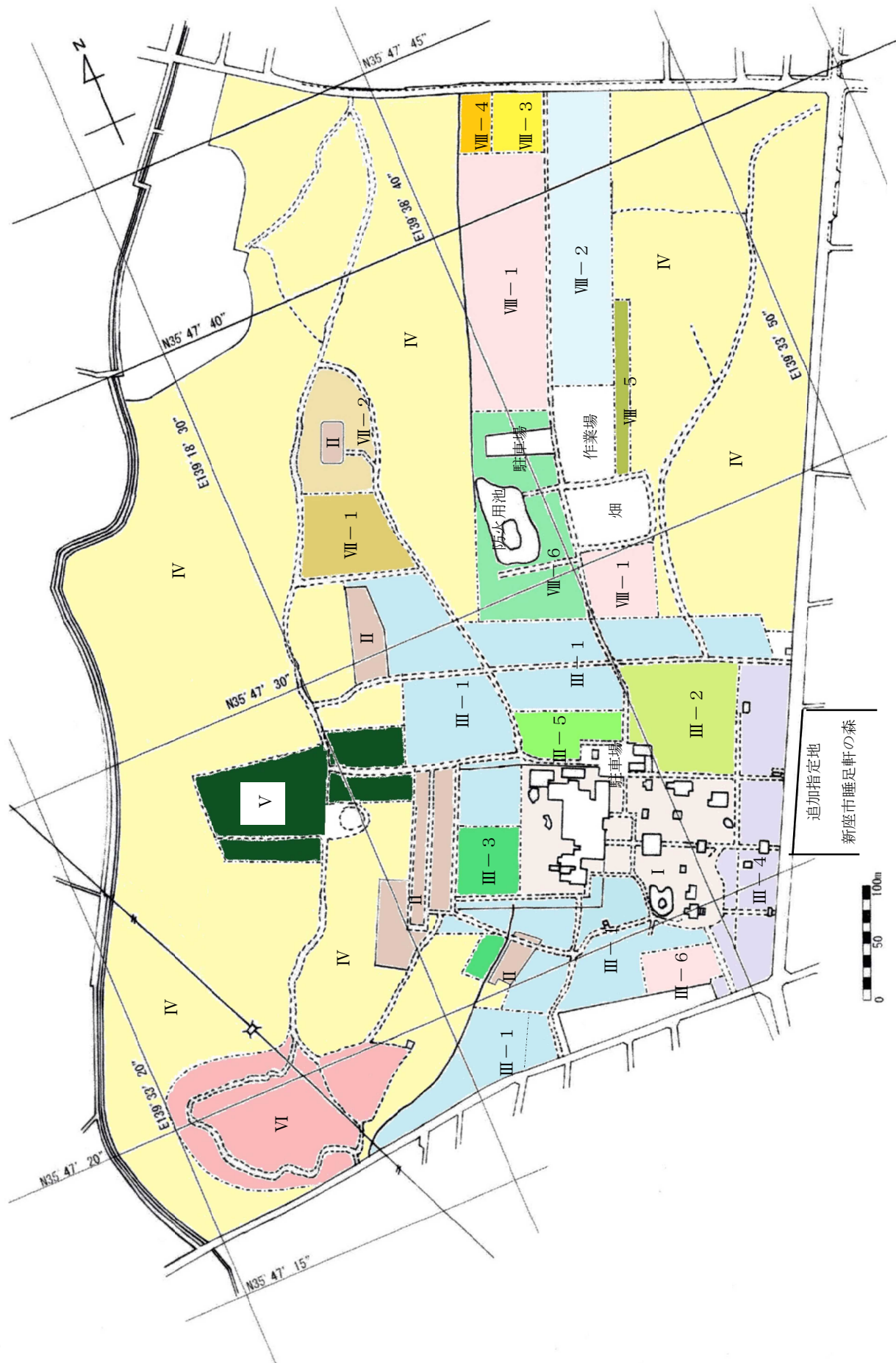


図 4-2 平林寺境内林植生区分 (ゾーニング)

I : 伽藍、庭園区域、II : 墓地、III : 伽藍周辺区域 - 1 (スギ・ヒノキ林) - 2 (モウソウチク林) - 3 (シラカシ林) - 4 (混交林) - 5 (屋敷林) - 6 (梅林)、IV : 落葉広葉樹林、V : アカマツ山、VII : モミジ山、VIII : 上山混交林 - 1 (疎林) - 2 (塔所周辺)、VIII : 下山ノ上山中間区域 - 1 (梅林) - 2 (スギ、ヒノキ) - 3 (エノキ) - 4 (カツラ) - 5 (下山境界) - 6 (庭園木)

表 4-1 ゾーニング

	ゾーン	方針	検討課題、留意事項など
I	伽藍、庭園区域	周囲との調和を損なわない景観の維持	平林寺の方針による。
II	墓地	周囲との調和を損なわない景観の維持	平林寺の方針による。
III	伽藍周辺区域	古刹にふさわしい伽藍周辺の景観を維持、保全する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物、敷地境界には、外部からの音や光を遮蔽するための植栽を検討する。</li> <li>・罹患木の除伐、間伐、補植（溝腐れ等罹病木及び花粉症対策のために雄花着生の多い個体を優先的に間伐）</li> <li>・間伐（夾雑する老齢広葉樹の保全を考慮する。）</li> <li>・原則、遷移に委ねる区域とする。</li> <li>・現在、植生の特徴が曖昧だが、罹病木の除伐、間伐を経て針葉樹が優占する植生に導く。モウソウチクは排除する。</li> <li>・屋敷林の伝統的景観の維持に努める。</li> <li>・林床に保護すべき草本が多く見られる。現状維持が望ましい。</li> </ul>
- 1	スギ、ヒノキ林		
- 2	モウソウチク林		
- 3	シラカシが優占する広葉樹林		
- 4	混交林		
- 5	屋敷林		
- 6	梅林（南門北）		
IV	落葉広葉樹林	傘伐を基本とし、萌芽更新を併用しながら、武蔵野の雑木林の景観、植生を回復させる。自然の多様化を図るため、一部例外区域を設定する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在クズ掃きが行われている区域は、特に林床草本が豊かな区域である。更新に当たっては、稀少草本が失われることがないように伐採前に移植するなどの十分な対策を講じる。</li> </ul>
V	疎林（アカマツ林）	かつての規模、景観に近づけるようアカマツ林の拡大を図るとともに林床の照度を確保し林床植生の活性化させる。また、分布を松平家墓所の方向に拡大する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な間引き、枝打ち（林床の日照確保）</li> <li>・松枯れ対策の実施（温暖化により、松枯れ症状も複雑化していることから、適期対応が求められる。）</li> </ul>
VI	モミジ山	天然記念物指定理由の趣旨から逸脱することがないように寺域内のモミジを適正に管理する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則、モミジはモミジ山及び伽藍、庭園区域に限定する。</li> <li>・古株、稀少種は残置する。</li> <li>・通路沿いの株は、再生林、サクラなどの眺望を阻害することがないように留意する。</li> </ul>
VII	上山混交林	現植生の特徴を生かすべく、樹種あるいは株の整理を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・塔所周辺はアカマツ、シラカシが優占していたが、枯死、伐採、ヒノキ、モミジの植栽によって植生が大きく変化した。また、この区域にはサクラ類の大木が散在している。</li> <li>・サクラを優占した区域を確保する。このゾーン西側にはヒノキが植栽されている。（枯死したアカマツの代替と見られる。）</li> <li>・塔所に相応しい植栽を行う。（現在はモミジ優占）</li> </ul>
- 1	疎林		
- 2	塔所周辺		
VIII	下山／上山の中間区域	元々畑地であった区域で、各種植栽のほか、畑、作業場、駐車場、防火用水池など様々な利用形態が混在している。寺の経営上必要とされる諸機能を勘案した上で、自然の多様性を高めるべく利用方法を、現状調査と並行しながら時間をかけて検討する。 このゾーンには、スギ、ヒノキのみならずエノキ、モミジ、アカマツなども植栽されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サクラ：この区域にはヤマザクラのほかにエドヒガンやシダレザクラなど注目すべき株が散在し、多く見られるソメイヨシノは他の区域と同様、枯死や老化が目立ってきている。ソメイヨシノの補植の可否を含め、サクラ類の保全策の検討を行う。</li> <li>・多くの蝶類の吸蜜源となっている。梅干し生産に向けての適切な管理を行う必要有り</li> <li>・間伐（溝腐れ罹病木、不整木等）、枝打ち</li> <li>・間伐（樹形が整っていないものから）、枝打ち</li> <li>・コスミレ、フデリンドウなどの稀少草本が見られる。</li> <li>・ツバキやサクラなどが植栽されている。樹種を確認した上で、保全方法を検討する。</li> </ul>
- 1	梅林		
- 2	スギ・ヒノキなどの植林*		
- 3	カツラ・エノキの植栽		
- 4	下山との境界区域		
- 5	庭園木などの植栽		
- 6	庭園木などの植栽		

## 第2節 主要ゾーンの管理方針

主要ゾーンのさらに具体的な管理方針は次のとおりである。

管理方針の概要は表4-1のゾーニングにも示したが、下記のように要約される。

### (1) 落葉広葉樹林（雑木林）の再生

図4-1, 2からも明らかなように、寺域の約6割を落葉広葉樹林が占めている。そして、平林寺境内林を保存管理する上で最重要課題は、落葉広葉樹林の再生であり、天然記念物指定当時の植生への回帰を目標とする。コナラ及びクヌギ（コナラを優占種）に加え、かつて平林寺雑木林の代表樹種であったアカマツ、イヌシデ、ヤマザクラ、イヌザクラ、エゴノキ、クリ、ホオノキ、コブシなどで構成される樹林を目標とする。

### (2) 古刹にふさわしい伝統的な景観の維持—スギ・ヒノキ林の保全

伽藍を取り巻くスギ・ヒノキ林は、現状では普請用材としての役割は考えにくい。しかしながら、伽藍の伝統的な佇まいとともに、その端正な木立が持つ深い緑、静寂さは禅宗の修行道場にふさわしい雰囲気醸成するには不可欠である。また、音、色などを外部から遮断する効果も期待できる。多くが溝腐れ、根株腐朽病の被害を受けているため、応急的な措置では対応が困難な状況にある。長期的な観点で、計画的に再生に着手しなければならない。

### (3) アカマツ林の再生

松枯れ被害によって、往時のアカマツ林の面影は見る影もない。適宜、補植がなされているが、密植、日照不足による枯死が目立つ。松くい虫の被害も収まっていない。間伐等の管理が不十分であったことから林相は‘荒れた’様相となっている。アカマツの植栽区域を拡大する方向で、かつての景観に近づけられるよう間伐、補植を計画的に実施する。

### (4) モミジの抑制

モミジの植栽の結果、平林寺はモミジの名所として観光スポットの一つに挙げられることになった。一方で、現状のモミジは、「特定の意図をもってなされた樹木の植栽」であって、天然記念物指定当時の状況からするとモミジの植栽により樹種構成、景観が大きく変化したことは否めない。天然記念物指定理由の趣旨から逸脱することがないよう、モミジを適正に抑制・管理しなければならない状況にある。

過植されたモミジは、特に夏季のうっとうしさ、景観阻害などの景観上の問題や、林床植生の貧化、天然記念物指定当時の植生からの乖離などの問題を抱えており、具体的な抑制方法を検討する。

### (5) 生物相の多様化のための施策

上記のほか、各ゾーンで次の例外処理を施すことによって、寺域内の自然環境の多様化を図る。

稀少性のある樹木、植物群はゾーンの保全方針の如何にかかわらず積極的に残置・保全する。原則、保安上問題がある場合を除き巨樹の除伐は行わない。

〔例〕

- ・本来種：ケヤキ、エノキ、シラカシ、サクラ類、アカマツ、コナラ、クヌギ、イヌシデ、ムクノキ、エゴノキ、モミ、アカシデ、コブシ、スダジイなど

- ・その他：カヤ、コウヤマキ、マテバシイ、イチョウ、トチノキ、アオギリ、ボダイジュ、クマシデ、ヤマハンノキなど

植栽に特別の配慮が見られる区域はその保全に努める。例えば、野火止塚、野火止用水沿い、参道沿い、松平家墓所周辺などにはコナラ、クヌギ以外の比較的大きな樹木が多数見られる。

更に次のような施業によって林床を適切に管理し、林床植生を武蔵野本来のものに回復させ、伝統的あるいは稀少な野草の保全に努める。

- ・クマザサ、アズマネザサの適正な刈り払い
- ・日照確保のための常緑低木などの除伐
- ・定期的な下草刈り、クズ掃き区域の拡大

#### (6) 寺域内サクラ類の再評価と保護

多くのサクラの巨樹が寺域内に散在している。野生種であるヤマザクラの巨木群、エドヒガン、栽培種ではあるがシダレザクラなど注目に値する株が少なくない。樹種、樹形など稀少性のある株については積極的に保護を行う。農用林である雑木林には本来サクラ類を残置しなかったが、平林寺境内林にはヤマザクラ以外にもウワミズザクラ、イヌザクラが多く見られる。一方で、植栽されたソメイヨシノの枯死が顕著である。このまま放置しておくことも選択肢の一つとして、何らかの対応が必要な時期に来ている。なお、野生種を含めサクラの多くは、モミジあるいは針葉樹との競合状態にある。

#### (7) クマザサの保全

クマザサは境内林の景観を特徴づける要素の一つである。天然記念物指定当初からも雑木林等の林床の大きな部分を占めていたと考えられる。しかし、放置すると分布が拡大し林床植生の貧化を招くおそれがある。他方、落葉広葉樹林の再生のため、伐採時には一時的に刈り払いが必要だが、指定当時の専有面積が維持されるよう管理を行う。これらを勘案しながら、推定される指定当時の占有面積が維持されるよう管理を行う。

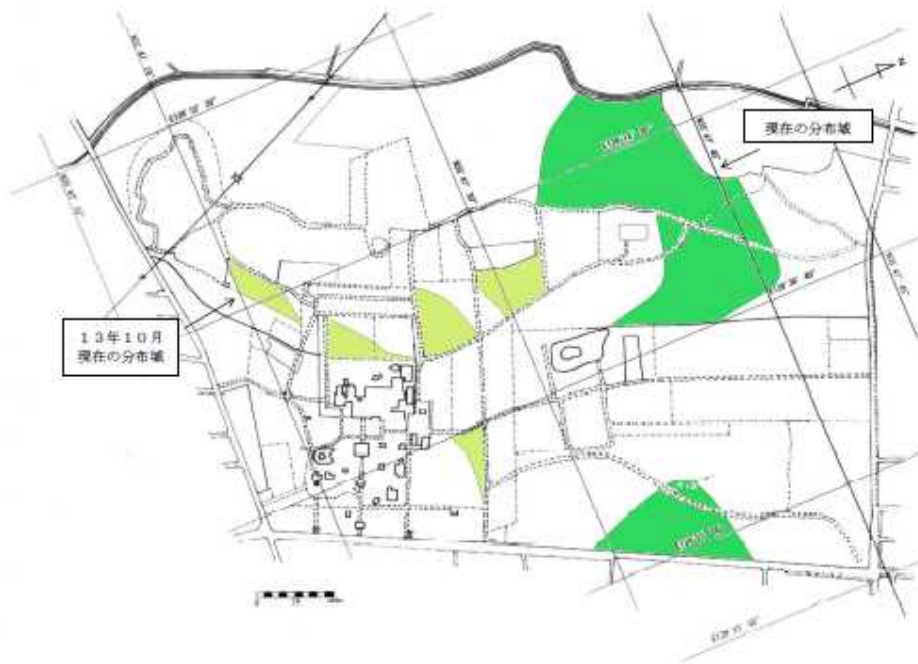


図 4-3 クマザサの分布区域

(8) 下山／上山中間区域の利用形態検討

元々、畑地であったこの区域の位置付けを再確認する。現状はいわばユーティリティーゾーン、すなわち畑地、梅林、資材置き場、防火用水池、作業場、駐車場などとして利用されているほか、スギ、ヒノキ、エノキ、モミジ類、サルスベリ、サクラ類、カツラなど各種植栽が行われている。この問題は、中長期的な課題として位置付ける。

(9) 高木樹種制限帯と後継樹林帯の設定

野火止用水側西斜面においては、更新伐採の遅れで20m以上に生育してしまったコナラ、クヌギなどにより、遊歩道沿いの民家や農地の日照が遮られ、倒伏や落枝による事故の危険性が高くなっている。このため次のような方策で対応する。

- ・外周路沿いの樹林は、その最大樹高分に相当する15～20m幅で、コナラ、クヌギ、シラカシなどの高木樹種の生育を制限する地帯を設定する。また、道路沿線に植栽された現在のスギ、シラカシ等の老齢樹木帯の枯損等に備え、内側に後継樹林帯を設定する。
- ・外構柵沿いに、内側少なくとも3～5mは、伐採時に低い位置で伐採し、再生萌芽も除去するとともに低木、ササ類は除去し、管理路として維持管理を行う。管理路は軽トラック走行可能な管理用道路として、将来、伐採作業やフェンス補修工事時の資材運搬用にも利用する。
- ・外構フェンス内側3～20mの部分には、高木樹種のシラカシや常緑低木類（アオキ、ヒサカキ、シュロ等）を除く、自生の落葉低木を中心に育成管理し、景観の保持と近隣住居等の日照確保に資する。



- ・外構フェンス内側20m以上（樹木の樹高相当）は、通常の萌芽更新を計画的に実施する。

### 第3節 落葉広葉樹の再生－落葉広葉樹林再生プロセス

天然記念物指定当時、既に林齢は推定30～40年生であった。現在、胸高直径30～40cm以上の林分では枯損株が多くなるものと考えられ、従来20～30年生林分で採られてきた萌芽による更新方法は困難<sup>24)</sup>と考えられる。このため、強度の択伐による萌芽更新と天然下種更新（傘伐）を組み合わせた手法を採用する。現在、既に再生プロセスの本格実施に先立ち試験区域を設定し、傘伐による再生試験を開始している。

#### 備考

傘伐（さんばつ）とは、伐期に達した林分を、親木（母樹）を残して周辺を伐採すること。伐採後は、母樹から落下した種子が親木の傘の周囲で稚樹として成長するところから‘傘（さん）伐’という。母樹は稚樹が生長した後、伐採し新しい林を生成する。

#### （1）対象区域

伐採対象区域は落葉広葉樹林区域全体とする。ただし、自然環境の多様性の確保、稀少動植物の保全の観点等から例外区域を設ける（図4-4参照）。

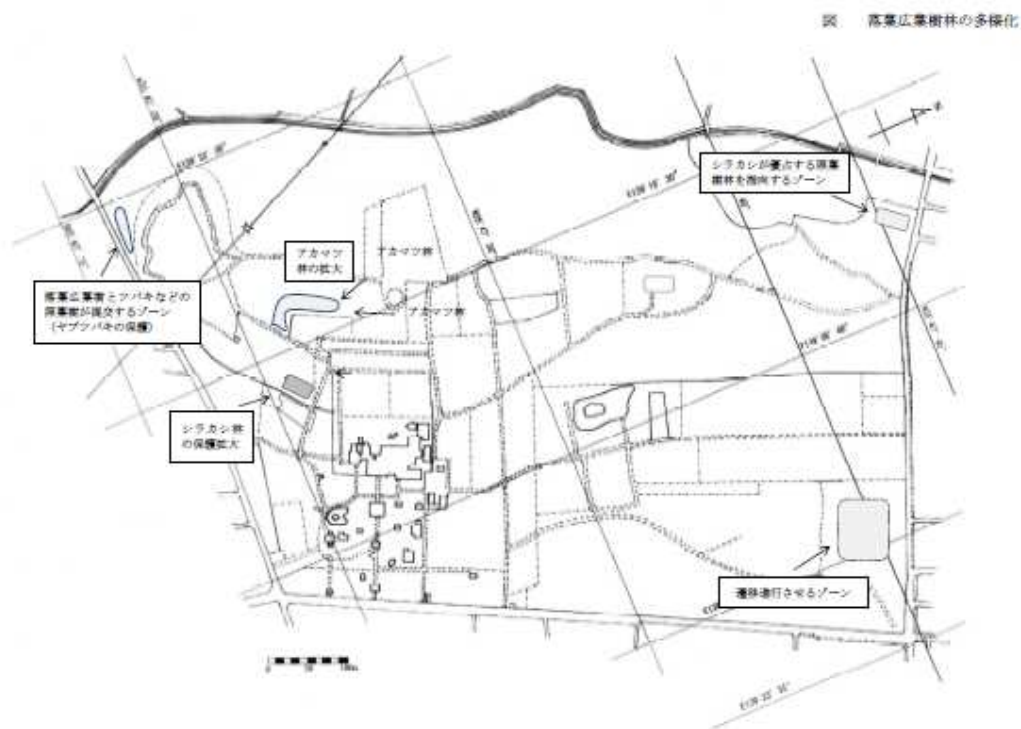


図4-4 落葉広葉樹林の多様化

## (2) 目標植生及び樹種

天然記念物指定当時の植生への回帰を目指す。指定当時、高木層を形成していたアカマツや亜高木層を形成していたコナラ、クヌギ（コナラを優占種）に加え、かつて平林寺の雑木林の代表樹種であったイヌシデ、ヤマザクラ、イヌザクラ、エゴノキ、クリ、ホオノキ、コブシなどで亜高木層～高木層を構成する。

## (3) 採用手法

壮齡林化した林分は、萌芽再生に多くは期待できないので、傘伐による下種更新と萌芽による更新を組み合わせ再生を図る。また、伐採高も萌芽再生に影響されるが、一定の傾向が見られない報告<sup>24)</sup>もある。

伐採は下記のとおりとする。

- ① 林床、残置樹木（残置すべき樹木、養生が必要な草本類は別途特定する）、幼木を損なわぬよう要求事項を仕様書等で提示する。
- ② 地表から高い位置で伐採し萌芽率を向上させる（伐採高＝地際から50～80cm）。
- ③ 低木灌木の除伐

灌木は伐採当年、伐採作業の支障のない範囲で除伐する。再生萌芽、植栽苗木の生育に支障がない林縁部の灌木の一部を帯状に残置し、鳥類の生息環境に多様性を持たせる。クマザサは、伐採予定年の前年及び（必要であれば）当年の夏に刈払する。ただし、中央遊歩道の伐採跡地側の内側のムラサキシキブ、ガマズミなどの低木類は、鳥類多様性を持たせるために刈り払わないで残すものとする。

- ④ 工事用通路の開設計画：旧路（古い山道）を辿り、作業用通路を確保する。

## ⑤ 伐採材の処理

伐採玉切り材のうち寺で消費する薪材に相当する分は、約0.5m長に玉切りし薪小屋まで運搬する。残余は、可能な範囲内で畑等に運搬、集積する。可能性のある用途としては、薪、シイタケ用原木などが考えられるが、今後の検討課題の一つとする。

## (4) 準備段階の諸作業

修復作業の開始に向け下記の諸作業を実施する。

### 測量及び調査

伐採計画の作成に先立ち、伐採予定区域の測量を行う。また、伐採前の状況を記録するため、稀少草本類分布状況や植生区分図を同時に作成する。併せて、天然記念物指定当時の植生について文献を含め可能な限りの調査を行う。

### 毎木調査

伐採計画作成のため必要な毎木調査を行う（各区画の伐採樹木の本数、材積推定）。

## (5) 事業期間と伐採計画

15年ないし20年で伐採対象区域の伐採が一巡するよう伐採サイクルを設計する。1期を5か年とし、合計3期に分割して事業を実施する（年平均1.5～1.6ha程度と推定される）。事業期間の設定には下表のように考慮すべき要因が多くある。

伐採に当たって考慮しなければならない事項は下記のとおりである。

- ① 伐採に伴う景観の急激な変貌を緩和するため、強度の択伐（傘伐）により伐採するとともに、遊歩道沿いあるいは林縁部の灌木類は帯状に残す。同時に事前に外部へ情報提供を行い混乱が生じないようにする。

- ② 分布が偏在する草本については生育環境が損なわれないよう部分的に伐採を行わないなどの手当てを行うほか、移植も検討する。
- ③ 林床植生への影響を最小にする工事中通路の確保
- ④ 現在クズ掃きを委託している農家に対する代替地の提供

表 4-2 事業期間比較 [参考]

項目	10年	15年	20年
年次費用	高		低
景観変化の程度	大（目立つ）	-----	小（目立たない）
下刈り／伐採後の管理	難（面積大）	-----	易（面積小）
高木化・遷移進行	小		大
稀少草本類の移植	やや難		やや易

### 伐採順序

第1期：平成26年度～平成30年度

伐採後、更新樹木が成長した時点で、ここを他区域に自生する稀少草本類の移植先とする。この時期は傘伐試験区も含め、実生稚樹の生育、苗木の確保に注力する。

第2期：平成31年度頃～平成35年度頃

比較的草本稀少種が少ない区域である。ただし、一般来山者が多く、伐採に当たっては来山者の通行の制限も考慮する。

第3期：平成36年度頃～平成40年度頃

この区域では、かつてオオタカが営巣したこともあり、今後もその可能性がある。オオタカの営巣場所は、連続同一の巣を利用した事例もあるが、必ずしも固定的ではないので、第1期～第2期の傘伐の際の残置樹木は、オオタカの営巣が期待できる樹木を選定する。また、稀少草本が多く自生している区域でもある。第1期の伐採が終了した段階で移植を開始し、他所での定着が確認されるのを待って伐採に着手する。移植が困難な草本、オオタカの営巣場所が保全されるよう、伐採を部分的に制限する必要が生じることも予想される。また、この区域は平林寺大門通りとこもれび通りに面しており、平林寺大門通りには、「陣屋」と「新座市役所」というバス停が2か所ある。特にバス停付近は乗降客の滞留もあることから、藪を刈り払い、適度な見通しと、温暖化に伴い将来予想される蚊などが媒介する感染症<sup>25)</sup><sup>26)</sup>の防止にも配慮する。

林床のクマザサは、事業期間を通して天然記念物指定当時の分布が保たれるような伐採計画を別途策定する。



図 4-5 落葉広葉樹林伐採順序

(6) 伐採後の初期管理

伐採直後から再生萌芽や植栽された苗木が生長するまで、草本類やアカメガシワ、ミズキなどが生育侵入する。伐採株からの萌芽、移植した幼木の保護のため、適期の下草刈りや除伐、冬場の雑木の排除やクズ掃きを計画的に実施する。

(7) 補植及び実生稚樹・幼木の育成

落葉広葉樹林の修復のため、ほぼ全域を伐採し再生させるためには、老齢化によって部分的にしか萌芽更新が望めない現状では、大量の幼木を移植用の苗木として確保する必要がある。

表 4-3 必要苗木試算（1ha 当たり）〔参考〕

植栽密度（樹間）	必要数（本）
3 m	1,100
4 m	625
5 m	400

実際には、現状の植栽密度の調査及び実際の萌芽の状況を勘案の上、決定する。

傘伐後の林床は、苗畑と比較すると日照率は低く、またアズマネザサなど他の植物の根による障害等もあり、施肥効果が劣るものと推察される。一般的な苗高48cmの山行き苗に対し、苗高117cmの大苗は生存率も高く、成長も良好な<sup>27) 28)</sup>ため、圃場での大苗の育成が必要と考えられる。下記に示した方法で苗畑での育苗にも注力するほか、必要に応じて苗木の外部購入も検討、考慮する。なお、ナラ枯れ被害<sup>29) 30)</sup>

が近い将来予想されることから、遺伝子の多様化を図るため寺域外の実生苗も導入する。ただし、購入する際は、近隣県産の苗木に限定する。

- ①畑の隣接地に実生からの苗木及び幼木育成のために圃場を設ける。
- ②試験区域を含む数か所の落葉広葉樹林林床（林内圃場）に直接播種し、実生苗木を育成する。
- ③林内圃場で養成した実生苗木を、試験区域を含め補植する。さらに、林内の自生幼木を探索し、これらの林内圃場／苗畑に移植、育成する。
- ④この目的のため、陽光を確保しコナラ等の発芽・生育を促進させるべく寺域内落葉広葉樹林の灌木の排除・下草刈りを推進し、林内圃場を拡大する。
- ⑤苗木の植え付け

植栽時期は5～6月、間隔＝4m、ただし、2割の萌芽更新を見込み植栽密度は500本／haを計画ベースとする。4月、7月に施肥を行う。

#### (8) 傘伐再生試験

上記苗木育成計画と併行し、林内に試験区域を設け傘伐による実生からの再生試験を実施する。試験区域の状況を見ながら傘伐方式を実際の再生に導入し、景観の急激な変化を抑制するとともに作業量の軽減に役立たせる。

平成25年3月、天然記念物現状変更の許可を得て業平塚北側の一角約15アールを試験区に設定し、再生事業に必要な幼木、稚樹の育成を行う目的で、母樹を残し傘伐を実施した。今後この区域で下記の作業を実施する。

表 4-4 傘伐後の試験区での施業

項目	1年 (平成26年)			2年			3年			4年			5年		
	冬	春	夏	冬	春	夏	冬	春	夏	冬	春	夏	冬	春	夏
下刈り	—	—	○	—	○	○	—	○	○	—	○	○	—	○	○
クズ掃き*1	○	—	—	○	—	—	○	—	—	○	—	—	○	—	—
幼木移植*2	○	—	—	○	—	—	○	—	—	○	—	—	○	—	—
自生苗根切り	—	—	—	○	—	—	○	—	—	○	—	—	○	—	—
施肥	○	—	—	○	—	—	○	—	—	○	—	—	○	—	—

\*1 林床活性化のため、試験的に区域の1/2～1/3について実施し、実施しない区域との林床植生を比較する。

\*2 寺域各所での自生幼木の探索、試験区域への移植及び育成幼木の伐採区域への補植

備考：5年次以降、幼木の樹高が2～3mになった時点で母樹を伐採する。



## 第4節 落葉広葉樹以外の植生の再生

### 1 モミジの抑制

#### (1) モミジ抑制の必要性

モミジの過植栽の問題については第3章第2節に述べたとおりである。モミジの植栽の結果、平林寺はモミジの名所として観光スポットの一つに挙げられることになった。一方で、現状のモミジは、「特定の意図をもってなされた樹木の植栽」であって、天然記念物指定当時の状況からすると樹種構成、景観が変化したことは否めない。天然記念物指定理由の趣旨から逸脱することがないように、モミジを適正に抑制・管理しなければならない状況にある。

[モミジの評価]

#### プラス面

- ・秋の彩りが人々に好まれる。近年平林寺は‘もみじ寺’としての名声を得ている。
- ・新座市の重要な観光資源の一つ（新座市の木はモミジである。）

#### マイナス面

- ・武蔵野の本来植生と相容れない。庭園樹木では以前から植栽されていたが、武蔵野の雑木林（ヤマ）本来の植生ではない（天然記念物指定理由の趣旨から逸脱のおそれ）。
- ・景観の変貌（秋の極端な紅葉、夏季の陰鬱さ、うっとうしさが顕著）
- ・眺望阻害（葉陰、枝陰により拝観者の眺望が妨げられている。）
- ・林床植物の貧化（日照遮断）
- ・通路に張り出した枝条による緊急車両への通行障害

#### (2) モミジの適正化に向けて

今後の対応についてはいろいろな選択肢が考えられる。「現状のまま固定」や「老木を残して伐採」といった極端な案もないではないが、いずれも実際的ではない。上記を踏まえ、現状の詳細な分布状況を調査の上で、下記の観点から区画ごとに対応を決定し、ある程度の時間をかけて目標水準に到達するよう抑制していくのが実際的であろうと考えられる。

- ・古株、稀少種は原則残置、保全する。このため、残置すべき範囲を調査に基づき特定する必要がある。
- ・モミジ山のモミジの植栽については、この区域が、かつて上野高校用地として使用されていたこともあり、元々は落葉広葉樹林ではないとして制限しない。
- ・伽藍周辺、特に前庭区域のモミジについても制限しない。ただし、スギ、ヒノキ林に混在するモミジについては、スギ、ヒノキ林の再生に際し、モミジ植栽の可否、程度を改めて見直す。
- ・落葉広葉樹及びアカマツ林には原則モミジは混交させない（在来カエデ類を除く）。
- ・保存サクラ群落など優先すべき眺望を阻害する場合にはモミジを整理する。
- ・通路両側のモミジは落葉広葉樹林の再生の皆伐に際し、再生林の眺望を確保するため減株させる。
- ・夏季の陰鬱さを軽減、緊急車両の通行を確保するために枝条を整理する。

## 2 サクラの保全について

### (1) サクラの現状と保全の必要性

寺域内のサクラは比較的伽藍に近い区域に多い。そのほとんどは野生種であるヤマザクラと栽培種であるソメイヨシノである。ヤマザクラの多くは自生種が刈り取られることなく、そのまま大きく株が成長したと考えられるが、由来が明確でないものの、一部区域には意図的に植栽されたと見られる株も存在する。

寺域内にはおそらく県内でも有数と考えられる古株や比較的大きな株の群落が多く存在する。しかし、これらの中には枝条の枯損の進行や根株腐朽病の罹病株も少なくない。寿命が長い野生種でも今が株の衰弱、枯死を食い止められる最後のチャンスではないかと危惧されるような状況にある。

一方で、落葉広葉樹林内には、クヌギやコナラとともに萌芽更新によって株立ちしたと見られる株も多い。さらに、相当数の株がヒノキ・スギ林に沿って植栽されている。これらのかかなりの部分は周囲の樹木と競合状態にあって高木化し、花を観賞するサクラとしての面白味に欠ける。

### (2) サクラの種類

平林寺境内林では次のようなサクラ類が自生している。

#### (野生種)

##### ヤマザクラ

伝統的な日本本来の種類、自生種であることから、一概にヤマザクラと言っても花は濃いピンクから白いピンク、葉も赤みの強いものからグリーンに近いものまで様々である。中には平林寺のシンボルツリーの一つになり得る胸高直径が1 mを超す株を始め、1 m近いものが多く存在する。

##### エドヒガン

エドヒガンの大きな株3株が自生している。作業場入口にある1株は胸高直径が70 cmを超える。

#### (栽培種)

##### ソメイヨシノ

寿命が短いこの種は、老齢化が目立つ株が多い。ソメイヨシノ同士では結実しないため、植栽によったものである。

##### シダレザクラ

胸高直径70 cm前後の株が5株存在する。

#### (ウワミズザクラ亜属)

ウワミズザクラ、イヌザクラの胸高直径が70～80 cm前後の株が散在している。大きな株は平地では珍しいと考えられる。

### (3) 保全の方針

保存、保全すべき対象とそうでないものとを区別し、メリハリのある管理を行う。保全すべき対象は独立樹として保存に値する特徴のある株（例えば巨樹）と、サクラの小樹林の景観を保存するために、サクラ類の群落を保全対象とする2つのケースに分けて対応するのがよいと考えられる。

他の樹種と競合する場合は、保全の対象とする株をそれら他の樹種より優先させ、

それ以外のケースにあっては、他の樹種を優先させる。小樹林としての整備する対象として以下の群落が候補として考えられる（図4-6参照）。

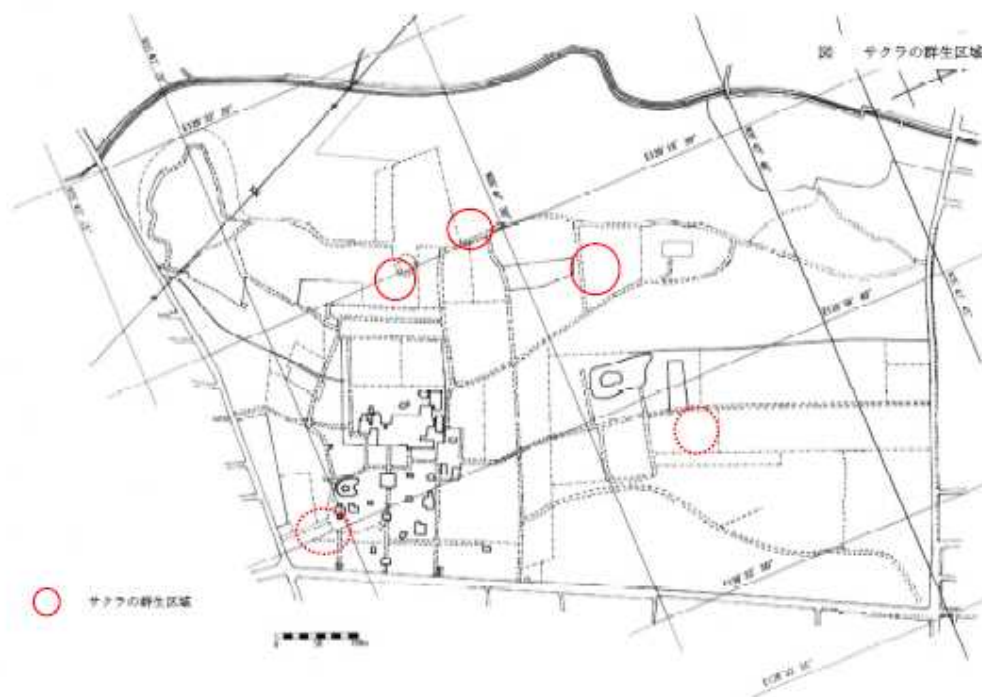


図4-6 サクラの群生区域

A：松平家墓地周辺

松平家墓所裏から野火止塚にかけて胸高直径30～70cm前後の株が北側を中心に点在する。ヤマザクラが多い。ウワミズザクラも混じる。

B：松林周辺

野火止塚北、松林、上山霊園南側にかけて胸高直径60～80cm程度の株が10株程度ある。元々この一帯全体は松林であったとされる場所である。この区域にはイヌザクラ2株（胸高直径それぞれ84cm、55cm）もある。

C：歴代塔所南側斜面

歴代塔所南側から上山霊園北側の斜面にはサクラの大株が散在し、サクラから見ると特筆すべき区域である。すなわち、胸高直径が1mを超えるヤマザクラもこの区域にある。胸高直径50cmのウワミズザクラやイヌザクラなどである。ここでも、サクラは他の樹種と競合状態にあり、樹形や日照の面からすると、サクラにとって現在は好ましい状態にあるわけではない。

D：畑地北側

エドヒガン2株、シダレザクラ4株、直径が30～70cmの枝6本を分岐したヤマザクラなどがある。

E：半僧坊・中門周辺

シダレザクラが1株、半僧坊前に植栽されている。この他、ヤマザクラ、ソメイヨ

シノがある。多くの来山者の目にとまる区域である。

#### (4) 当面の対応

保全対象を特定することがまず求められる。その上で、保全対象には樹勢の回復や維持のために、剪定、枯損枝条の除去・養生、生長や景観を妨げる周辺樹木の排除など、可能なものから順次対策を講じるものとする。枯損木、倒木の処理（切り倒し、枝払い、玉切り、処理）も並行して進める必要があるが、補植は当面は考慮しないものとしたい。



図 4-7-1 畑地北側のエドヒガン



図 4-7-2 半僧坊前のシダレザクラ



図 4-7-3 ヤマザクラ

平林寺境内のサクラ

### 3 アカマツ林の再生

アカマツ林（松林）を松平家墓所の方向に拡大させる方針については、第4章第2節で示したとおりである。この方向には、古木が存在しているのみならず、拡大の基礎となる若木が既に植栽されている。しかしながら、現在の業平塚から野火止塚にかけてのアカマツ林（松林）のようにアカマツが優占した植生ではなく、スギ・ヒノキ、モミジ、コナラなどの落葉広葉樹と競合している。

前述のとおり、境内林のアカマツ、特に松林のアカマツの間伐・枝打ちが不十分であったことから林相は荒れた様相を見せている。本来のアカマツ林としての林相が回復するにつれて、かつてアカマツ林に生息・生育していたと考えられる動植物もある程度戻ってくるものと期待される。林床植生としては、ススキを含む草本類を想定し



ている。

このような状況に対処するため、次のように段階的な対応をとることとしたい。

#### 第1段階：松枯れ病に罹患した株の処理

松枯れの伝染を防ぐために、マツ枯れ罹病木はマダラカミキリの羽化する3月までに適期に伐倒処理し、焼却する。

#### 第2段階：間伐（松林）

次の目的で松林の間伐、枝打ちを行う。

- ・材線虫によるマツ枯れの感染を防止するため枯損マツを確実に処理する。
- ・景観回復
- ・林床の日照を確保し、林床植生の再生を図る。

#### 第3段階：間伐（上山その他の区域）

その他の区域について、第2段階と同様の作業を行う。

当面、下記を伐採対象とする。今回は間伐の程度を抑制したものとし、今後様子を見ながら間伐の程度を調整する。

- ・マツ材線虫病被害木
- ・樹形がいびつな株
- ・明らかに過植状態にある株（日照不足から成長が望めない若木を含む。）
- ・競合状態にある他の樹種

## 4 伽藍周辺のスギ、ヒノキ林の再生

先に述べたとおり、寺域内の現在のスギ、ヒノキ林の状況は一定でなく、しかも抱えている問題点も区域ごとに様々である。

このようなことから、今後緊急度の高い課題を処理しながら、ある程度の時間をかけ、現状の分析（区域ごとの健全性の把握、可能性のある罹病の要因、環境変化が老齢林に及ぼす影響など）を行った上で施業の優先順位を含めた管理指針を作成し、この指針に基づき長期的な観点で管理を行うものとする。なお、伽藍周辺のスギ、ヒノキ林は大径材の育成も考慮しながら、禅の修行道場にふさわしい佇まいの醸成に資するため、適正な密度管理<sup>21)</sup>を行うことにより、健全なスギ、ヒノキ林は自ずから大径材が育成される。放置すれば過密となり自然枯死が増大し、耐風性が劣ることにより雪害等の被害増大が懸念される。緊急に対処すべき課題として、枯死した、あるいは枯死しかかっている株が放置され、安全上の問題のほか、周囲の美観を損ねている。これらは除伐の必要があり、現在対応中である。

これからの検討課題を以下に示す。

### （1）土壌条件の検討

土壌に起因する原因<sup>3)31)</sup>として土壌水分などの影響を調査する。再造林するなら、排水溝の開設や炭の投入などによる土壌改良が必要となる。

### （2）苗木樹種（スギ、ヒノキ等）及び苗木の病気などに起因する原因の検討

これまで以下のようなことが判明してきている。

- ・昭和52年頃植栽されたサンプスギはスギ赤枯れ病にほとんど罹病し、溝腐れ症状

を呈している。

- ・スギ非赤枯性溝腐病は枯れ枝から感染し、スギ、サワラ、ヒノキ、コウヤマキに被害を与えることから枝打ち管理を行う。
- ・スギ根株心腐れ病の病原菌は不明で、その発病機構は明らかではないが<sup>14)</sup>、下記のヒノキ根株腐朽病に似た感染様式とすれば同病と同様な被害回避法が考えられる。
- ・ヒノキ根株腐朽病では土壌中の水分条件が心腐れの発生に影響している<sup>32)</sup>と示唆された。またナラやカシ類を主とする広葉樹の腐朽菌として知られているキゾメタケは、その伐り株が感染源になり造林木に感染したと思われる。根株腐朽病の被害回避は、被害の発生しやすい場所への植栽を避けることや間伐時に被害木を選択的に除くなどが考えられる。また菌のDNA解析により、11mの範囲にも菌が伸長することが報告されている。<sup>14)</sup>

したがって、植栽するならば、根株腐朽被害木の除去が必要かもしれない。また、樹種転換(アスナロ、ヒノキアスナロ、ケヤキ、クスノキなど)の検討や、根株腐朽被害が著しい区域での造林の可否についても検討する必要がある。

### (3) 壮齢樹林管理(東門道路の北西側のスギ林)

溝腐れ罹病木は間伐するが、スギ老齢林の耐風策を勘案して伐採順位を決定する必要がある。造林をするならば、上記(1)の排水対策を講じるとなお良いと思われる。造林した幼齢木の枝打ち、間伐などの施業管理を今後実施する。

### (4) 壮齢樹スギ林の管理(境内南側中央付近のスギ林)

間伐、枝打ちを実施する。

### (5) スギ老齢林の管理(本堂裏～大河内松平家廟所、本堂と一般墓地間のスギ林)

まず、根株腐朽病及び溝腐れ病被害木の間伐を行いながら、密度調整を行う。可能ならば枝打ちを行う。

この際、間伐等による林内湿度低下による水ストレス対応が必要で<sup>21)</sup>、主として溝腐れ被害木間伐を数度に分けて実施する(30%程度の間伐と推定される)。生枝を少なくすると葉からの蒸散は減り、水ストレスの発生は小さくなるものの、直径成長が小さく、耐風性は劣ることになる。<sup>21)</sup> 林内湿度低下、耐風性の点から東側遊歩道沿いの林縁木は枝打ちしない。なお、林内のムクノキなど樹冠の広がった広葉樹は密度調整の際に間伐対象に含めて剪定する。

### (6) 外周道路沿線及び本堂等の建物に近接する老齢木の処理

現在、南門から東門に至る大門通り沿いの一帯は混交林様相を示しているが、元々はスギ、ヒノキ林であった区域である。今後時間をかけ往時の植生に誘導する。

落枝等による人身や交通等に危害を与える恐れのある外周道路沿いの高木の伐採は、本計画に含まれているところである。しかしながら、夏季の汚染大気流入を軽減させるために、南西側の陣屋通りと南東側の大門通り沿線の高木は、可能な限り保残すべく、健全木は枝下し処理で対応する。平林寺前の、ひるねの森と睡足軒の森の樹木は、平林寺の南東方向からの大気の流れを阻止する効果も考えられることから、惣門から市役所方向に、優先的に高木の処理を順次進めるのが良いと思われる。また、一時期に全て伐採することなく、時間をかけ景観上や残存林への通風、水ストレス等の影響を見極めながら実施することが望ましい。

高木は、その成長に長年月を要するため、大門通り沿いの平林寺前交差点から東門までの内側に、低木（樹高5 m程度）の樹林帯を設定しておき、健全木を除いた罹病高木を徐々に排除する。上記林帯の内側には、寺域の雰囲気を保てるようヒノキ等の将来高木とすべき苗木を、倒木危険判定度の高い高木の伐採前に後継樹林帯を計画的に植栽する。

## 第5章 体制及び関係機関との連携

本計画は、平林寺境内林を所有する宗教法人平林寺と、市教育委員会を始めとする関係機関との綿密な連携の下に実行する。計画の実行に際し、平林寺境内林の適切な保護のために必要な技術的、行政的措置は、文化財保護の立場から文化庁及び埼玉県教育委員会の指導助言を受けるものとする。

また、平林寺境内林は首都圏近郊緑地保全法に基づく「平林寺近郊緑地保全区域」「平林寺近郊緑地特別保全地区」、埼玉県のふるさと埼玉の緑を守り育てる条例に基づく「ふるさとの緑の景観地」に指定されていることから、市・県の緑地保全部局と行政的措置等について適宜調整する。

平林寺境内林を天然記念物としての価値を維持したまま次世代へ伝えて行くには、本計画の適切かつ効果的な保存管理を将来にわたり実施する必要がある。すなわち、本計画を推進する過程において、想定外の状況に対処するため、定期的かつ組織的に本計画を見直し、計画と実績との乖離に対し改めて対応策を検討する管理機構の構築が、本計画の目標達成に不可欠である。そこで、本計画を管理する組織として、本計画策定委員会を「(仮称)平林寺境内林保存管理推進委員会」(事務局は新座市教育委員会)に改編し、委員会を定期的に開催することによって本計画の管理を行うこととする。なお、この委員会は、上述の対応策を審議するほか、前年度の経過観察や調査に基づく実績と反省を踏まえて策定する次年度の具体的な行動計画の審議の場として機能させる。

天然記念物平林寺境内林の自然と景観の保護を図るには市民の理解が欠かせない。本計画のような大規模事業ではなおさらのことである。このため、本計画の理念や施策を市民に積極的に発信する必要がある。本計画に基づく事業の実施が、市民に親しまれている貴重な歴史的文化資産である平林寺境内林に一時的な景観変化を生じさせることから、市民に違和感を抱かせることになりかねない。この取組がどのような目的や意図で行われているかを積極的に周知し、文化財保護への理解を得ることは、本計画の円滑な推進には極めて重要である。市民への情報発信、普及・啓発等は、市教育委員会が主体となって行うものとする。

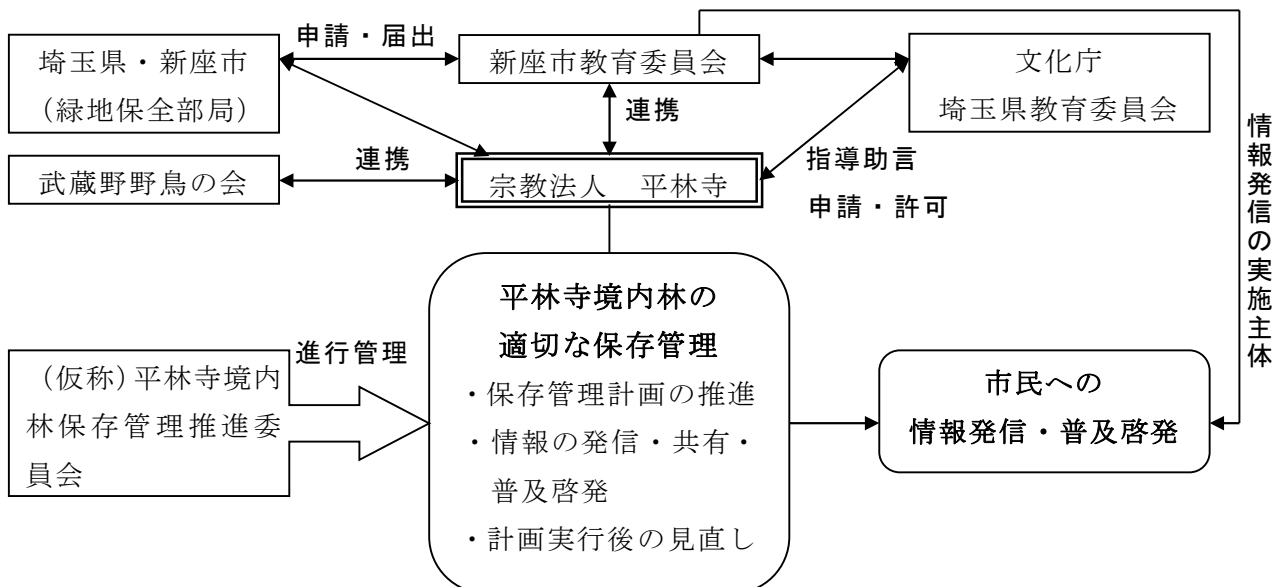


図 5-1 平林寺境内林保存管理連携イメージ

## 第6章 現状変更

現状変更の取扱いについては、次のとおりである。

(1) 指定地域内において現状変更の行為を行う際には、文化財保護法に基づき、文化庁長官の許可を受けなければならない(文化財保護法第125条)。ただし、現状変更しようとする者は、新座市教育委員会又は埼玉県教育委員会と事前の協議が必要である。

(2) 非常災害のための必要な応急処置としての現状変更は規制基準の適用外であるが、この場合においては、速やかに関係機関(文化庁・埼玉県教育委員会・新座市教育委員会)と連絡を取り、指導を受けるものとする。また、状況に応じ、き損届の提出が必要である。

(3) 保存管理の取扱基準

### ①保存管理の方法

- ・天然記念物としての景観に調和するような維持管理・整備を行う。
- ・天然記念物がき損もしくは衰亡している場合には、必要に応じて調査等の成果を踏まえ、復旧・修理を行う。
- ・天然記念物の公開活用に当たっては、適切な整備を行うものとする。

### ②現状変更等に対する取扱基準

#### 現状変更等許可を要しない事項

- ・樹木については、保存に係る除伐、危険木・枯損木の伐採、枝下ろし、下刈り、病虫害の防除措置等の日常的な維持管理行為
  - ・伽藍や墓地等の寺域の既存の施設を維持管理する行為
- なお、許可申請手続を要しない場合においても、維持管理行為を実施した記録は克明に残し、後世へ引き継ぐものとする。

#### 現状変更等許可を認める事項

- ・日常的な管理行為以外で、天然記念物の保全・管理に必要な行為
- ・天然記念物の維持管理上必要な施設の設置
- ・防犯・防災上必要な施設・人命・財産の安全に係わる施設の設置
- ・便益施設(必要性和場所を十分検討した上で判断する)
- ・天然記念物の公開活用を目的とした散策路等の整備で天然記念物に影響を与えない行為

#### 現状変更等許可を認めない事項

- ・天然記念物を著しく損なう行為



## 引用・参考文献

- 1) 平林禅寺の自然と文化を守る会 昭和 53 年 (1978) 『平林禅寺の自然と文化』皆美社
- 2) 宮脇昭、奥田重俊、井上香世子 昭和 40 年 (1965) 『埼玉県南東部の植生』埼玉県 pp. 86
- 3) 鈴木時夫 昭和 43 年 (1968) 「千葉県の森林その後」『千葉生物誌 Vol. 17 No. 1-3』千葉県生物学会 pp. 15-23
- 4) 奥富清、辻誠治 昭和 50 年 (1975) 「多摩地方における暖温帯自然林の植物社会学的研究」『演習林報告 (12)』東京農工大学農学部附属演習林 pp. 67-81
- 5) 新座市教育委員会教育総務部生涯学習課編 平成 24 年 (2012) 3 月 『野火止用水・平林寺の文化的景観保存計画』新座市・新座市教育委員会
- 6) 埼玉県環境部自然環境課編 平成 24 年 (2012) 3 月 『埼玉県レッドデータブック 2011 植物編』埼玉県
- 7) 埼玉県環境防災部みどり自然課編 平成 20 年 (2008) 3 月 『埼玉県レッドデータブック 2008 動物編』埼玉県
- 8) 島田謹介 昭和 31 年 (1956) 『武蔵野』暮らしの手帖社
- 9) 梨本真、河野吉久 平成元年 (1989) 「スギ衰退とオキシダント、降雨量の分布に関する一考察」『電力中央研究所報告』財団法人電力中央研究所
- 10) 高知県環境研究センター 平成 13 年 (2001) 「日本の酸性雨の状況について～全国環境研協議会酸性雨全国調査結果から～」高知県
- 11) 石井幸夫 昭和 56 年 (1981) 「都市近郊林におけるスギの衰退—埼玉県平林寺境内林の調査結果—」『第 33 回日本林学会関東支部大会発表論文集』pp. 93-94
- 12) 青島清雄 昭和 53 年 (1978) 『木材の分解「森林学」』共立出版 pp. 226-237
- 13) 伊藤一雄 昭和 49 年 (1974) 『樹病学大系 3』農林出版 pp. 405
- 14) 河辺祐嗣 平成 6 年 (1994) 「九州地域におけるスギとヒノキの材質劣化病害」『九州の森と林業第 28 号』森林総合研究所九州支所
- 15) 幸由利香 平成 24 年度 (2012) 「スギ非赤枯性溝腐病」『病気・害虫・鳥獣による森林被害—特徴と対策—』関東中部林業試験研究機関連絡協議会生物による森林被害リスク評価研究会
- 16) 山武市経済環境部農林水産課バイオマス推進室 平成 21 年 (2009) 『山武市バイオマスタウン構想』千葉県山武市
- 17) 小川和雄 平成 19 年度 (2007) 「スギ枯れはどこまで解明されたか—衰退分布と栽培試験から見えてきたもの—」『埼玉県環境科学国際センター講演会要旨 (研究活動報告)』埼玉県
- 18) 長倉淳子 平成 20 年 (2008) 「土壌への窒素添加がスギ、ヒノキの水消費におよぼす影響に関する研究 (学位論文要旨)」東京大学
- 19) 川崎達郎、玉泉幸一郎、作田耕太郎 平成 20 年 (2008) 「環境変動と森林施業に伴う針葉樹人工林の CO<sub>2</sub> 吸収量の変動評価に関する研究 (2) 林分成長に及ぼす水分環境の影響評価」独立行政法人森林総合研究所

- 20) 石川県林業試験場 平成22年(2010) 『よくわかる石川の森林・林業技術No.7改訂版 スギの長伐期施業—資源の安定と機能の向上を目指して—』石川県
- 21) 独立行政法人森林総合研究所四国支所編 平成22年(2010) 『間伐遅れの過密林分のための強度間伐施業のポイント』独立行政法人森林総合研究所
- 22) 加藤邦三 昭和16年(1941) 『カメラ随想 武蔵野の生態』科学主義工業社
- 23) 原楨春夫 平成4年(1992) 『古刹』創林社
- 24) 韓海栄、橋詰隼人 平成3年(1991) 「コナラの萌芽更新に関する研究(I) 壮齢林の伐根における萌芽の発生について」『広葉樹研究6』鳥取大学 pp.99-110
- 25) 新井明治 平成24年(2012) 「蚊 日本における感染症媒介蚊(前編)」『モダンメディア第58巻6号』栄研化学株式会社 pp.199-203
- 26) 山梨県福祉健康部健康増進課 平成25年(2013) 『重症熱性血小板減少症候群(SFTS)に関するQ&A(第3版)』山梨県
- 27) 松浦崇遠 平成18年(2006) 「コナラ壮齢林伐採跡地の再生技術」『林業試験場成果No.1』富山県林業技術センター林業試験場
- 28) 竹内忠義 平成20年(2008) 「伐採跡地における天然更新技術導入のための調査・研究(2)」『群馬県林業試験場業報』群馬県
- 29) 一般社団法人日本森林技術協会 平成24年(2012) 『ナラ枯れ被害対策マニュアル—被害対策の体制づくりから実行まで』一般社団法人日本森林技術協会 pp.29
- 30) 独立行政法人森林総合研究所関西支所 平成22年(2010) 『ナラ枯れの被害をどう減らすか—里山林を守るために—』独立行政法人森林総合研究所関西支所 pp.21
- 31) 日本住宅公団関東支社編 昭和51年(1976) 『野火止団地開発にともなう平林寺及びその周辺の自然環境に及ぼす影響調査報告書』日本住宅公団関東支社
- 32) 久林高市 平成15年(2003) 「ヒノキ根株心腐れ病の発病機構と伝播様式の解明(学位論文要旨)」東京大学



## 資料

1	平林寺境内林動植物目録（武蔵野野鳥の会）	47
2	国指定天然記念物平林寺境内林保存・管理・活用計画策定委員会設置要綱	77
3	国指定天然記念物平林寺境内林保存・管理・活用計画策定委員会名簿	79
4	国指定天然記念物平林寺境内林保存管理計画策定経過	80
5	平林寺境内林関係略年表	82
6	平林寺関係指定文化財一覧表	84
7	平林寺境内林一覧表	85
8	関係法令	87



## 平林寺草本植物目録

(1) この目録は2001年に実施した調査に、  
2013年までの調査結果を反映した目録である。

(2) 林相区分(「所在」欄)

- 落葉広葉樹林 (A) : 落葉掻き実施区域
- 落葉広葉樹林 (B) : 落葉掻き不実施区域
- 落葉広葉樹林 (C) : 陰樹化進行区域
- 落葉広葉樹林 (D) : 林縁
- 針葉樹林
- 混交林
- 松林 (疎林)
- 竹林
- その他
  - 梅林
  - 畑地
  - その他

(3) 「確認」欄区分

2001年調査において自生が確認されたもの  
のその後消滅したと考えられる種類を「×」に  
て注記した。

(4) 稀少性ランク

- CR : 絶滅危惧ⅠA類
- EN : 絶滅危惧ⅠB類
- CR+EN : 絶滅危惧Ⅰ類
- VU : 絶滅危惧Ⅱ類
- NT : 準絶滅危惧
- DD : 情報不足

(5) 学名は林弥栄監修「山溪ハンディ図鑑1野に咲く  
花」山と溪谷社(1989)によった。

なお、上記に収録されていない種については、  
佐竹義輔ほか編「フィールド版日本の野生植物  
草本」平凡社(1985)による。

### 1. 双子葉綱

科	種 類	所 在	開花記録	稀少性	確認
クワ科 Moraceae	カナムグラ <i>Humulus japonicus</i>	落葉広葉樹林 (D)	8月		
	クワクサ <i>Fatoua villosa</i>	畑/梅林/植栽地	9月		
イラクサ科 Urticaceae	カラムシ <i>Boehmeria nipponivea</i>	疎林, 池周辺	7月		
	ヤブマオ <i>Boehmeria longispica</i>	落葉広葉樹林 (C)	8月		
	メヤブマオ <i>Boehmeria platanifolia</i>	落葉広葉樹林 (A)	9月		
	アオミズ <i>Pilea mongolica</i>	池周辺	8月		×
アカザ科 Chenopodiaceae	アカザ <i>Chenopodium album</i> var. <i>centronbrum</i>	池周辺	8月		
ウマノスズクサ科 Aristolochiaceae	ウマノスズクサ <i>Aristolochia debilis</i>	松林林縁ほか	8月		
タデ科 Polygonaceae	イタドリ <i>Reynoutria japonica</i>	畑/梅林/植栽地	8月		
	ミズヒキ <i>Antenoron filiforme</i>	落葉広葉樹林 (A), 針葉樹林	6月下旬		
	ハナタデ(ヤブタデ) <i>Persicaria yokusaianum</i>	落葉広葉樹林 (A), 針葉樹林	8~9月		
	イヌタデ <i>Persicaria longisetata</i>	畑/梅林/植栽地	8月		
	オオイヌタデ <i>Persicaria lapathifolia</i>	落葉広葉樹林 (D), 池周辺	8月		×
	スイバ <i>Rumex acetosa</i>	畑/梅林/植栽地	5月		
	ギンギン <i>Rumex japonicus</i>	畑/梅林/植栽地他	6月		

科	種類	所在	開花記録	稀少性	確認
タデ科 Polygonaceae	ミチヤナギ <i>Polygonum aviculare</i>	植栽地	8月		×
ヒユ科 Amaranthaceae	イノコズチ <i>Achyranthes bidentata</i> var. <i>japonica</i>	落葉広葉樹林 (A) 他	8月		
ヒユ科 Amaranthaceae	ヒナタノイノコズチ <i>Achyranthes bidentata</i> var. <i>tomentosa</i>	植栽地	8月		
ヤマゴボウ科 Phytolaccaceae	ヨウシュヤマゴボウ <i>Phytolacca americana</i>	落葉広葉樹林	7月		
スベリヒユ科 Portulacaceae	スベリヒユ <i>Portulaca oleracea</i>	畑／梅林／植栽地	7月		
ナデシコ科 Caryophyllaceae	ハコベ <i>Stellaria neglecta</i>	林内各所	3月下旬		
	コハコベ <i>Stellaria media</i>	畑／梅林／植栽地	4月		
	ウシハコベ <i>Mysoton aquaticum</i>	畑／梅林／植栽地	4月		
	ツメクサ <i>Sagina japonica</i>	疎林	4月		
	ミミナグサ <i>Cerastium Holosteoides</i> var. <i>hallaisanense</i>	畑／梅林／植栽地	4月		
	オランダミミナグサ <i>Cerastium glomeratum</i>	畑／梅林／植栽地	4月		
キンポウゲ科 Ranunculaceae	センニンソウ <i>Clematis teruiflora</i>	野火止用水沿い	8月		
	キツネノボタン <i>Ranunculus silerifolius</i>	池周辺, 野火止用水沿い	5月		
	アキカラマツ <i>Thalictrum minus</i> var. <i>hypoleucum</i>	疎林	8月		×
	ボタンズル <i>Clematis apiifolia</i>	落葉広葉樹林 (A) (B)	9月		
スイレン科 Nymphaeaceae	ヒツジグサ <i>Nymphaea tetragona</i>	池	6月		×
ドクダミ科 Saururaceae	ドクダミ <i>Houttuynia cordata</i>	林内各所	6月		
センリョウ科 Chloranthaceae	フタリシズカ <i>Chloranthus serratus</i>	落葉広葉樹林 (A), (B)	5月		
ケシ科 Papaveraceae	ムラサキケマン <i>Corydalis incisa</i>	針葉樹林	4月下旬		
	ジロボウエンゴサク <i>Corydalis decumbens</i>	針葉樹林	4月下旬		
	タケニグサ <i>Macleaya cordata</i>	林内各所	7月下旬～		
	クサノオウ <i>Chelidonium majus</i> var. <i>asiaticum</i>	疎林, 野火止用水沿い	5月中旬		
アブラナ科 Cruciferae	ナズナ <i>Capsella bursa-pastoris</i>	畑／梅林／植栽地	3月		
	タネツケバナ <i>Cardamine flexuosa</i>	畑／梅林／植栽地他	3月		
	ショカツサイ (オオアラセイトウ) <i>Orycophragmus violaceus</i>	畑／梅林／植栽地	4月		
ベンケイソウ科 Crssulaceae	コモチマンネングサ <i>Sedum bulbiferum</i>	針葉樹林	6月		
ユキノシタ科 Saxifragaceae	ユキノシタ <i>Saxifraga stolonifera</i>	用水沿い	5月		
	チダケサシ <i>Astilbe microphylla</i>	落葉広葉樹林 (A), 疎林	7月		

科	種類	所在	開花記録	稀少性	確認
バラ科 Rosaceae	キンミズヒキ <i>Agrimonia pilosa</i> var. <i>japonica</i>	落葉広葉樹林 (A)	7月下旬		
	キジムシロ <i>Potentilla fragarioides</i> var. <i>major</i>	落葉広葉樹林 (A), 疎林	4月		×
	ミツバツチグリ <i>Potentilla freyniana</i>	落葉広葉樹林 (A), 疎林	4月下旬		
バラ科 Rosaceae	ヘビイチゴ <i>Duchesnea indica</i>	林内各所	4月		
	ヤブヘビイチゴ <i>Duchesnea chrysantha</i>	落葉広葉樹林 (A)	4月		
	ワレモコウ <i>Sanguisorba officinalis</i>	疎林	7月下旬		×
マメ科 Leguminosae	ヌスビトハギ <i>Desmodium podocarpum</i> subsp. <i>oxyphyllum</i>	林内各所	8月		
	フジカンゾウ <i>Desmodium oldhamii</i>	落葉広葉樹林 (A)	9月		
	クズ <i>Pueraria lobata</i>	落葉広葉樹林 (D)	8月		
	メドハギ <i>Lespedeza juncea</i> var. <i>subsessilis</i>	落葉広葉樹林、梅林通路沿い	9月		×
	シロツメクサ <i>Trifolium repens</i>	林内各所	5月		
	カラスノエンドウ (ヤハズエンドウ) <i>Vicia angustifolia</i>	畑/梅林/植栽地	4月		
	ヤブマメ <i>Amphicarpea bracteata</i> subsp. <i>edgeworthii</i> var. <i>japonica</i>	落葉広葉樹林 (A)、用水沿い	9月		
	ヤハズソウ <i>Lespedeza striata</i>	疎林	8月		×
	スズメノエンドウ <i>Vicia angustifolia</i> var. <i>segetalis</i>	梅林	4月		
	ネコハギ <i>Lespedeza pilosa</i>	松林、植栽地	8月		
カタバミ科 Oxalidaceae	カタバミ <i>Oxalis corniculata</i>	林内各所	5月		
	ムラサキカタバミ <i>Oxalis corymbosa</i>	林内各所	5月		
フウロソウ科 Geraniaceae	ゲンノショウコ <i>Geranium nepalense</i> subsp. <i>thunbergii</i>	畑/梅林/植栽地	7月		
	アメリカフウロ <i>Geranium carolinianum</i>	畑/梅林/植栽地	6月		
トウダイグサ科 Euphorbiaceae	エノキグサ <i>Acalypha australis</i>	池周辺	9~10月		
	コニシキソウ <i>Euphorbia maculata</i>	畑地	7月		
	コミカンソウ <i>Phyllanthus urinaria</i>	畑地	8月		
ブドウ科 Vitaceae	ノブドウ <i>Ampelopsis brevipedunculata</i> var. <i>heterophylla</i>	林内各所	7月		
	ヤブカラシ <i>Cayratia japonica</i>	林内各所	8月		
スミレ科 Violaceae	スミレ <i>Viola mandshurica</i>	疎林、落葉広葉樹林 (A)	4月		
	タチツボスミレ <i>Viola grypoceras</i>	林内各所	4月		
	ツボスミレ(ニョイスミレ) <i>Viola verecunda</i>	疎林、針葉樹林他	4月		

科	種類	所在	開花記録	稀少性	確認
スミレ科 Violaceae	マルバスミレ <i>Viola keiskei</i> var. <i>glabra</i>	疎林, 梅林, 落葉広葉樹林 (A)	4月		
	アオイスミレ <i>Viola honndoensis</i>	疎林, 梅林, 落葉広葉樹林 (A)	3月		
	ヒメスミレ <i>Viola confuse</i> subsp. <i>nagasakiensis</i>	疎林, 梅林, 墓所	4月		
	コスミレ <i>Viola japonica</i>	疎林, 落葉広葉樹林 (A)	4月		
スミレ科 Violaceae	ノジスミレ <i>Viola yedoensis</i>	疎林, 落葉広葉樹林 (A)	4月		
オトギリソウ科 Guttiferae	オトギリソウ <i>Hypericum erectum</i>	落葉広葉樹林 (D)、高圧線下	4月		
ウリ科 Cucurbitaceae	カラスウリ <i>Trichosanthes cucumeroides</i>	落葉広葉樹林 (D)	8月		
	キカラスウリ <i>Triconfusanthes</i> <i>kirilowii</i> var. <i>japonica</i>	林縁各所	8月		
	アマチャズル <i>Gynostemma pentaphylla</i>	落葉広葉樹林 (D)	8月		
ウコギ科 Araliaceae	ウド <i>Aralia cordata</i>	落葉広葉樹林 (A)	9月		
セリ科 Umbelliferae	ツボクサ <i>Centella asiatica</i>	針葉樹林	7月		
	ノダケ <i>Angelica decursiva</i>	林内各所	8月下旬		
	チドメグサ <i>Hydrocotyle sibthorpiodes</i>	林内各所	6月		
	ノチドメ <i>Hydrocotyle maritima</i>	林内各所	7月		
	オオチドメ <i>Hydrocotyle ramiflora</i>	疎林	6月		×
	セントウソウ <i>Chamaele decumbens</i>	梅林	4月		
	ヤブジラミ <i>Torilis japonica</i>	梅林	6月		
	ヤブニンジン <i>Osmorhiza aristata</i>	竹林	5月		
アカバナ科 Onagraceae	ヒルザキツキミソウ <i>Oenothera speciosa</i>	畑地、池周辺	8月		
	メマツヨイグサ <i>Oenothera biennis</i>	梅林際駐車場	7月		
	ミズタマソウ <i>Circaea mollis</i>	落葉広葉樹林 (A)	9月		
イチヤクソウ科 Pyrolaceae	イチヤクソウ <i>Pyrola japonica</i>	落葉広葉樹林 (B)	6月下旬		
サクラソウ科 Primulaceae	オカトラノオ <i>Lysimachia clethroides</i>	落葉広葉樹林 (A), 疎林	7月		
	コナスビ <i>Lysimachia japonica</i>	疎林	5月		
ムラサキ科 Boraginaceae	キュウリグサ <i>Trigonotis peduncularis</i>	梅林他	4月		
ガガイモ科 Asclepiadaceae	コバノカモメヅル <i>Cynanchum sublancoelatum</i>	松林	7月		
リンドウ科 Gentianaceae	フデリンドウ <i>Gentiana zollingeri</i>	落葉広葉樹林 (A), (B)	4月上旬		
	リンドウ <i>Gentiana scabra</i> var. <i>buergeri</i>	落葉広葉樹林 (A), (B)	9月		



科	種類	所在	開花記録	稀少性	確認
ウチクトウ科 Apocynaceae	ツルニチニチソウ <i>Vinca major</i>	落葉広葉樹林			×
アカネ科 Rubiaceae	ヘクソカズラ (ヤイトバナ) <i>Paederia scandens</i> var. <i>mairei</i>	落葉広葉樹林 (D), 疎林	7~8月		
	ヨツバムグラ <i>Galium trachyspermum</i>	落葉広葉樹林 (C)	5~6月		
ハマウツボ科 Orobanchaceae	ヤセウツボ <i>Orbanche minor</i>	梅林裏	6月		
ヒルガオ科 Convolvulaceae	ヒルガオ <i>Calystegia japonica</i>	落葉広葉樹林 (D)	6月下旬		
	コヒルガオ <i>Calystegia hederacea</i>	落葉広葉樹林 (D)	6月下旬		
シソ科 Labiatae	ジュウニヒトエ <i>Ajuga nipponensis</i>	疎林他	4月下旬		
	アキノタムラソウ <i>Salvia japonica</i>	落葉広葉樹林 (A)	7月		
	キラソウ <i>Ajuga decumbens</i>	畑/梅林/植栽地	4月		
	モモイロキラソウ <i>Ajuga decumbens</i> f. <i>purpurina</i>	畑/梅林/植栽地	4月		
	ジュウニキラソウ <i>Ajuga x mixta</i>	梅林	4月		
	トウバナ <i>Clinopodium gracile</i>	落葉広葉樹林 (A)	6~7月		
	カキドオシ <i>Glechoma hederacea</i> subsp. <i>grandis</i>	畑/梅林/植栽地	4月下旬		
	ヒメオドリコソウ <i>Lamium purpureum</i>	畑/梅林/植栽地	4月		
	ホトケノザ <i>Lamium amplexicaule</i>	畑/梅林/植栽地	4月		
	ニガクサ <i>Teucrium americanum</i>	針葉樹林	8月		
ナス科 Solanaceae	ホオズキ <i>Physalis alkekengi</i> var. <i>franchetii</i>	池周辺	7月		
	イヌホオズキ <i>Solanum nigrum</i>	梅林沿い	8月		
	ワルナスビ <i>Solanum carolinense</i>	落葉広葉樹林, 畑/梅林/植栽地	6月		
	ヒヨドリジョウゴ <i>Solanum lyratum</i>	落葉広葉樹林 (D)	8月		
	アメリカイヌホウズキ <i>Solanum nigrum</i>	落葉広葉樹林通路沿い	7月下旬		
ゴマノハグサ科 Scrophulariaceae	クチナシグサ <i>Monochasma sheareri</i>	落葉広葉樹林 (A)	4月	EN	
	オオイヌノフグリ <i>Verncia persica</i>	畑/梅林/植栽地	3月		
	タチイヌノフグリ <i>Veronica arvensis</i>	畑/梅林/植栽地他	4月		
	ムラサキサギゴケ <i>Mazus miquelii</i>	疎林, 畑/梅林/植栽地	4月下旬		
	トキワハゼ <i>Mazus pumilus</i>	疎林	4月		
	ウリクサ <i>Vandellia crustacea</i>	畑地	7月下旬		
キツネノマゴ科 Acanthaceae	キツネノマゴ <i>Justicia procumbens</i>	疎林	8月		

科	種類	所在	開花記録	稀少性	確認
キツネノマゴ科 Acanthaceae	ハグロソウ <i>Dicliptera japonica</i> var. <i>subrotunda</i>	池周辺	8月	NT	
ハエドクソウ科 Phrymaceae	ハエドクソウ <i>Phryma leptostachya</i> var. <i>asiatica</i>	林内各所	7月		
オオバコ科 Plantaginaceae	オオバコ <i>Plantago asiatica</i>	疎林	6月		
	ヘラオオバコ <i>Plantago lanceolata</i>	疎林	7月		
オミナエシ科 Valerianaceae	オトコエシ <i>Patrinia villosa</i>	落葉広葉樹林 (A)	10月		
キキョウ科 Campanulaceae	ホタルブクロ <i>Campanula punctata</i>	疎林	6月下旬		
	ツリガネニンジン <i>Adenophora triphylla</i> var. <i>japonica</i>	落葉広葉樹林 (A)	9月		
	キキョウソウ <i>Specularia perfoliata</i>	梅林	5月下旬		
キク科 Compositae	ガンクビソウ <i>Carpesium divaricatum</i>	落葉広葉樹林 (A)	7月		
	サジガンクビソウ <i>Carpesium glossphyllum</i>	落葉広葉樹林 (B)	8月		
	シラヤマギク <i>Aster scaber</i>	林内各所	9月		
	アキノキリンソウ <i>Solidago virgaurea</i> subsp. <i>asiatica</i>	落葉広葉樹林 (A)	9月下旬		
	タイアザミ (トネアザミ) <i>Cirsium nipponicum</i> var. <i>incomptum</i>	落葉広葉樹林 (A)	9月		
	ノハラアザミ <i>Cirsium tanakae</i>	落葉広葉樹林 (A), (B), 疎林	9月		
	ヨモギ <i>Artemisia princeps</i>	畑/梅林/植栽地	9月		
	ニガナ <i>Ixeris dentata</i>	落葉広葉樹林 (A), 疎林	5月		
	ハナニガナ <i>Ixeris dentata</i> var. <i>albiflora</i>	疎林	5月		
	ジシバリ (イワニガナ) <i>Ixeris stolonifera</i>	疎林	5月		
	オオジシバリ <i>Ixeris debilis</i>	疎林	5月		
	ハキダメギク <i>Galinsoga ciliata</i>	池周辺	8月		
	オオブタクサ (クワモドキ) <i>Ambrosia trifida</i>	落葉広葉樹林 (D)	8月		
	チチコグサ <i>Gnaphalium japonicum</i>	松平家墓所	8月		
	ヤブタバコ <i>Lapsana humilis</i>	針葉樹林	4月下旬		
	ダンドボロギク <i>Erechtites hieracifolia</i>	落葉広葉樹林他	9月		
	ベニバナボロギク <i>Crassocephalum crepidioides</i>	落葉広葉樹林他	9月		
	ハルジオン <i>Erigeron philadelphicus</i>	畑/梅林/植栽地	4月		
	ヒメジョオン <i>Stenactis annuus</i>	畑/梅林/植栽地	5月下旬		
	オオアレチノギク <i>Conyza sumatrensis</i>	落葉広葉樹林他	8月		

科	種 類	所 在	開花記録	稀少性	確認
	ブタナ <i>Hypochoeris radicata</i>	疎林	6月		
	ノボロギク <i>Senecio vulgaris</i>	落葉広葉樹林他	4月～		
	オニタビラコ <i>Youngia japonica</i>	林内各所	5月		
	コオニタビラコ <i>Lapsana apogonoides</i>	林内各所	5月		
キク科 Compositae	ノゲシ (ハルノノゲシ) <i>Sonchus oleraceus</i>	梅林	5月		
	ハハコグサ <i>Gnaphalium affine</i>	疎林	4月下旬		
	キツネアザミ <i>Hemistepta lyrata</i>	畑／梅林／植栽地, 池周辺	5月		×
	カントウタンポポ <i>Taraxacum platycarpum</i>	林内各所	4月～		
	セイヨウタンポポ <i>Taraxacum officinale</i>	林内各所	4月		
	ヤブレガサ <i>Syneilesis palmata</i>	落葉広葉樹林 (A)	7月		
	オケラ <i>Atractylodes japonica</i>	落葉広葉樹林 (A)	5月下旬		
	ユウガギク <i>Kalimeris pinnatifida</i>	落葉広葉樹林	10月		
	イヌコウジュ <i>Mosla punctulata</i>	落葉広葉樹林	9月		
	タチチコグサ <i>Gnaphalium calviceps</i>	松平家墓地	5月		
	チチコグサモドキ <i>Gnaphalium pensylvanicum</i>	松平家墓地	5月		
	チチコグサ <i>Gnaphalium japonicum</i>	松平家墓地	5月		
	フキ <i>Petasites japonicas</i>	畑地	3月		
	オヤマボクチ <i>Synurus pungens</i>	落葉広葉樹林 (A)	11月		
	アメリカセンダングサ <i>Bidens frondosa</i>	塔所裏	10月		
	トキンソウ <i>Centipeda minima</i>	畑地	8月		×
	アキノノゲシ <i>Lactuca indica</i>	梅林	9月		
アオイ科 Malvaceae	イチビ <i>Abutilon theophrasti</i>	梅林	7月		

## 2. 単子葉綱

科	種 類	所 在	開花記録他	稀少性	確認
ユリ科 Liliaceae	チゴユリ <i>Disporum smilacinum</i>	落葉広葉樹林 (B)	4月		
	ホウチャクソウ <i>Disporum sessile</i>	林内各所	4月下旬		
	ヤブラン <i>Liriope platyphylla</i>	林内各所	8月		

科	種類	所在	開花記録	稀少性	確認
ユリ科 Liliaceae	ヒメヤブラン <i>Liriope minor</i>	落葉広葉樹林 (C), 竹林	7月下旬		
	ジャノヒゲ (リュウノヒゲ) <i>Ophiopogon japonicus</i>	林内各所	7月下旬		
	トウギボウシ (オオバギボウシ) <i>Hosta sieboldiana</i>	落葉広葉樹林 (A)	6月		
	コバギボウシ <i>Hosta albo-marginata</i>	落葉広葉樹林 (A)	5月		
	ヤマユリ <i>Lilium auratum</i>	落葉広葉樹林 (A), (B)	7月		
	ワニグチソウ <i>Polygonatum involucreatum</i>	落葉広葉樹林 (A)	6月下旬	EN	
	ツルボ <i>Scilla scilloides</i>	疎林	7月		
	オモト <i>Rohdea japonica</i>	落葉広葉樹林 (C)	5月		
	ヤブカンゾウ (ワスレナグサ) <i>Hemerocallis fulva</i> f. <i>kwanso</i>	落葉広葉樹林 (E)	7月		
	ノカンゾウ <i>Hemerocallis fulva</i> var. <i>longituba</i>	落葉広葉樹林 (E)	7月		
	シオデ <i>Smilax riparia</i> var. <i>ussuriensis</i>	落葉広葉樹林 (E)	7月		
	ニラ <i>Allium tuberosum</i>	畑/梅林/植栽地	8月		
	ノビル <i>Allium grayai</i>	畑/梅林/植栽地, 針葉樹林	5月		
	ヤマジノホトトギス <i>Tricyrtis affinis</i>	落葉広葉樹林 (A), (B), (C)	9月		
	ナルコユリ <i>Polygonatum falcatum</i>	落葉広葉樹林 (A), (B)	5月下旬		
	オオバジャノヒゲ <i>Ophiopogon planiscapus</i>	落葉広葉樹林 (B)	7月		
ヒガンバナ科 Amaryllidaceae	ヒガンバナ <i>Lycoris radiata</i>	増田氏墓周辺	9月		
ヤマノイモ科 Dioscoreaceae	タチドコロ <i>Dioscorea gracillima</i>	落葉広葉樹林 (E)	7月		
	オニドコロ <i>Dioscorea tokoro</i>	落葉広葉樹林 (A), (B), (E)	7~8月		
アヤメ科 Iridaceae	シャガ <i>Iris japonica</i>	落葉広葉樹林 (B)	5月		
	ニワゼキショウ <i>Sisyrinchium atlanticum</i>	疎林	5月		
イグサ科 Juncaceae	スズメノヤリ <i>Luzula capitata</i>	疎林	4月		
	クサイ <i>Juncus tenuis</i>	疎林	6~9月		
ツユクサ科 Commelinaceae	ヤブミョウガ <i>Pollia japonica</i>	針葉樹林他	8月		
	ツユクサ <i>Commelina communis</i>	林内各所	6月		
イネ科 Poaceae	チジミザサ <i>Oplismenus undulatifolius</i>	林内各所	9月		
	スズメノカタビラ <i>Poa annua</i>	疎林, 畑/梅林/植栽地	4月		
	ススキ <i>Miscanthus sinensis</i>	疎林, 畑/梅林/植栽地	9月		

科	種類	所在	開花記録	稀少性	確認
	スズメノテッポウ <i>Alopecurus aequalis</i>	疎林, 畑/梅林/植栽地	4月下旬		
	アブラススキ <i>Eccoilopus cotulifer</i>	疎林	10月		×
	チカラシバ <i>Pennisetum alopecuroides</i>	疎林, 畑/梅林/植栽地	9月下旬		
	エノコログサ <i>Setaria viridis</i>	畑/梅林/植栽地	7月下旬		
イネ科 Poaceae	ヨシ (アシ) <i>Phragmites communis</i>	池	8月		×
	オギ <i>Miscanthus sacchariflorus</i>	その他	10月		
	コスカグサ <i>Agrostis alba</i>	疎林	6月		
	チガヤ <i>Imperata cylindrica</i>	梅林	5月		
	オヒシバ <i>Eleusine indica</i>	畑/梅林/植栽地	8月		
	メヒシバ <i>Digitaria cilians</i>	畑/梅林/植栽地	8月		
	ニワホコリ <i>Eragrostis multicaulis</i>	疎林	8月		
	アオカモジクサ <i>Agropyron cilare var. minus</i>	畑/梅林/植栽地	6月		
	イヌビエ <i>Echinochola crus-</i> <i>galli var. crus-galli</i>	梅林	8月		
	ノガリヤス <i>Calamagrostis</i> <i>arundinacea var. brachytricha</i>	落葉広葉樹林 (D)	9月		
	ヌカキビ <i>Panicum bisulcatum</i>	落葉広葉樹林 (B),	9月		
サトイモ科 Araceae	カラスビシャク <i>Pinellia ternata</i>	畑/梅林/植栽地	5月		
	コウライテンアンショウ <i>Arisaema peninsulae</i>	竹林	6月		
ガマ科 Typhaceae	ガマ <i>Typha latifolia</i>	池	8月 (花穂)		×
カヤツリグサ科 Cyperaceae	ヤワラスゲ <i>Carex transversa</i>	落葉広葉樹林 (A), (B), 疎林	4~6月		
	ヒメカンスゲ <i>Carex conica</i>	落葉広葉樹林 (A), 疎林	4~6月		
	ヒカゲスゲ <i>Carex lanceolata</i>	落葉広葉樹林 (B), (C)	4~6月		
	ヤブスゲ <i>Carex rochebrunii</i>	針葉樹林	5月		
	エナシヒコグサ <i>Carex aphanolepis</i>	畑/梅林/植栽地	6月		
	クサスゲ <i>Carex rugata</i>	落葉広葉樹林 (A)	5月		
	モエギスゲ <i>Carex tristachya</i>	落葉広葉樹林 (B)	4月		
	トダスゲ <i>Carex aequalta</i>	落葉広葉樹林 (A)	5月		
	カヤツリグサ <i>Cyperus microiria</i>	梅林	8月		
ラン科 Orchidaceae	キンラン <i>Cephalanthera falcata</i>	林内各所	4月下旬~ 5月上旬	EN	



科	種類	所在	開花記録	稀少性	確認
ラン科 Orchidaceae	ギンラン <i>Cephalanthera erecta</i>	落葉広葉樹林 (A), 疎林	4月下旬～ 5月上旬	EN	
	シュンラン <i>Cymbidium goeringii</i>	落葉広葉樹林 (C)	4月	VU	
	マヤラン <i>Cymbidium nipponicum</i>	落葉広葉樹林 (A), (B)	7月	EN	
	ネジバナ <i>Spiranthes sinensis</i> var. <i>amoena</i>	疎林, 畑/梅林/植栽地	7月		
ラン科 Orchidaceae	サイハイラン <i>Cremastra appendiculata</i>	落葉広葉樹林 (B), (C)	5月中旬	VU	
	ササバギンラン <i>Cephalanthera longibracteata</i>	落葉広葉樹林 (A), (D)	4月	NT	
	オオバノトンボソウ <i>Platanthera minor</i>	落葉広葉樹林 (A)	7月	VU	
	エビネ <i>Calanthe discolor</i>	竹林	5月	EN	
	ユウシュンラン <i>Cephalanthera subaphylla</i>	落葉広葉樹林 (B), 落葉広 葉樹林 (C)	6月	CR	
	タシロラン <i>Epipogium roseum</i>	落葉広葉樹林 (C)	7月	CR	
	アキザキヤツシロラン <i>Gastrodia confusa</i>	竹林	10月	EN	

## 平林寺木本植物目録

### 木本目録について

- (1) この目録は、2001年に実施した調査に、2013年までの調査結果を反映した目録である。
- (2) 植栽区分の注記は次のとおりである。  
 庭園樹木：庭園樹木として庭園区域にのみ植栽されている種類  
 植栽種：もともと寺域内に自生はなかったが、近年、庭園区域外に明らかに人為的に植栽または植林されたと認められる種類
- (3) 学名については、菱山忠三郎監修 林弥栄編「山溪カラー名鑑 日本の樹木」山と溪谷社（1985）によった。

### 1. 裸子植物

科	種類	植栽区分	備考
イチョウ科 Ginkgoaceae	イチョウ <i>Ginkgo biloba</i>	植栽種	
イチイ科 Taxaceae	イチイ <i>Taxus cuspidata</i>	庭園樹木	
	キャラボク <i>Taxus cuspidata</i> var. <i>nana</i>	庭園樹木	
	カヤ <i>Torreya nucifera</i>	植栽種	
マキ科 Podocarpaceae	イヌマキ <i>Podocarpus macrophyllus</i>	植栽種	
イヌガヤ科 Cephalotaxaceae	イヌガヤ <i>Cephalotaxus harringtonia</i>	植栽種	
マツ科 Pinaceae	モミ <i>Abies firma</i>	準一般種	
	ヒマラヤスギ <i>Cedrus deodara</i>	植栽種	
	アカマツ <i>Pinus densiflora</i>		
	クロマツ <i>Pinus thunbergii</i>	植栽種	
スギ科 Taxodiaceae	コウヤマキ <i>Sciadopitys verticillata</i>	植栽種	
	スギ <i>Cryptomeria japonica</i>	植栽種	
	メタセコイア <i>Metasequoia glyptostroboides</i>	植栽種	
ヒノキ科 Cupressaceae	ヒノキ <i>Chamaecyparis obtusa</i>	植栽種	
	サワラ <i>Chamaecyparis pisifera</i>	植栽種	
	コノテガシワ <i>Biota orientalis</i>	庭園樹木	

### 2. 被子植物

#### (1) 単子葉綱

科	種類	植栽区分・所在	備考
イネ科 Gramineae	モウソウチク <i>Phyllostachys pubescens</i>		

科	種類	植栽区分・所在	備考
イネ科 Gramineae	マダケ <i>Phyllostachys bambusoides</i>		野火止用水沿い他
	アズマネザサ <i>Pleioblastus chino</i> var. <i>chino</i>		
	オカメザサ <i>Shibataea kumasaca</i>	植栽種	
	クマザサ <i>Sasa veitchii</i> var. <i>veitchii</i>		
ユリ科 Liliaceae	サルトリイバラ <i>Smilax china</i>		
ヤシ科 Palmae	シュロ <i>Trachycarpus fortunei</i>	準植栽種	

(2) 双子葉綱

科	種類	植栽区分・所在	備考
ヤナギ科 Salicaceae	コゴメヤナギ <i>Salix serissaefolia</i>	植栽種	
クルミ科 Juglandaceae	オニグルミ <i>Juglans mandshurica</i> var. <i>sieboldiana</i>		
カバノキ科 Betulaceae	イヌシデ <i>Carpinus tschonoskii</i>		
	アカシデ <i>Carpinus laxiflora</i>		
	クマシデ <i>Carpinus japonica</i>		
	ハンノキ <i>Alnus japonica</i>		
	ヤマハンノキ <i>Alnus hirsuta</i>		
ブナ科 Fagaceae	クリ <i>Castanea crenata</i>		
	コナラ <i>Quercus serrata</i>		
	クヌギ <i>Quercus acutissima</i>		
	シラカシ <i>Quercus myrsinaefolia</i>		
	ナラガシワ <i>Quercus aliena</i>	庭園樹木	
	マテバシイ <i>Pasania edulis</i>	植栽種	
	スダジイ <i>Castanopsis cuspidata</i> var. <i>sieboldii</i>	植栽種	
ニレ科 Ulmaceae	ムクノキ <i>Aphananthe aspera</i>		
	ケヤキ <i>Zelkova serrata</i>		
	エノキ <i>Celtis sinensis</i> var. <i>japonica</i>	準植栽種	
クワ科 Moraceae	ヤマグワ <i>Morus bombycis</i>		
	コウゾ <i>Broussonetia kazinoki</i>		
センリョウ科 Chloranthaceae	センリョウ <i>Chloranthus glaber</i>		

科	種 類	植栽区分・所在	備 考
ヤドリギ科 Loranthaceae	ヤドリギ <i>Viscum album</i> var. <i>coloratum</i>		本堂北端サクラに寄生
カツラ科 Cercidiphyllaceae	カツラ <i>Cercidiphyllum japonicum</i>	植栽種	
アケビ科 Lardizabalaceae	アケビ <i>Akebia quinata</i>		
	ゴヨウアケビ <i>Akebia x pentaphylla</i>		
	ミツバアケビ <i>Akebia trifoliata</i>		
メギ科 Berberidaceae	ヒイラギナンテン <i>Mahonia japonica</i>	庭園樹木	
	ナンテン <i>Nandina domestica</i>	準植栽種	
モクレン科 Magnoliaceae	モクレン <i>Magnolia liliflora</i>	植栽種	
	コブシ <i>Magnolia kobus</i>		
	サネカズラ <i>Kadsura japonica</i>		
	ホオノキ <i>Magnolia obovata</i>		
	シキミ <i>Illicium religiosum</i>	植栽種	
クスノキ科 Lauraceae	クスノキ <i>Cinnamomum camphora</i>	植栽種	
	タブノキ <i>Machilus thunbergii</i>	植栽種	
	ヤマコウバシ <i>Lindera glauca</i>		
ユキノシタ科 Saxifragaceae	ウツギ <i>Deutzia crenata</i>		野火止用水沿い
	アジサイ <i>Hydrangea macrophylla</i> f. <i>macrophylla</i>	植栽種	
	ガクアジサイ <i>Hydrangea macrophylla</i> f. <i>normalis</i>	植栽種	
	タマアジサイ <i>Hydrangea involucrata</i>		野火止用水沿い他
マンサク科 Hamamelidaceae	マンサク <i>Hamamelis japonica</i>	庭園樹木	
バラ科 Rosaceae	カナメモチ <i>Photinia glabra</i>	植栽種	
	カマツカ <i>Pourthiaea villosa</i> var. <i>laevis</i>		
	クサボケ <i>Chaenomeles japonica</i>		
	ヤマブキ <i>Kerria japonica</i>		
	モミジイチゴ <i>Rubus palmatus</i> var. <i>coptophyllus</i>		
	ニガイイチゴ <i>Rubus microphyllus</i>		
	ナワシロイチゴ <i>Rubus parvifolius</i>		
	クサイイチゴ <i>Rubus hirsutus</i>		

科	種類	植栽区分・所在	備考
バラ科 Rosaceae	ノイバラ <i>Rosa multiflora</i>		
	ウメ <i>Prunus mume</i>	植栽種	
	ユスラウメ <i>Prunus tomentosa</i>	植栽種	
	ヤマザクラ <i>Prunus jamasakura</i>		
	エドヒガン <i>Prunus spachiana</i>	植栽種	
	ソメイヨシノ <i>Prunus x yedoensis</i> cv. <i>yedoensis</i>	植栽種	
	カンヒザクラ <i>Prunus camapanulata</i>	植栽種	
	イヌザクラ <i>Prunus buergeriana</i>		
	ウワミズザクラ <i>Prunus grayana</i>		
	モモ <i>Prunus persica</i>	植栽種	
	カリン <i>Chaenomeles sinensis</i>	植栽種	
マメ科 Leguminosae	ネムノキ <i>Albizia julibrissin</i>		
	ハナズオウ <i>Cercis chinensis</i>	植栽種	
	フジ <i>Wisteria floribunda</i>	庭園樹木	
	ヤマフジ <i>Wisteria brachybotrys</i>		
	ミヤギノハギ <i>Lespedeza thunbergii</i>	庭園樹木	
	エンジュ <i>Sophora japonica</i>	植栽種	
ミカン科 Rutaceae	サンショウ <i>Zanthoxylum piperitum</i>		
ニガキ科 Simaroubaceae	ニガキ <i>Picrasma quassioides</i>		
トウダイグサ科 Euphorbiaceae	ユズリハ <i>Daphniphyllum macropodum</i>		
	アカメガシワ <i>Mallotus japonicus</i>		
ウルシ科 Anacardiaceae	ヌルデ <i>Rhus javanica</i>		
モチノキ科 Aquifoliaceae	モチノキ <i>Ilex integra</i>	植栽種	
	タラヨウ <i>Ilex latifolia</i>	庭園樹木	
	クロガネモチ <i>Ilex rotunda</i>	植栽種	
	イヌツゲ <i>Ilex crenata</i>		
ニシキギ科 Celastraceae	マユミ <i>Euonymus sieboldianus</i>		野火止用水浴い
	コマユミ <i>Euonymus alatus</i> f. <i>ciliatodentatus</i>		野火止用水浴い



科	種 類	植栽区分・所在	備 考
ニシキギ科 Celastraceae	マサキ <i>Euonymus japonicus</i>	植栽種	
	ツルウメモドキ <i>Celastrus orbiculatus</i>		野火止用水沿い
ミツバウツギ科 Staphyleaceae	ゴンズイ <i>Euscaphis japonica</i>		
カエデ科 Aceraceae	イロハモミジ <i>Acer palmatum</i>	準植栽種	
トチノキ科 Hippocastanaceae	トチノキ <i>Aesculus turbinata</i>		
ムクロジ科 Sapindaceae	ムクロジ <i>Sapindus mukurossi</i>		
ブドウ科 Vitaceae	エビズル <i>Vitis ficifolia</i>		野火止用水沿い
	ツタ <i>Parthenocissus tricuspidata</i>		
	ノブドウ <i>Ampelopsis brevipedunculata</i>		
シナノキ科 Tiliaceae	ボダイジュ <i>Tilia miqueliana</i>		
アオイ科 Malvaceae	ムクゲ <i>Hibiscus syriacus</i>	植栽種	
アオギリ科 Sterculiaceae	アオギリ <i>Firmiana simplex</i>	準植栽種	
ツバキ科 Theaceae	チャ <i>Camellia sinensis</i>	準植栽種	
	サザンカ <i>Camellia sasanqua</i>	植栽種	
	ナツツバキ <i>Stewartia pseudo-camellia</i>	植栽種	
	ヤブツバキ <i>Camellia japonica</i>		
	サカキ <i>Cleyera japonica</i>		
	ヒサカキ <i>Eurya japonica</i>		
グミ科 Elaeagnaceae	ナツグミ <i>Elaeagnus multiflora</i> f. <i>orbiculata</i>		
ミソハギ科 Lythraceae	サルスベリ <i>Lagerstroemia indica</i>	植栽種	
ザクロ科 Punicaceae	ザクロ <i>Punica granatum</i>	植栽種	
ウコギ科 Araliaceae	ヤツデ <i>Fatsia japonica</i>	準植栽種	
	ヤマウコギ <i>Acanthopanax spinosus</i>		野火止用水沿い
	キツタ <i>Hedera rhombea</i>		
	カクレミノ <i>Dendropanax trifidus</i>		
	タラノキ <i>Aralia elata</i>		
ミズキ科 Cornaceae	ミズキ <i>Cornus controversa</i>		
	サンゴミズキ <i>Cornus alba</i> var. <i>sibirica</i>		

科	種類	植栽区分・所在	備考
ミズキ科 Cornaceae	アオキ <i>Aucuba japonica</i>		
	ヤマボウシ <i>Cornus kousa</i>	植栽種	
ツツジ科 Ericaceae	ヤマツツジ <i>Rhododendron kaempferi</i>	植栽種	
	ドウダンツツジ <i>Enkianthus perulatus</i>	植栽種	
	アセビ <i>Pieris japonica</i>	植栽種	
	カルミア <i>Kalmia latifolia</i>	庭園樹木	
リョウブ科 Clethraceae	リョウブ <i>Clethra barbinervis</i>		
ヤブコウジ科 Myrsinaceae	ヤブコウジ <i>Ardisia japonica</i>		
	マンリョウ <i>Ardisia crenata</i>		
カキノキ科 Ebenaceae	ヤマガキ <i>Diospyros kaki</i> var. <i>sylvestris</i>	準植栽種	
ハイノキ科 Symplocaceae	サワフタギ <i>Symplocos chinensis</i> var. <i>leucocarpa</i> f. <i>pilosa</i>		
エゴノキ科 Styracaceae	エゴノキ <i>Styrax japonica</i>		
モクセイ科 Oleaceae	イボタノキ <i>Ligustrum obtusifolium</i>		
	ネズミモチ <i>Ligustrum japonicum</i>		
	トウネズミモチ <i>Ligustrum lucidum</i>	準植栽種	
	キンモクセイ <i>Osmanthus fragrans</i> var. <i>aurantiacus</i>	植栽種	
	ヒイラギモクセイ <i>Osmanthus x fortunei</i>	植栽種	
	ヒイラギ <i>Osmanthus heterophyllus</i>	植栽種	
キョウチクトウ科 Apocynaceae	キョウチクトウ <i>Nerium indicum</i>	植栽種	
	テイカカズラ <i>Trachelospermum asiaticum</i>		
クマツヅラ科 Verbenaceae	ムラサキシキブ <i>Callicarpa japonica</i>		
	クサギ <i>Clerodendron trichotomum</i>		
ナス科 Solanaceae	クコ <i>Lycium chinese</i>		
	フユサンゴ <i>Solanum pseudo-capsicum</i>		
ノウゼンカズラ科 Bignoniaceae	キリ <i>Paulownia tomentosa</i>	植栽種	
スイカズラ科 Caprifoliaceae	スイカズラ <i>Lonicera japonica</i>		
	ニワトコ <i>Sambucus sieboldiana</i>		
	ガマズミ <i>Viburnum dilatatum</i>		

科	種 類	植栽区分・所在	備 考
スイカズラ科 Caprifoliaceae	コバノガマズミ <i>Viburnum erosum</i>		
スイカズラ科 Caprifoliaceae	サンゴジュ <i>Viburnum awabuki</i>	庭園樹木	
	ウグイスカグラ <i>Lonicera gracilipes</i> var. <i>glabra</i>		
キク科 Compositae	コウヤボウキ <i>Pertya scandens</i>		

平林寺鳥類出現記録(1967-1978)

No	種類	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	摘要
1	カイヅツリ													
2	カンムリカイヅツリ													
3	カウ													1)
4	ゴイサキ													2), 3)
5	サゴイ													4), 5)
6	アマガシラサキ													6)
7	チュウサキ													7)
8	コサキ													
9	アサギ													
10	カルガモ													
11	コガモ													
12	オシドリ													
13	マガモ													
14	トモエガモ													8)
15	オナガガモ													
16	ホシハシロ													
17	トビ													9)
18	ハヤカ													
19	ツミ													
20	オオタカ													10)
21	ノゾ													
22	サシバ													
23	チウゲンボウ													11)
24	コジュケイ													
25	キジ													
26	イソギ													12)
27	ヤマシギ													
28	シラコバト													
29	キジバト													
30	アオバト													
31	カモ													
32	ツツトリ													
33	ホトキス													15)
34	アオハスク													
35	フクロウ													
36	マツハメ													16)
37	ヒタマツハメ													17)
38	カササギ													18)
39	コゲ													
40	アサギ													
41	アサギ													
42	ヒバリ													
43	ツバメ													
44	イソハメ													21)
45	キセキレイ													
46	ハクセキレイ													
47	セグロセキレイ													
48	ヒメズイ													
49	サンショウクイ													

No	種類	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	摘要
50	ヒトリ													
51	チゴモズ													
52	モズ													
53	アカモズ													20)
54	キレンジャク													
55	ヒレンジャク													21)
56	ミササギ													
57	カヤカサ													22)
58	ルビビタキ													
59	シロビタキ													
60	トアツクミ													
61	マミチャジナイ													
62	クロツグミ													23)
63	アホハ													
64	シロハラ													
65	ツグミ													
66	ウグイス													
67	ホソムシクイ													
68	エゾムシクイ													
69	センダイムシクイ													
70	キクイタタキ													
71	セッカ													24)
72	キビタキ													
73	オオルリ													25)
74	エゾビタキ													26)
75	コサメビタキ													
76	ホソコウチヨウ													
77	エナガ													
78	コガラ													
79	ヒカラ													
80	ヤマガラ													
81	シジュウカラ													
82	スズロ													
83	ホオシロ													
84	カシラガ													
85	シヤマホシシロ													27)
86	アオジ													
87	クロジ													
88	アト													28)
89	カワビ													
90	マヒ													
91	イカル													
92	ウ													
93	シメ													
94	スズメ													
95	メドリ													
96	カス													
97	オナガ													
98	カズ													

1) 1975XII/10:3(倉本)  
 2) 1977VII/5:1(倉本)  
 3) 1978VI/21:1(山口)  
 4) 1974VI/16:1(山口)  
 5) 1971IX/16:1(山口)  
 6) 1966V/1:1(福田)  
 7) 1967XII/3:2(福田)  
 8) 1977III/21:2(山口)  
 9) 1967XI/11:1(福田)  
 10) 1974X/5:2(福田)  
 11) 1968XI/10:1(福田)  
 12) 1974IX/21:2(山口)  
 13) 1969II/11:1(福田)  
 14) 1971III/26:1(山口)  
 15) 1977V/19:1(山口)  
 16) 1967X/29:1(福田)  
 17) 1969VI/8:1(福田)  
 18) 1974VII/26:1(山口)  
 19) 1977VII/16:2(山口)  
 20) 1974VII/26:1(山口)  
 21) 1978III/8:1(山口)  
 22) 1972II/22:1(萩野)  
 23) 1974V/14:1(山口)  
 24) 1977V/19:1(山口)  
 25) 1969X/5:2(山口)  
 26) 1967X/23:1(山口)  
 27) 1976IV/1:3(山口)  
 28) 1967X/23:4(山口)  
 福田知明, 平林寺の鳥類目録「平林寺の自然と文化」(1978)所収

平林寺鳥類出現記録(1979-1988)

No	種類	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	概要	No	種類	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	概要
1	カイヅツリ		+											1984III/26	51	ヒトリ	+												
2	カンムリカイツブリ														52	チゴモズ'												1980III/23	
3	カワ														53	モズ	+												
4	コイサギ'														54	アカモズ'													
5	ササゴイ														55	キレンシヤク													
6	アカシラサギ'														56	ヒレンシヤク			+										
7	チユウサギ'														57	ミソサギ'	+												
8	コサギ'														58	カヤクグリ													
9	アオサギ'														59	ルビサギ'	+			+									
10	シロコイ														60	シヨビサギ'	+			+									
11	カルガモ			+	+										61	トラツグミ	+			+									
12	コガモ			+	+										62	マミチャシナイ													
13	オドリ														63	クロツグミ													
14	マガモ														64	アカハラ	+												
15	トモエガモ														65	シロハラ	+			+									
16	オナガガモ														66	ツグミ	+			+									
17	ホシハジロ														67	ウグイス	+			+									
18	ヒ'														68	ホソムシクイ													
19	ハイタカ														69	エソムシクイ													
20	ツミ													1984IV/8	70	センドイムシクイ					+								
21	オオカ														71	キウイサギ'	+			+									
22	ノスリ														72	セウカ													
23	サシバ														73	キバサギ'					+								
24	チヨウゲンホウ														74	オオルリ													
25	コシユケイ														75	エビサギ'													
26	キン'														76	コサビサギ'													
27	イシギ'														77	サノコサギ'													
28	ヤマサギ'														78	エナガ'	+			+									
29	シロハト														79	コガラ'	+			+									
30	キジハト														80	ヒガラ'	+			+									
31	アオハト														81	ヤマガラ'				+									
32	カウ														82	シジュウカラ'	+			+									
33	ツツドリ														83	スシロ	+			+									
34	ホトギス														84	ホオシロ	+			+									
35	アオハスリ														85	カシラダカ'	+			+									
36	フクロウ														86	ミヤマホオシロ				+									
37	アマツハメ													1987IV/8	87	アオジ'	+			+									1980III/23
38	ヒメアマツハメ														88	クロジ'													
39	カワセミ														89	アトリ													
40	アオケラ														90	カワセビ'	+			+									
41	アサケラ														91	マヒ'	+			+									
42	コケラ														92	アカル				+									
43	ヒバリ														93	ウ'													
44	ツバメ														94	シメ'	+			+									
45	イソツバメ														95	スズメ'	+			+									
46	キセキレイ														96	ムナトリ	+			+									
47	ハクセキレイ														97	カケス'	+			+									
48	セウロセキレイ														98	オナガ'	+			+									
49	ヒンズイ														99	ハジボツガラス'	+			+									
50	サシヨウカクイ													1980IV/27	100	ハジボツガラス'	+			+									

くぬぎ林(1979-1988)所収記録および練馬公民館主催探鳥会記録より作成



平林寺鳥類出現記録(1989-1998)

No	種類	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	摘要	No	種類	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	摘要				
1	カイヅツリ														51	ヒトドリ																	
2	カナムドリ														52	チコマス'																	
3	カワウ														53	モズ'																	
4	コイサキ'														54	アカモズ'																	
5	ササコイ														55	キレンジヤウ																	
6	アカシラサキ'														56	ヒレンジヤウ																	
7	チュウサキ'														57	シウサギ'																	
8	コサギ'														58	カヤガリ																	
9	アオサギ'														59	ルビタキ																	
10	シウコイ													1998V/10	60	シウビタキ																	
11	カルガモ														61	トラツグミ																	
12	コマモ														62	マミチヤジナイ																	
13	オトリ														63	クロツグミ																	
14	マガモ														64	アカハラ																	
15	トモエガモ														65	シロハラ																	
16	オナカガモ														66	ツグミ																	
17	ホシハジロ														67	ウグイス																	
18	ヒビ														68	ホソムシクイ																	
19	ハイタカ														69	エゾムシクイ																	
20	ツグ													1995IV/8	70	センダイムシクイ																	
21	オオカ														71	キクイタダキ																	
22	ノスリ														72	セッカ																	
23	サシバ														73	キビタキ																	
24	チヨウガンホウ														74	オオルリ																	
25	コジュケイ														75	エノビタキ																	
26	キジ'														76	コマサキ																	
27	イシキ'														77	サコウチヨウ																	
28	ヤマキ'														78	エナガ'																	
29	シラコバト														79	コガラ																	
30	キジ'ハト														80	ヒガラ																	
31	アオハト														81	ヤマガラ																	
32	カツク														82	シジュウカラ																	
33	ツツドリ														83	メジロ																	
34	ホトキス														84	ホオジロ																	
35	アオハスリ														85	カシラダカ																	
36	フクロウ														86	シヤマホオジロ																	
37	アマツハメ														87	アオジ'																	
38	ヒメマツハメ														88	クロジ																	
39	カワセミ													1996XI/10	89	アトリ																	
40	アオケウ														90	カワラヒト																	
41	アカケウ														91	マヒウ																	
42	コケウ														92	イカル																	
43	ヒバリ														93	ウリ																	
44	ツバメ														94	シメ																	
45	イワツバメ														95	スズメ																	
46	キセキレイ														96	ムクドリ																	
47	ハクセキレイ														97	カケス																	
48	セグロセキレイ														98	オナガ'																	
49	ヒンズイ														99	ハシボソガラス																	
50	サンショウクイ														100	ハシブトガラス																	

ハチジョウツグミ:2005IV/8:1(例会)

くぬぎ林(1989-1998)所収記録より作成

平林寺鳥類出現記録(1999-2013)

No	種類	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	概要
1	カイヅグリ		+											
2	カシラサギ													
3	カワウ	+												
4	コイサギ													
5	コノサギ													
6	アカカシラサギ													
7	チョウゲンサギ													
8	コサギ													
9	アサギ													
10	シロサギ													
11	カルガモ													3)
12	マガモ													
13	コサギ													
14	マガモ													
15	トモエサギ													
16	オナガガモ													
17	ホシハジロ													
18	トビ													
19	ハイイロカ													
20	ツミ													
21	オオタカ													
22	ノスリ													
23	ホシハ													
24	チョウゲンボウ													
25	コジュケイ													
26	キジ													
27	イソサギ													
28	ヤマシギ													
29	シロコハト													
30	キジハト													
31	アオハト													
32	カウチ													
33	ツツトリ													
34	ホトギス													
35	アオハズク													
36	アサギ													
37	アサギ													
38	ヒメマツバメ													
39	カウチ													
40	アサギ													
41	アサギ													
42	カウチ													
43	ヒハシ													
44	ツバメ													
45	アサギ													
46	キセキレイ													
47	ハシロキレイ													
48	セウロキレイ													
49	ヒンズイ													
50	サシユウカ													
51	ヒヨドリ	+												
52	チゴモズ													
53	モズ	+												
54	アサギ													
55	キレンジャク													
56	ヒレンジャク													
57	シノサギ	+												
58	カヤクグリ													
59	ルビサギ													
60	シヨウビサギ													
61	トビ													
62	マミヤシ													
63	カウチ													
64	アサギ													
65	シロハ													
66	ツグミ													
67	ウグイス													
68	ホシハ													
69	アサギ													
70	アサギ													
71	キセキレイ													
72	セウカ													
73	キセキレイ													
74	オオトリ													
75	アサギ													
76	アサギ													
77	アサギ													
78	アサギ													
79	アサギ													
80	アサギ													
81	アサギ													
82	アサギ													
83	アサギ													
84	アサギ													
85	アサギ													
86	アサギ													
87	アサギ													
88	アサギ													
89	アサギ													
90	アサギ													
91	アサギ													
92	アサギ													
93	アサギ													
94	アサギ													
95	アサギ													
96	アサギ													
97	アサギ													
98	アサギ													
99	アサギ													
100	アサギ													

備考 1. 渡りの時期に修行僧らによってアオハズク、サンコウチョウのさえずりが確認されている。

2. 2011年オオコノハズクが越冬した。

3) 2011IV/17:1

1) 2010III/29:1(荒尾)

2) 1989IX/5:1(高橋)

くぬぎ林(1999-2012)所収記録より作成

## 平林寺蝶類目録

### アゲハチョウ科 Papilionidae

#### 1. アオスジアゲハ *Graphium sarpedon*

5月から10月まで境内の広い範囲に出現しているが幼虫の食樹であるクスノキ科の樹木が少ないせいか出現数は少ない。外部で羽化した個体が飛来していることも考えられる。ヤブガラシの花上で見かけることもあるが、単独で飛翔しているのを見かけることが多い。

#### 2. アゲハ *Papilio xuthus*

3月から9月まで境内のほぼ全域に出現。幼虫の食草であるサンショウが境内の広い範囲に見られる。年に数回発生していると思われるが7月～9月に数が多くなる。春型は数が少なく、2006年と2007年には春型をほとんど見かけなかった。2011、2013年は春型、夏型共に例年より数多くの個体を見かけた。

#### 3. キアゲハ *Papilio machaon*

草地に残っている梅林に見られるが、数は少ない。2005年頃までは鉄塔のある地区にも見られたが草地から樹林へと環境が変化し2006年以後には目撃されていない。境内には幼虫の食草であるセリ科の植物が少ないが、少数ながら境内で繁殖していると考えられる。年に数回発生していると思われるが、4～5月に見かけることが多く夏以後は目撃数が少ない。

#### 4. クロアゲハ *Papilio protenor*

4月から9月まで境内ほぼ全域の林内、林縁部に普通に見られる。幼虫の食草であるサンショウが広い範囲に存在する。年に3回ほど発生していると思われるが5月と7～9月に数が多くなる。2009、2010、2013年には例年より数多くの個体を目撃した。

#### 5. カラスアゲハ *Papilio dehaanii*

境内各所で目撃されるが、数は少ない。2006年以後出現個体数が減ったが2008年にはやや増加した。春はほとんど見られず7～9月に目撃されることが多い。

#### 6. オナガアゲハ *Papilio macilentus*

2009年7月に1♂を目撃したのみであるが、今後の増加が期待される種である。

#### 7. ジャコウアゲハ *Atrophaneura alcinous*

数はそれ程多くないが5月から9月まで境内の広い範囲に出現している。幼虫の食草であるウマノズクサは境内では見かけなかったが、2012年に2か所で生育が認められ2013年には春から秋まで多くの個体が目撃された。

#### 8. ナガサキアゲハ *Papilio memnon Thunbergii*

本来は暖地性の蝶であるが温暖化により北上し分布域を広げてきている。都区内の大規模緑地では数年前からしばしば目撃されている。平林寺境内でも2007年以後毎年目撃され、2010年以後はクロアゲハに匹敵するくらいよく見かけるようになった。

#### 9. モンキアゲハ *Papilio helenus*

温暖化により北上し都区内の緑地では10年ほど前から出現しているが、平林寺では2009年5月に初めて目撃され2011年以後も出現しているが数は少ない。

### シロチョウ科 Pieridae

#### 10. モンシロチョウ *Pieris rapae*

3月から11月まで明るい草地が存在する場所の各所に出現する。訪花植物となるショカツサイ、アブラナ、ヒメジョオンなどの群落が出来る梅林やキャベツが栽培されている畑周辺で特に多数見られる。5～6回発生していると思われる。2003年には9月に数が増えたが、それ以外は

6、7月に個体数が多くなる。次種スジグロシロチョウと混在するが、本種の数が増える時期にはスジグロシロチョウの数が減り、両者の最多出現期の時期はずれている。

#### 11. スジグロシロチョウ *Pieris merete*

3月から11月まで境内のほとんど全域に見られる。モンシロチョウは畑や草地に限られるが、本種は林内、林縁部、草地の全域に広く出現する。特に訪花植物かつ幼虫の食草となるショカツサイ、アブラナが多い梅林に多数出現する。アブラナ、ヒメジョオンなどの群落が出来る梅林の春～夏期には数十頭が確認されることも少なくない。また、交尾中の個体もしばしば見かけられる。2009年には梅林にアブラナの大きな群落ができ、夏期にはモンシロチョウと合わせて1,000頭以上が目撃された日もあった。

年に4～5回発生すると思われるが6月には特に個体数が多くなる。また、前種モンシロチョウの数が多くなる時期には本種が少なくなり、すみわけているようである。平林寺境内では全体的にモンシロチョウより本種の方が圧倒的に個体数が多い。ただし2013年には本種が減り、モンシロチョウが増加した。

#### 12. キタキチョウ *Eurema mandarina*

3～11月のほぼ通年境内の全域に出現する。3～4月には越冬体が数多く見られるが、8～10月の秋にかけて個体数が増加する。幼虫の食草はハギ類、ネムノキなどで、境内各所に見られ、ハギに産卵している個体もしばしば見かけられた。また、2005年10月には交尾中の個体に6頭の♂が群がっているところを目撃した日がある。

#### 13. ツマキチョウ *Anthocharis scolymus*

年1回の発生で3月下旬から5月上旬まで出現する。2005年頃から梅林で個体数が急増している。この頃から幼虫の食草となるショカツサイが大量に植えられ大きな群落をつくるようになったため、それ以後この地域での個体数が急増したと考えられる。モンシロチョウやスジグロシロチョウと混在することが多いが、飛び方はこれら2種より速く特に♂は長い間飛び続け、なかなか花上や葉上に舞い降りないことが多い。また、飛翔中のスジグロシロチョウを本種♂が追いかける場面もしばしば見られた。

#### 14. モンキチョウ *Colias erate*

2004年頃までは草地の残っていた鉄塔のある地区で見られたが樹林に移行した近年では全く見られなくなった。近年では明るい草地が残っている梅林で見かけるようになった。幼虫の食草はシロツメクサ、カラスノエンドウなどであり梅林には普通に見られる。しかし全般的に個体数はきわめて少ない。

### シジミチョウ科 *Lycaenidae*

#### 15. ミズイロオナガシジミ *Antigius attila*

年により増減はあるが、境内各所の樹林内に6月から7月にかけて多数発生する。年1回の発生で6月に急増し7月には数が減る。2006年には8月3日にも目撃され平林寺境内では出現日の一番遅い記録である。幼虫の食樹はクヌギ、コナラで境内林全体に多数生育している。東京都区内では絶滅危惧種に指定されている。

#### 16. オオミドリシジミ *Favonius orientalis*

年1回の発生で幼虫の食樹であるコナラ、クヌギを主とする樹林内や林縁部で6～7月に目撃される。ほぼ毎年目撃されてはいるが出現数はきわめて少ない。埼玉県レッドデータブックで準絶滅危惧種、東京都区内では絶滅危惧種に指定されている。

#### 17. アカシジミ *Japonica lutea*

年1回の発生で5月下旬から6月にかけて境内林のほぼ全域に出現する。同じ頃発生するミズイロオナガシジミ、ウラナミアカシジミと比べると本種が一番早く発生する。幼虫の食樹はコナラ、クヌギで境内林に多数生育する。植樹は豊富であるが、近年個体数が減少しつつある。食樹

の量に比較して個体数が少ないのは吸蜜植物であるクリなどの樹木が少ないことが考えられる。因みに隣接する野鳥の森にはクリが生育し、狭い範囲ではあるが目撃される個体数はむしろ境内林より多い。ただし2010年、2011年と連続して50以上の個体が目撃されている。2012年以後は減少した。近年市街地周辺の樹林では極めて稀になり東京都区内では絶滅したと考えられている。

#### 18. ウラミアカシジミ *Japonica saepestriata*

年1回の発生で6月上・中旬頃前種アカシジミよりやや遅れて出現する。前種と同じく幼虫の食樹であるクヌギ、コナラを主とする境内林のほぼ全域に出現するが数は少ない。前種同様クリなどの訪花植物が少ないことが個体数が少ない要因になっているとも考えられる。本種も隣接する野鳥の森の方が目撃数が多い。ただし2010年、2011年と150以上が目撃されアカシジミと共に興味ある増加の仕方をしているが、2013年には減少した。近年では、市街地周辺の樹林ではきわめて稀になり、埼玉県レッドデータブックで絶滅危惧種Ⅱ類に指定され、東京都区内では絶滅したと考えられている。

#### 19. ヤマトシジミ *Zizeeria maha argia*

境内の草地の残っている地域や園路沿いのほぼ全域に普通に見られる。幼虫の食草であるカタバミは境内の各所に生育している。4月から11月まで数回発生していると思われるが、8月から個体数が増え始め9～10月には急激に増加する傾向が見られる。幼虫の食草であるカタバミが多数生育する梅林では特にその傾向が著しく9～10月には数百頭、年によっては1,000頭以上の個体が見られる日もあった。特に2010年には8月下旬から10月上旬まで2,000頭を越える日が続き2,600頭を越えた日もあった。また、交尾中の個体もしばしば見られた。11月末には訪花植物がほとんど見られなくなるが、遅くまで残っているキツネノマゴで吸蜜している個体をしばしば目撃した。一般的に、出現数の多い日でも♂に比べて♀の個体数はきわめて少ないが(♂100～200頭に対し♀10頭前後。2,000頭を越えた時でも♀は90頭前後)、2008年9月には200頭ほどの♂に対し♀40頭と♀が多めに出現した日があった。

#### 20. ツバメシジミ *Everes argiades*

年数回の発生と考えられるが、春には目撃されていない。幼虫の食草であるシロツメクサ、カラスノエンドウなどは境内各所に生育するが、出現個体数は極めて少ない。ただし、2013年は4月から出現し6月には10頭以上の個体が目撃された日もあった。

#### 21. ベニシジミ *Lycaena phlaeas*

4月から11月までほとんど梅林にのみ出現し、2005年以後は他の地域では目撃されていない。梅林は広く明るい草地が残り、幼虫の食草であるギンギンが多数生育している。また、訪花植物となるハルジョオン、ヒメジョオンなどの群落が出来る。年数回の発生であるが6～7月、9～10月に多くなる。ただし年間での増減は下草刈りの影響を強く受けていると考えられる。草刈りの影響か2004年以後は減少が続いていたが、2009年以後はまた増加し春型、夏型とも30頭以上目撃された日も少なくない。

#### 22. ルリシジミ *Celastrina argiolus*

3月下旬から9月まで境内のほとんど全域に出現する。

年数回の発生と思われるが出現数は多くない。ほとんどが林縁部で目撃され、路上で吸水する個体もしばしば見かける。幼虫の食草はフジ、クズ、ハギ類で境内の各所に生育している。ハギに産卵しているところも見られた。

#### 23. ゴイシジミ *Taraka hamada*

5月から9月まで見られ、年3～4回発生していると思われる。発生場所は業平塚周辺などほぼ同じ場所に限定されていたが、2006年以後激減し2010年8月に1頭確認された以後目撃されていない。幼虫はササ類に寄生するササコナフキツノアブラムシを食餌する。従って、生息地付近のササ類が大量に刈り取られることによる影響も考えられる。東京都区内では絶滅危惧種に指定されている。

#### 24. ムラサキシジミ *Narathura japonica*

5月から12月まで境内ほぼ全域の林内、林縁部に広く出現する。年3回ほど発生していると



考えられるが数は多くない。幼虫の食樹であるシラカン、コナラ、クヌギは境内林の広範囲に多数生育する。成虫で越冬し晴天の暖かい日には冬期でもよく見かけることがあるが3～4月には目撃されていない。林縁部や草地では葉上や石の上にとまり翅を開いて日光をあびている姿をよく見かけるが、林内では翅を閉じたまま葉上に静止していることが多い。2010年の8月には例年と比べ多くの個体が目撃された。

### 25. ムラサキツバメ *Narathura bazalus*

本来は暖地性の種であるが近年の温暖化により北上し、数年前から市街地周辺の緑地でもよく見かけるようになった。平林寺境内でも2007年以後目撃されるようになった。幼虫の食樹であるマテバシイは境内では少なく外部から飛来した可能性もある。

### 26. ウラギンシジミ *Cretis acuta*

3月から11月まで境内の各所に出現する。秋期にやや多くなるが全体的に数は少ない。林縁部を活発に飛びまわっていることが多いが、路上で吸水している♂もよく見かける。幼虫の食草であるフジ、クズ、ハギ類は境内に普通に見られる。出現個体数は多くないが、境内に定着しているものと考えられる。

### 27. ウラナミシジミ *Lampides boeticus*

2004年と2005年に梅林などの草地で目撃された以後しばらく見かけなかったが2009年以後は毎年目撃されている。本種は暖地で羽化した個体が夏から秋にかけて北上してくると考えられているので、外部から飛来したのと考えられる。

### 28. トラフシジミ *Rapala arata*

2008年に初めて目撃されたが、幼虫の食草であるフジ、クズ、シロツメクサなどは境内各所に見られるので、少数ながら境内で繁殖していた可能性もある。

## タテハチョウ科 *Nymphalidae*

### 29. イチモンジチョウ *Ladoga camilla*

5月から9月まで林内、林縁部、草地のほとんど全域に出現する。路上に静止している個体もしばしば見かける。年3回の発生と思われるが6月、8～9月に多くなる。2011年の8月、2012年の6月には10頭以上見かける日も何日かあった。東京都区内では絶滅したと考えられているが、平林寺境内では普通に見られる貴重な種である。

### 30. コミスジ *Neptis sappho*

4月から10月まで境内ほぼ全域の林縁部、草地に普通に見られる。年3回の発生と思われるが5～6月と8～9月に多くなる。幼虫の食草であるフジ、クズ、ハギ類は境内の各所に生育する。以前はクズのマントが各所に見られ、同じ場所で3頭以上を同時に目撃することも希ではなかったが近年では除草が徹底されたせいか、目撃数が減ってきている。東京都区内では絶滅危惧種に指定されているが平林寺境内では普通に見られる。

### 31. アカタテハ *Vanessa indica*

梅林で時々目撃されるが、数は少ない。ヒメジョオンなどの花上で目撃されることが多い。幼虫の食草であるカラムシ、ヤブマオは境内の各所に生育しているので、数は少ないが境内で繁殖しているものと考えられる。

### 32. ヒメアカタテハ *Vanessa cardui*

出現するのは明るい草地に残っている梅林などにほぼ限定される。年数回の発生と思われるが9月以後数が増える。秋のニラの花が咲く頃花上で吸蜜しているのを見かけることが多い。幼虫の食草であるヤマゴボウ、ハハコグサ、ヨモギ、カラムシなどは境内の各所に見られるので境内で繁殖していると考えられる。

### 33. ルリタテハ *Kaniska canace*

3月から11月まで境内ほぼ全域の林内、林縁部に出現する。年3回の発生だが5月と7～8

月に多くなる。幼虫の食草であるサルトリイバラ、ホトトギスは林内各所で見られ、ホトトギスの葉上で終令幼虫を何度か見かけている。2006年以後は毎年3月に越冬体が出現している。飛翔は速いが林縁部や林内で樹木の幹や根元にとまり翅を開いて静止する個体もよく見かける。

#### 34. キタテハ *Polygonia c-aureum*

年数回の発生と思われるが3～4月には越冬体が見られ、5月にはほとんど見られなくなる。6月からまた出現し11月まで見られる。2002年頃までは草地が残っていた鉄塔付近でも見られたが、2005年以後はほとんど梅林周辺でのみ目撃されるようになった。梅林では西側の一部に、幼虫の食草であるカナムグラのマントができ、明るい草地が広がっているので本種の生息に適した環境となっている。しかし出現数はそれほど多くない。

#### 35. ヒオドシチョウ *Nymphalis xanthomelas*

市街地周辺では長い間見かけなかったが、2013年5月に2頭目撃された。この年は新座市内の他の雑木林でも目撃されているので、増加の傾向にあるものと思われる。

#### 36. ミドリヒョウモン *Argynnis paphia*

2005年以後毎年出現するようになった。年1回の発生で6月に目撃されたこともあるが9月中旬頃に出現数が最も多くなる。幼虫の食草であるスマレ類は各所に生育するが、成虫は梅林やその付近の樹林内、林縁部に出現することが多く樹林内で見かける個体はほとんどが♀である。秋期にはニラの群落の花上で吸蜜している姿がしばしば見かけられる。2008年と2011年以後には出現数が増え10月まで見られた。

#### 37. オオウラギンスジヒョウモン *Argyronome ruslana*

本来は山地性のものであるが、平林寺では2010年10月に1♀、2012年10月には2♀が目撃されている。

#### 38. ツマグロヒョウモン *Argyreus hyperbius*

温暖化により北上してきた蝶で近年都市部でも急増している。平林寺境内でも2005年に初めて目撃されて以後、春から秋の終わりまでほとんど絶えることなく出現している。年に数回発生していると思われるが、特に9月から10月にかけて個体数が急増する。幼虫の食草であるスマレ類は境内の各所に生育しているので境内のほぼ全域に出現するが、特に明るく広い草地の存在する梅林で毎年多数の個体が見られる。秋期にはニラの花上で同時に数頭の個体を見かけることも多い。他の蝶と比べると♀も比較的多く見かけるが、月により♂の数より♀の数の方が圧倒的に多くなる日もある。(2007年8月26日, 2♂6♀; 9月28日, 6♂9♀; 2008年7月12日, 1♂2♀)

#### 39. ゴマダラチョウ *Hestina japonica*

境内各所に出現する。幼虫の食樹であるエノキが生育する地区の周辺で目撃されることが多いが数は多くない。梅林脇のエノキの根際にある落ち葉の裏から幼虫が見つかることもある。年2回の発生と思われるが7～8月の夏期に多くなる。エノキが多数生育しているのに個体数が少ないのは、クヌギなどが老木化し成虫が好む樹液を出す樹木が少なくなってきたためとも考えられる。

#### 40. アカボシゴマダラ *Hestina assimilis*

本来暖地性の蝶であるが、1995年に埼玉県、1998年に神奈川県で目撃されて以来、神奈川県を中心に分布域を拡大してきている。本種は日本国内では奄美諸島にのみ産し、奄美亜種 *sirakii* とされているが、現在分布範囲を広げている個体はそれとは別で中国大陸から朝鮮半島にかけて分布する亜種 *assimilis* とされる。したがって飼育個体の脱出、あるいは意図的に放蝶された個体が定着した可能性が高い。平林寺境内では2007年に初めて目撃されたが2008年以後には個体数が増え、前種ゴマダラチョウより多く出現するようになった。幼虫の食樹はエノキであり境内各所に生育する。成虫は近年境内の全域で目撃されるようになった。飛翔している姿は前種ゴマダラチョウと違い、アサギマダラと見間違えることがあるくらいマダラチョウに似ている。

## ジャノメチョウ科 Satyridae

### 4 1. ヒカゲチョウ *Lethe sicelis*

5月から10月まで境内林のほぼ全域に普通に見られる。年2回の発生だが6~7月に出現数が多くなる。8月にはあまり見られなくなり9月にまた増える。境内林の下草の大部分が幼虫の食草であるアズマネザサ、クマザサなどであり、下草が刈られた地域では一時出現個体数が減少するが、2年後ぐらいには元の数に復帰するようである。以前は上山の鉄塔付近に多産したが、2004年以後は下山の林内に数多く見られるようになった。

### 4 2. クロヒカゲ *Lethe diana*

関東地方では山地性の蝶なので、2000年に調査を始めて本種を目撃したときは目を疑ったが、その後の調査で境内林全域に渡りかなり多数の個体が生息していることがわかった。年3回の発生と思われるが6~8月に多くなる。前種ヒカゲチョウは8月に減少するが本種は8月にも多くの個体が見られる。幼虫の食草であるアズマネザサ、クマザサなどのササ類は境内林全域に豊富生育し前種ヒカゲチョウと混在する地域が多い。ただしヒカゲチョウよりクロヒカゲの方が早く発生し、ヒカゲチョウの数が増加する時期には本種の数は減少し翅の破損した個体が多くなる。

以前は上山の林内や歴代塔所周辺に多数生息していたが、2005年以後は下山の林内で多数見られるようになった。従ってこの地域のササ類が刈られた後は出現数が急減する。2005年の秋に下草が刈られ2006年は出現数が減少したが2008年以後はやや増加してきた。2011年には8月に100頭以上が目撃された日があり、最多記録を更新した。

### 4 3. サトキマダラヒカゲ *Neope goschkevitschii*

5月から9月まで境内林各所の林内、林縁部で普通に見られる。年2回の発生であり6月と8~9月に多くなるが8月に最も多くなる。幼虫の食草であるアズマネザサが生育する歴代塔所周辺と下山の林内では特に多数出現する。年により出現数が大きく変動し2004年までは少なめだったが2005年と2006年に急増し2007年、2008年には急減している。2010年以後には再び増加している。幼虫の食草は前2種と同じササ類だが、成虫は8~9月に多く発生のピークは前2種より1か月ほど遅いようである。都区内では絶滅危惧種に指定されているが平林寺境内では普通に見られる貴重な種である。

### 4 4. ヒメジャノメ *Mycalesis gotama*

5月から10月まで見られるが出現場所はほぼ鉄塔周辺と下山林内に限定される。何れの地域も幼虫の食草であるアズマネザサが広範囲に生育している。年3回の発生と思われるが成虫の出現数は6月と9月に多くなる。ただし全体的に数は少ない。

### 4 5. ヒメウラナミジャノメ *Ypthima argus*

かつては普通種であったが、他のジャノメチョウ類と比べると出現数がきわめて少ない。2008年、2012年には複数の個体が目撃され少数ながら境内で繁殖している可能性はある。幼虫の食草であるチヂミザサは境内各所に生育している。

### 4 6. ジャノメチョウ *Minois dryas*

2006年に1頭目撃されたのみで、その後は出現していない。外部から飛来したものと思われるが、明るい草地が残り幼虫の食草であるススキが保存されれば、今後も飛来して定着する可能性はある。なお本種は埼玉県レッドデータブックで準絶滅危惧種、都区内では絶滅危惧種に指定されている。

### 4 7. クロコノマチョウ *Melanitis phedima*

暖地性の蝶だが温暖化で北上し、都内の緑地では数年前からしばしば目撃されている。

平林寺境内では2001年と2005年に1頭ずつ目撃されて以来目撃記録がなかったが、2008年には9~10月に♂♀が目撃され、その後毎年目撃されているので少数ながら境内で繁殖していると考えられる。出現場所は下山林内の狭い範囲であるが、幼虫の食草であるチヂミザサは境内各所に見られる。

## セセリチョウ科 Hesperidae

### 48. ダイミョウセセリ *Daimio tethys*

5月から9月まで境内の広い範囲に出現する。路上あるいは路傍に生育する草の花や葉上に翅を開いて静止していることが多い。幼虫の食草であるヤマノイモは境内各所に生育する。2006年、2007年には出現数が減少したが、2008年以後は増加しつつある。年3回の発生と考えられるが5月及び8～9月に個体数が多くなる。

### 49. チャバネセセリ *Pelopidas mathias*

2000年の夏期に出現後は2003年から2005年まで何れも5月のみに目撃されている。その後の目撃記録はない。幼虫の食草はススキ、メヒシバ、アズマネザサなどで、境内各所に生育するので飛来すれば再び定着する可能性はある。

### 50. コチャバネセセリ *Thoressa varia*

5月から8月まで境内広い範囲の林内、林縁、草地の各所に出現する。年2回の発生で5月と7月に多くなる。梅林ではハルジオオン、ヒメジオオンの花上で目撃されることが多い。2006年7月にはヤブガラシの花上に40頭以上が群がっていた日がある。林内では木漏れ日がさす場所でクマザサの葉上に静止する姿もしばしば見かけられる。2012年5月には梅林で150頭以上が目撃された。幼虫の食草であるクマザサ、アズマネザサは境内林各所に生育している。

### 51. イチモンジセセリ *Parnara guttata*

5月から10月まで境内のほぼ全域に出現する。8月から9月にかけて急増し、9月にニラの群落が出来る梅林では多くの個体がニラの花上に見られる。また、ヤブガラシの花上に多数の個体を見かけることも多い。8、9月には各地域とも数頭以上の個体を同時に見かけることが多い。2007年と2011～13年9月には梅林だけで100～200頭を超える個体が見られた。幼虫の食草であるアズマネザサ、オヒシバ、メヒシバなどのイネ科植物は境内の各所に生育している。

### 52. キマダラセセリ *Patanthus flavus*

境内の広い範囲に出現する。年2回の発生で8月に多くなるが数は少ない。幼虫の食草であるアズマネザサ、クマザサなどは境内林で普通に見られる。

## テングチョウ科 Libytheidae

### 53. テングチョウ *Libythea lepita*

3月から10月まで境内の広い範囲に出現するが数は多くない。年2回の発生で6月と9月にやや多くなる。飛翔は速いが路上で見かけることが多く、手入れの行き届いた三門付近の地上にも飛来する。個体数はそれほど多くないが、2013年5月に15頭以上出現した日がある。幼虫の食樹であるエノキは境内各所に生育する。

## マダラチョウ科 Danaidae

### 54. アサギマダラ *Parantica sita*

2006年の5月に目撃した以外はほとんどが9～10月の秋期に出現している。2005年以後2006年、2008年、2011～12年に出現しているが幼虫の食草であるキジョランが境内では未確認なので外部から飛来した個体で境内に定着はしていないと考えられる。

付表

## 平林寺蝶類年次出現記録(2000年～2013年)

科	種類	00	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	
アゲハチョウ科	アオスジアゲハ	△	△		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
	アゲハ	○	○	○	○	○	○	△	△	○	○	△	◎	△	◎	
	キアゲハ	△		△	△		△	△	△	△	△	△	△	△	△	
	クロアゲハ	○	○	○	○	○	○	△	△	○	◎	◎	○	△	○	
	カラスアゲハ		△	△	△		△	△		△	△	△	△	△	△	
	オナガアゲハ										△					
	ジャコウアゲハ				△		△	△	△	△	△		△	△	△	○
	ナガサキアゲハ									△	△	△	○	○	△	○
モンキアゲハ											△		△	△	△	
シロチョウ科	モンシロチョウ	○	◎	○	◎	○	○	○	○	◎	◎	△	◎	◎	◎	
	スジグロシロチョウ	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	○	◎	○	
	キタキチョウ	○	○	◎	◎	○	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	
	ツマキチョウ			△			○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	モンキチョウ					△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
シジミチョウ科	ミズイロオナガシジミ	○	○	△	△	◎	◎	○	○	○	○	◎	◎	◎	◎	
	オオミドリシジミ	△	△		△	△	△	△		△	△	△	△			
	アカシジミ			△	△	◎	△		△	△	○	◎	◎	△	△	
	ウラナミアカシジミ					△	○	△	△	△	○	◎	◎	◎	◎	
	ヤマトシジミ	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	ツバメシジミ		△	○	△			△	△			△	△	△	◎	
	ベニシジミ	◎	○	◎	○	△	△	△	△	△	◎	◎	◎	○	◎	
	ルリシジミ				△	○	△	△	△	△	△	△	△	△	○	
	ゴイシシジミ	△	○	◎	△	○	△	△	△		○	△			△	
	ムラサキシジミ	△	△	○		○	○	△	△	○	○	◎	△	△	△	
	ムラサキツバメ								△	△	△	△	△	△	△	
	ウラギンシジミ	△	△	△	△		△	△	△	△	△	△	△	△	○	
	ウラナミシジミ					△		△			○	△	△	△	△	
トラフシジミ										△						
タテハチョウ科	イチモンジチョウ	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	◎	◎	○	
	コムシジ	○	○	○	○	○	○	○	△	△	○	△	○	○	○	
	アカタテハ							△	△		△	△	△	△		
	ヒメアカタテハ	△			△	△		△	△	△	△	△	○	△	△	
	ルリタテハ	○	○	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	○		
	キタテハ	△		○			△	△	△	△	△	△	○			
	ヒオドシチョウ														△	
	ミドリヒョウモン						△	△	△	○	△	△	○	△	◎	
	ツマグロヒョウモン								◎	○	◎	◎	◎	○	◎	
	オオウラギンシジヒョウモン											△		△		
	ゴマダラチョウ	△	△	△	△	△		△		○	△	△	△	△	△	
	アカボシゴマダラ								△	△	○	◎	◎	◎	◎	
	ジャノメチョウ科	ヒカゲチョウ	○	◎	○	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎
クロヒカゲ		◎	◎	○	◎	○	◎	○	△	○	△	◎	◎	◎	◎	
サトキマダラヒカゲ		○	○	◎	○	△	◎	◎	△	○	◎	◎	◎	◎	◎	
ヒメジャノメ					△	△	△	△	△	△	△	△	○	△	△	
ヒメウラナミジャノメ							△			△	△			△	△	
ジャノメチョウ								△								
クロコノマチョウ			△						△		△	△	△		△	
セセリチョウ科	ダイミョウセセリ	○	○	○	○	○	○	△	△	○	○	△	○	△	◎	
	チャバネセセリ	△	△		△	△	△									
	コチャバネセセリ	○	○	○	○	○	○	◎	○	○	○	◎	◎	◎	◎	
	イチモンジセセリ	◎	○	◎	◎	◎	○	◎	△	◎	◎	△	◎	△	◎	
	キマダラセセリ		△	△		△	△		△	△	△	△	○	○	○	
テングチョウ科	テングチョウ	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	◎	
	マダラチョウ科	アサギマダラ						△	△		△		△	△		

〔凡例〕

◎: 多い(シロチョウ科、タテハチョウ科、アゲハチョウ科などの中型、大型種は5個体以上、シジミチョウ科、セセリチョウ科などの小型種は10個体以上)

○: 普通(中型、大型種は3~4個体、小型種は3~9個体)を観察した日がある

△: 少ない(全種共1~2個体しか見かけた日がない)

平林寺バッタ類目録

種 類	調査日			稀少性ランク*1		備 考
	2010/9/4	2000/9/9	1998/8/25	荒川以西	全県	
バッタ目						
キリギリス亜目						
マツムシ科						
マツムシ			○	VU	VU	
アオマツムシ	○	○	○			
カンタン科						
カンタン						1999IX/11
クサヒバリ科						
クサヒバリ			○			
ヤマトヒバリ			○			
コオロギ科						
マダラズズ	○		○			
エンマコオロギ	○	○				
ミツカドコオロギ	○	○	○			
ハラオカメコオロギ	○	○	○			
ツズレサセコオロギ	○	○	○			
オカメコオロギ		○				
モリオカメコオロギ	○		○			
タンボオカメコオロギ	○					おそらく新座では初記録(湿地以外では稀少)
オオオカメコオロギ			○	EN	EN	
シバズズ	○	○	○			
ヒゲシロスズ			○			
カネタタキ科						
カネタタキ	○		○			
コロギス科						
コロギス			○			
カマドウマ科						
カマドウマ	○	○				
マダラカマドウマ	○	○				
キリギリス科						
クビキリギリス	○					
クサキリ	○	○	○			
クツワムシ	○	○	○			
ハヤシノウマオイ	○	○	○*2	VU	EN	
セズジツユムシ	○	○	○			
クダマキモドキ			○			
ササキリ	○					
ウスイロササキリ	○					
バッタ亜目						
ヒシバッタ科						
ハラヒシバッタ	○					
バッタ科						
ショウリョウバッタ	○					
ショウリョウバッタモドキ	○				NT2	
クルマバッタモドキ	○					2002年野火止で記録
オンブバッタ科						
オンブバッタ	○	○				
イナゴ科						
コバネイナゴ						
カマキリ目						
ハラヒロカマキリ	○					
コカマキリ	○					
トビナナフシ目						
ニホントビナナフシ	○	○				埼玉県では2例目の記録

備 考

各記録は調査範囲や調査担当の識別能力が異なるので単純な比較は必ずしも適当ではない。

(注)

\*1 稀少性ランク(埼玉県) EN:絶滅危惧 I B類、VU:絶滅危惧 II 類、NT2:準絶滅危惧

\*2 原報告はウマオイ



## 国指定天然記念物平林寺境内林保存・管理・活用計画策定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 国指定天然記念物平林寺境内林（以下「平林寺境内林」という。）の保存、管理及び活用の計画（以下「計画」という。）を策定するため、国指定天然記念物平林寺境内林保存・管理・活用計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (役割)

第2条 委員会の役割は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定のための調査
  - (2) 平林寺境内林（追加指定地を含む。）の当面の維持管理に係る指針及び方策の決定
- 2 委員会は、策定した計画を、文化財保護審議委員会の審議を経て、教育長に報告する。

### (組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから、教育長の推薦により教育委員会が委嘱する。

- (1) 平林寺代表者
  - (2) 平林寺境内林保存団体代表者
  - (3) 林業に識見を有する者
  - (4) 文化財の保護に識見を有する者
  - (5) 新座市文化財保護審議委員会委員長
  - (6) みどりと公園課長
  - (7) 生涯学習スポーツ課長
  - (8) その他教育長が必要と認める者
- 2 教育委員会は、必要と認めるとき又は委員からの申出があったときは、委員の委嘱を解くことができる。

### (委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、平林寺代表者をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定した者が、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

### (謝金)

第6条 委員が会議に出席したときは、予算の範囲内で、その都度謝金を支払うものとする。

### (意見の聴取)

第7条 委員会は、委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の意見を聴くことができる。

### (庶務)

第8条 委員会の庶務は、生涯学習スポーツ課において処理する。

### (委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の会議及び運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

## 附 則

- 1 この要綱は、決裁のあった日から実施する。(平成16年7月15日 決裁)
- 2 この要綱は、第2条第2項による教育長への報告をもって廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、決裁のあった日から実施する。(平成22年2月26日 決裁)
- 2 この要綱は、第2条第2項による報告をもって廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、決裁のあった日から実施する。(平成25年4月1日 決裁)
- 2 この要綱は、第2条第2項による報告をもって廃止する。

国指定天然記念物平林寺境内林保存・管理・活用計画策定委員会名簿【平成25年度】

【委員】

No.	氏名	所属名・職名・職歴等	区分	備考
1	松竹 寛山	宗教法人平林寺代表役員	平林寺代表者	委員長
2	荒尾 精二	武蔵野野鳥の会会長	平林寺境内林保存団体代表者	
3	福田 知明	元埼玉県林業試験場専門調査員	林業に識見を有する者	
4	根岸 茂夫	國學院大學文学部史学科教授 新座市文化財保護審議委員会委員長	文化財保護審議委員会委員長	
5	池田 秋義	新座市教育委員会教育総務部生涯学習スポーツ課長	生涯学習スポーツ課長	

【指導・助言者】

No.	氏名	所属名・職名	備考
1	本間 暁	文化庁文化財部記念物課文化財調査官	
2	須田 大樹	埼玉県教育局市町村支援部生涯学習文化財課指定文化財保護担当主事	

【事務局】

No.	氏名	所属名・職名	備考
1	谷口 龍一	新座市教育委員会教育総務部生涯学習スポーツ課副課長兼生涯学習係長	
2	斯波 治	新座市教育委員会教育総務部生涯学習スポーツ課生涯学習係主任兼学芸員	
3	川端 真実	新座市教育委員会教育総務部生涯学習スポーツ課生涯学習係主任兼学芸員	
4	川畑 隼人	新座市教育委員会教育総務部生涯学習スポーツ課生涯学習係主事兼学芸員	

国指定天然記念物平林寺境内林保存管理計画策定経過

年月日	事項
昭和58年3月28日	平林寺境内林保存対策調査打合せ会議
昭和58年7月8日	平林寺境内林保存対策打合会議
平成10年8月4日	平成10年度第1回平林寺境内林保存対策調査会議
平成10年10月6日	平成10年度第2回平林寺境内林保存対策調査会議
平成11年1月29日	平成10年度第3回平林寺境内林保存対策調査会議
平成12年2月15日	平成11年度第1回平林寺境内林保存対策調査会議
平成15年9月25日	平成15年度第1回平林寺境内林保存・管理・活用計画起草委員会
平成15年10月20日	平成15年度第2回平林寺境内林保存・管理・活用計画起草委員会
平成15年12月18日	平成15年度第3回平林寺境内林保存・管理・活用計画起草委員会
平成16年8月6日	平成16年度第1回平林寺境内林保存・管理・活用計画策定委員会
平成17年3月16日	平成16年度第2回平林寺境内林保存・管理・活用計画策定委員会
平成17年11月2日	平成17年度第1回平林寺境内林保存・管理・活用計画策定委員会
平成19年10月30日	平成19年度第1回平林寺境内林保存・管理・活用計画策定委員会
平成22年2月26日	平成21年度第1回平林寺境内林保存・管理・活用計画策定委員会
平成25年2月21日	平成24年度第1回平林寺境内林保存・管理・活用計画策定委員会
平成25年5月22日	平成25年度第1回平林寺境内林保存・管理・活用計画策定委員会 平林寺境内林再生計画について、保存・管理・活用計画の全体像について
平成25年7月11日	平成25年度第2回平林寺境内林保存・管理・活用計画策定委員会 平林寺境内林保全基本構想におけるゾーニングの予備的検討について（現地視察及び審議）
平成25年10月30日	平成25年度第3回平林寺境内林保存・管理・活用計画策定委員会 平林寺境内林保全基本構想におけるゾーニングの予備的検討について、平林寺境内林再生事業に係る補助事業計画について
平成26年2月13日	平成25年度第4回平林寺境内林保存・管理・活用計画策定委員会 平林寺境内林保存管理計画の策定について（最終審議）



平成25年度策定委員会の様子

## 平林寺境内林関係略年表

大正 12 年	速水御舟が描いた『丘』に、皆伐された平林寺の雑木林の様子が描かれている
昭和 18 年	写真資料「決戦非常食糧増産園」（平林寺裏の林）
昭和 19 年 3 月 31 日	野火止用水が埼玉県指定史跡に指定される 平林寺林泉境内が埼玉県指定名勝に指定される
昭和 22 年 3 月 1 日	史蹟名勝平林寺風致地域保存会代表平林寺住職白水敬山老大師から同区域設定の嘆願書が提出される
昭和 23 年 10 月 16 日	埼玉県知事・県社会教育課長・文部省の委員等が現地調査を行う
昭和 31 年 11 月 1 日	松平伊豆守信綱夫妻の墓が埼玉県指定史跡に指定される
昭和 42 年 11 月 3 日	平林禅寺の自然と文化を守る会が発足する
昭和 43 年 5 月 28 日	国指定天然記念物として、平林寺境内林が指定される
昭和 43 年度	平林寺境内林の周囲に、保護柵が設置される
昭和 44 年 3 月 28 日	平林寺境内林とその周辺の雑木林が「首都圏近郊緑地保全法」に基づく「平林寺近郊緑地保全区域」に指定される（約 68 ヘクタール）
昭和 45 年 10 月 13 日	平林寺近郊緑地保全区域のうち、特に良好な自然環境を有する地区について、「平林寺近郊緑地特別保全地区」に指定される（58.4 ヘクタール）
昭和 47 年	平林禅寺の自然と文化を守る会山口正信氏所有の写真に、東京電力高压線下の皆伐された様子が写されている
昭和 48 年 3 月 9 日	平林寺惣門・三門・仏殿・中門が埼玉県指定有形文化財建造物に指定される
昭和 48 年度	防火貯水槽を配置し、旧弁天池地域に防火用貯水池を設置
昭和 49 年 2 月 20 日	国指定天然記念物平林寺境内林説明板 3 基が境内林周辺に設置される
昭和 49 年度	境内林の類焼防止・消火を目的とした屋外消火栓設備等を設置（Ⅰ期）
昭和 50 年度	境内林の類焼防止・消火を目的とした屋外消火栓設備等を設置（Ⅱ期）
昭和 51 年 5 月 12 日	野火止一丁目地内の平林寺所有地（現新座市睡足軒の森）が、国指定天然記念物平林寺境内林に追加指定される
昭和 52 年 11 月 10 日	皇太子同妃美智子両殿下、平林寺・野火止用水ご視察
昭和 53 年 11 月 3 日	『平林禅寺の自然と文化』『平林寺の木本植物仮目録』が刊行される
昭和 53 年度	境内林保護のため、境内林内の散策路・広場に園路柵が設置される
昭和 54 年度	境内林の保護及び防火・防犯のため、境内林の周囲の内北側と西側の一部に保護柵を設置
昭和 54 年 10 月 16 日	台風 20 号の襲来により、幹周 30～40cm 以上の樹木 300 本以上が倒木あるいは折木した
昭和 54 年度	台風 20 号により倒木あるいは折木した樹木の除去を目的とする災害復旧を実施
昭和 55 年 3 月 25 日	平林寺境内林が埼玉県の「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」に基づく



	「ふるさとの緑の景観地」に指定される
昭和 58 年	21 世紀に残したい日本の自然 100 選に「平林寺の雑木林」が選ばれる
昭和 59 年度	境内林保護のため、周囲の内南側部分に保護柵を設置 境内林の一部を皆伐する
昭和 60 年度	ヤマダカレハの異常発生に伴う駆除対策の事業を行う
昭和 61 年度	ヤマダカレハの異常発生に伴う駆除対策の事業を行い、報告書を刊行
平成元～5 年頃	境内林の一部を皆伐する
平成 6 年 3 月 29 日	平林寺近郊緑地特別保全地区の指定範囲が変更される (60.4 ヘクタール)
平成 9 年 11 月	新座市雑木林管理活用推進市民会議から「雑木林の管理活用方策についての提言」が出される
平成 14 年 11 月 1 日	国指定天然記念物平林寺境内林追加指定地を新座市が平林寺から無償で借用し、「新座市睡足軒の森」として開園
平成 17 年度	院寮・中書院等の建設
平成 19 年度	林泉境内奥に大庭園を造成
平成 20 年 4～5 月	境内の野火止用水平林寺堀の開削及び一部修理を行う
平成 21 年 11 月	境内の野火止用水平林寺堀の通水を開始する
平成 21 年 11 月 26 日	天皇皇后両陛下下行幸啓

平林寺関係指定文化財一覧表

種 別 (指定年月日)	名 称	員 数
国指定天然記念物 (昭和43年 5 月28日) (昭和51年 5 月12日) <追加指定>	平林寺境内林	
埼玉県指定史跡 (昭和19年 3 月31日)	野火止用水	
埼玉県指定名勝 (昭和19年 3 月31日)	平林寺林泉境内	
埼玉県指定史跡 (昭和31年11月 1 日)	松平伊豆守信綱夫妻の墓	2 基
埼玉県指定有形文化財建造物 (昭和48年 3 月 9 日)	平林寺惣門・三門・仏殿・中門	4 棟
埼玉県指定有形文化財古文書 (平成11年 3 月19日)	平林寺文書	2 2 通

平林寺境内林一覽表

丁目	字	地番	枝番	町	反	畝	歩 (坪)	面積 (単位 : m <sup>2</sup> )
野火止	上山	1064	1	3	2	5	23	32,307.48567
野火止	上山	1064	2	0	0	0	211	697.52169
野火止	上山	1064	3	0	0	0	75	247.93425
野火止	上山	1064	4	0	0	2	10	231.40530
野火止	上山	1064	5	0	8	0	7	7,957.03653
野火止	上山	1065		3	8	3	24	38,062.86606
野火止	上山	1066		2	8	5	3	28,274.42187
野火止	上山	1067	1	0	4	7	25	4,743.80865
野火止	上山	1067	2	0	3	4	3	3,381.82317
野火止	上山	1067	3	0	3	0	0	2,975.21100
野火止	上山	1067	4	0	1	0	0	991.73700
野火止	上山	1067	5	0	0	0	7	23.14053
野火止	上山	1067	6	0	1	2	26	1,276.03494
野火止	上山	1067	7	0	4	0	3	3,976.86537
野火止	上山	1067	8	0	1	0	0	991.73700
野火止	上山	1067	9	0	0	1	0	99.17370
野火止	上山	1067	10	0	0	6	0	595.04220
野火止	上山	1068		0	7	2	8	7,166.95272
野火止	上山	1069	1	0	0	0	436	1,441.32444
野火止	上山	1069	2	0	0	0	252	833.05908
野火止	上山	1070		0	9	2	8	9,150.42672
野火止	上山	1071		3	1	5	19	31,302.52551
野火止	上山	1072		1	3	5	3	13,398.36687
野火止	上山	1073		0	3	0	8	3,001.65732
野火止	上山	1074	1	1	4	3	21	14,251.26069
野火止	上山	1074	2	0	2	7	25	2,760.33465
野火止	上山	1074	3	0	0	4	12	436.36428
野火止	上山	1075	1	0	4	8	3	4,770.25497
野火止	上山	1075	2	0	3	3	10	3,305.79000
野火止	上山	1076	1	0	3	1	3	3,084.30207
野火止	上山	1076	3	—	—	—	—	866.00000
野火止	上山	1076	4	—	—	—	—	1,348.00000
野火止	上山	1076	5	—	—	—	—	5,942.00000
野火止	上山	1076	6	0	0	1	0	99.17370
野火止	下山	1077	1	0	0	3	0	297.52110
野火止	下山	1077	2	0	0	0	461	1,523.96919
野火止	下山	1077	3	0	6	0	17	6,006.62043
野火止	下山	1077	4	0	0	0	211	697.52169
野火止	下山	1077	5	0	0	0	216	714.05064
野火止	下山	1077	6	0	0	0	258	852.89382
野火止	下山	1077	7	0	0	0	175	578.51325
野火止	下山	1077	8	0	0	0	165	545.45535
野火止	下山	1078	1	0	0	0	20,913	69,134.94495
野火止	下山	1079	1	0	8	6	9	8,558.69031
野火止	下山	1079	2	—	—	—	—	1,236.00000

丁目	字	地番	枝番	町	反	畝	歩(坪)	面積(単位:㎡)
野火止	下山	1080		0	2	4	8	2,406.61512
野火止	下山	1081	1	1	2	7	13	12,638.03517
野火止	下山	1082		0	4	6	15	4,611.57705
野火止	下山	1083	1	0	1	2	22	1,262.81178
野火止	下山	1083	2	0	1	5	17	1,543.80393
野火止	下山	1084	1	1	2	3	15	12,247.95195
野火止	下山	1084	2	0	0	0	322	1,064.46438
野火止	下山	1084	3	0	0	9	17	948.76173
野火止	下山	1084	4	0	2	1	7	2,105.78823
野火止	下山	1084	5	0	1	5	0	1,487.60550
野火止	下山	1085		1	4	4	8	14,307.45912
野火止	下山	1086		1	8	3	26	18,234.73764
野火止	下山	1087	1	0	5	3	5	5,272.73505
野火止	下山	1087	2	0	1	0	0	991.73700
野火止	下山	1087	3	0	0	5	21	565.29009
野火止	下山	1087	4	0	1	1	10	1,123.96860
野火止	下山	1088		0	7	0	29	7,038.02691
野火止	下山	1089		0	6	2	19	6,211.57941
野火止	下山	1090	1	0	2	3	10	2,314.05300
野火止	下山	1090	2	0	1	4	25	1,471.07655
野火止	下山	1091	1	0	5	9	3	5,861.16567
野火止	下山	1091	2	0	2	0	0	1,983.47400
野火止	下山	1091	3	0	2	0	18	2,042.97822
野火止	下山	1091	4	0	3	0	0	2,975.21100
野火止	下山	1091	5	0	1	0	0	991.73700
野火止	下山	1091	6	0	1	0	0	991.73700
野火止	下山	1092		2	0	2	9	20,062.83951
野火止	下山	2303		1	4	8	7	14,700.84813
野火止	下山	2304		0	1	1	12	1,130.58018
指定分 合計								468,725.86760
野火止一丁目		1170	7	—	—	—	—	865.00000
野火止一丁目		1172	1	—	—	—	—	2,859.00000
野火止一丁目		1173	7	—	—	—	—	5,655.00000
追加指定分 合計								9,379.00000
合計								478,104.86760

※面積については、町・反・畝・歩を坪数に変換し、3.30579 を乗じたものである。

## 関係法令

### 文化財保護法

昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号

最終改正：平成 23 年 5 月 2 日法律第 37 号

#### 第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

(文化財の定義)

第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

(中略)

四 貝づか、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの  
(以下「記念物」という。)

(中略)

3 この法律の規定（第百九条、第百十条、第百十二条、第百二十二条、第百三十一条第一項第四号、第百五十三条第一項第七号及び第八号、第百六十五条並びに第百七十一条の規定を除く。）中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

(政府及び地方公共団体の任務)

第三条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

(国民、所有者等の心構)

第四条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。

3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当って関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

(中略)

#### 第七章 史跡名勝天然記念物

(指定)

第百九条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物（以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

3 前二項の規定による指定は、その旨を

官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

4 前項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所在地の市（特別区を含む。以下同じ。）町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に前項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。

5 第一項又は第二項の規定による指定は、第三項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、第三項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる。

6 文部科学大臣は、第一項の規定により名勝又は天然記念物の指定をしようとする場合において、その指定に係る記念物が自然環境の保護の見地から価値の高いものであるときは、環境大臣と協議しなければならない。

(中略)

(所有権等の尊重及び他の公益との調整)

第百十一条 文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、第百九条第一項若しくは第二項の規定による指定又は前条第一項の規定による仮指定を行うに当たっては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

2 文部科学大臣又は文化庁長官は、名勝又は天然記念物に係る自然環境の保護及び整備に関し必要があると認めるときは、環境大臣に対し、意見を述べることができる。この場合において、文化庁長官が意見を述べるときは、文部科学大臣を通じて行うものとする。

3 環境大臣は、自然環境の保護の見地から価値の高い名勝又は天然記念物の保存及び活用に関し必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、又は文部科学大臣を通じ文化庁長官に対して意見を述べることができる。

(解除)

第百十二条 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物がその価値を失つた場合その他特殊の事由のあるときは、文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、その指定又は仮指定を解除することができる。

2 第百十条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物につき第百九条第一項の規定による指定があつたとき、又は仮指定があつた日から二年以内に同項の規定による指定がなかつたときは、仮指定は、その効力を失う。

3 第一百十条第一項の規定による仮指定が適当でないとき認めるときは、文部科学大臣は、これを解除することができる。

4 第一項又は前項の規定による指定又は仮指定の解除には、第一百九条第三項から第五項までの規定を準用する。

(管理団体による管理及び復旧)

第一百十三条 史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第一百九条第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適當であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧（当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。）を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。

4 第一項の規定による指定には、第一百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第一百十四条 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があると

きは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

2 前項の規定による解除には、前条第三項並びに第一百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第一百十五条 第一百十三条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この章及び第十二章において「管理団体」という。）は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。

4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなく、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

第一百十六条 管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。



2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

3 管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。

第百十七条 管理団体が行う管理又は復旧によつて損失を受けた者に対しては、当該管理団体は、その通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 前項の補償の額は、管理団体（管理団体が地方公共団体であるときは、当該地方公共団体の教育委員会）が決定する。

3 前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。

4 前項で準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、管理団体を被告とする。

第百十八条 管理団体が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項及び第三十三条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項の規定を準用する。

（所有者による管理及び復旧）

第百十九条 管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。

2 前項の規定により史跡名勝天然記念物

の管理に当たる所有者は、特別の事情があるときは、適当な者を専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき者（以下この章及び第十二章において「管理責任者」という。）に選任することができる。この場合には、第三十一条第三項の規定を準用する。

第百二十条 所有者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条、第三十三条並びに第百十五条第一項及び第二項（同条第二項については、管理責任者がある場合を除く。）の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項の規定を、管理責任者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条第三項、第三十三条、第四十七条第四項及び第百十五条第二項の規定を準用する。

（管理に関する命令又は勧告）

第百二十一条 管理が適当でないため史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

2 前項の場合には、第三十六条第二項及び第三項の規定を準用する。

（復旧に関する命令又は勧告）

第百二十二条 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡してい

る場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な命令又は勧告をすることができる。

2 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物以外の史跡名勝天然記念物が、き損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な勧告をすることができる。

3 前二項の場合には、第三十七条第三項及び第四項の規定を準用する。

(文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧等の施行)

第二百二十三条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、特別史跡名勝天然記念物につき自ら復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をすることができる。

一 管理団体、所有者又は管理責任者が前二条の規定による命令に従わないとき。

二 特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又は滅失し、き損し、衰亡し、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、管理団体、所有者又は管理責任者に復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でないと認められるとき。

2 前項の場合には、第三十八条第二項及び第三十九条から第四十一条までの規定を準用する。

(補助等に係る史跡名勝天然記念物譲渡

の場合の納付金)

第二百二十四条 国が復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置につき第一百十八条及び第二百二十条で準用する第三十五条第一項の規定により補助金を交付し、又は第二百二十一条第二項で準用する第三十六条第二項、第二百二十二条第三項で準用する第三十七条第三項若しくは前条第二項で準用する第四十条第一項の規定により費用を負担した史跡名勝天然記念物については、第四十二条の規定を準用する。

(現状変更等の制限及び原状回復の命令)

第二百二十五条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三条第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、同条第四項の規定を準用する。

4 第一項の規定による処分には、第一百一十一条第一項の規定を準用する。

5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項で準用する第四十三条第三項の許可の条件を付せら

れたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

7 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

(関係行政庁による通知)

第二百六十六条 前条第一項の規定により許可を受けなければならないこととされている行為であつてその行為をするについて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分で政令に定めるものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官(第八十四条第一項の規定により前条第一項の規定による許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会)に対し、その旨を通知するものとする。

(復旧の届出等)

第二百二十七条 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の三十

日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第二百五条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

(環境保全)

第二百二十八条 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

2 前項の規定による処分によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定による制限又は禁止に違反した者には、第二百五条第七項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(管理団体による買取りの補助)

第二百二十九条 管理団体である地方公共団体その他の法人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物で、その管理に係る史跡名勝天然記念物の保存のため特に買い取る必要があると認められるものを買い取る場合には、国は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の場合には、第三十五条第二項及

び第三項並びに第四十二条の規定を準用する。

(保存のための調査)

第三百三十条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

第三百三十一条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入つてその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。

一 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。

二 史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡しているとき。

三 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。

四 特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。

2 前項の規定による調査又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定により立ち入り、調査する場合には、第五十五条第二項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(中略)

#### 第十一章 文化審議会への諮問

第五百三十三条 文部科学大臣は、次に掲げる事項については、あらかじめ、文化審議会に諮問しなければならない。

(中略)

七 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の指定及びその指定の解除

八 史跡名勝天然記念物の仮指定の解除  
(中略)

2 文化庁長官は、次に掲げる事項については、あらかじめ、文化審議会に諮問しなければならない。

(中略)

十二 史跡名勝天然記念物の管理又は特別史跡名勝天然記念物の復旧に関する命令

十三 文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置の施行

十四 史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可

十五 史跡名勝天然記念物の環境保全のための制限若しくは禁止又は必要な施設の命令

十六 史跡名勝天然記念物の現状変更若

しくは保存に影響を及ぼす行為の許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わない場合又は史跡名勝天然記念物の環境保全のための制限若しくは禁止に違反した場合の原状回復の命令

(中略)

## 第十二章 補則

(中略)

### 第二節 国に関する特例

(国に関する特例)

第六十二条 国又は国の機関に対しこの法律の規定を適用する場合において、この節に特別の規定のあるときは、その規定による。

(重要文化財等についての国に関する特例)

第六十三条 重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観が国有財産法に規定する国有財産であるときは、そのものは、文部科学大臣が管理する。ただし、そのものが文部科学大臣以外の者が管理している同法第三条第二項に規定する行政財産であるときその他文部科学大臣以外の者が管理すべき特別の必要のあるものであるときは、そのものを関係各省各庁の長が管理するか、又は文部科学大臣が管理するかは、文部科学大臣、関係各省各庁の長及び財務大臣が協議して定める。

第六十四条 前条の規定により重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観を文部科学大臣が管理するため、所属を異にする会計の間において所管換え又は所属替えをす

るときは、国有財産法第十五条の規定にかかわらず、無償として整理することができる。

## 第六十五条

(中略)

3 国の所有又は占有に属するものを特別史跡名勝天然記念物若しくは史跡名勝天然記念物に指定し、若しくは仮指定し、又はその指定若しくは仮指定を解除したときは、第九条第三項(第十條第三項及び第十二條第四項で準用する場合を含む。)の規定により所有者又は占有者に対し行うべき通知は、その指定若しくは仮指定又は指定若しくは仮指定の解除に係るものを管理する各省各庁の長に対し行うものとする。

(中略)

第六十六条 重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観を管理する各省各庁の長は、この法律並びにこれに基づいて発する文部科学省令及び文化庁長官の勸告に従い、重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観を管理しなければならない。

第六十七条 次に掲げる場合には、関係各省各庁の長は、文部科学大臣を通じ文化庁長官に通知しなければならない。

- 一 重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物を取得したとき。
- 二 重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の所管換えを受け、又は所属替えをしたとき。
- 三 所管に属する重要文化財、重要有形

民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観の全部又は一部が滅失し、き損し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたとき。

(中略)

五 所管に属する重要文化財又は史跡名勝天然記念物を修理し、又は復旧しようとするとき（次条第一項第一号の規定により文化庁長官の同意を求めなければならない場合その他文部科学省令の定める場合を除く。）。

(中略)

七 所管に属する史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたとき。

- 2 前項第一号及び第二号の場合に係る通知には、第三十二条第一項（第八十条及び第二百二十条で準用する場合を含む。）の規定を、前項第三号の場合に係る通知には、第三十三条（第八十条及び第二百二十条で準用する場合を含む。）及び第三百三十六条の規定を、前項第四号の場合に係る通知には、第三十四条（第八十条で準用する場合を含む。）の規定を、前項第五号の場合に係る通知には、第四十三条の二第一項及び第二百二十七条第一項の規定を、前項第六号の場合に係る通知には、第八十一条第一項及び第三百九条第一項の規定を、前項第七号の場合に係る通知には、第百十五条第二項の規定を準用する。
- 3 文化庁長官は、第一項第五号又は第六号の通知に係る事項に関し必要な勧告を

することができる。

第百六十八条 次に掲げる場合には、関係各省各庁の長は、あらかじめ、文部科学大臣を通じ文化庁長官の同意を求めなければならない。

一 重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき。

(中略)

三 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の貸付、交換、売却、譲与その他の処分をしようとするとき。

2 各省各庁の長以外の国の機関が、重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ、文化庁長官の同意を求めなければならない。

3 第一項第一号及び前項の場合には、第四十三条第一項ただし書及び同条第二項並びに第二百五条第一項ただし書及び同条第二項の規定を準用する。

4 文化庁長官は、第一項第一号又は第二項に規定する措置につき同意を与える場合においては、その条件としてその措置に関し必要な勧告をすることができる。

5 関係各省各庁の長その他の国の機関は、前項の規定による文化庁長官の勧告を十分に尊重しなければならない。

第百六十九条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、文部科学大臣を通じ各省各庁の長に対し、次に掲げる事項につき必要な勧告をすることができる。

一 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の管理方法

二 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観の修理若しくは復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置

三 重要文化財又は史跡名勝天然記念物の環境保全のため必要な施設

(中略)

2 前項の勧告については、前条第五項の規定を準用する。

3 第一項の規定による文化庁長官の勧告に基づいて施行する同項第二号に規定する修理、復旧若しくは措置又は同項第三号に規定する施設に要する経費の分担については、文部科学大臣と各省各庁の長が協議して定める。

(中略)

### 第三節 地方公共団体及び教育委員会

(地方公共団体の事務)

第八十二条 地方公共団体は、文化財の管理、修理、復旧、公開その他その保存及び活用に要する経費につき補助することができる。

2 地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財、重要無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財及び史跡名勝天然記念物以外の文化財で当該地方公共団体の区域内に存するもののうち重要なものを指定して、その保存及び活用のため必要な措置を講ずること

とができる。

3 前項に規定する条例の制定若しくはその改廃又は同項に規定する文化財の指定若しくはその解除を行つた場合には、教育委員会は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を報告しなければならない。

(地方債についての配慮)

第八十三条 地方公共団体が文化財の保存及び活用を図るために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、適切な配慮をするものとする。

(都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

第八十四条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務の全部又は一部は、政令で定めるところにより、都道府県又は市の教育委員会が行うこととすることができる。

一 第三十五条第三項（第三十六条第三項（第八十三条、第二百一十一条第二項（第一百七十二条第五項で準用する場合を含む。）及び第一百七十二条第五項で準用する場合を含む。）、第三十七条第四項（第八十三条及び第二百二十二条第三項で準用する場合を含む。）、第四十六条の二第二項、第七十四条第二項、第七十七条第二項（第九十一条で準用する場合を含む。）、第八十三条、第八十七条第二項、第一百八条、第一百二十条、第二百九条第二項、第一百七十二条第五項及び第七十四条第三項で準用す



る場合を含む。)の規定による指揮監督  
二 第四十三条又は第二百五条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可及びその取消し並びにその停止命令(重大な現状変更又は保存に重大な影響を及ぼす行為の許可及びその取消しを除く。)

(中略)

五 第五十四条(第八十六条及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。)、第五十五条、第三十条(第七十二条第五項で準用する場合を含む。)又は第三十一条の規定による調査又は調査のため必要な措置の施行

(中略)

2 都道府県又は市の教育委員会が前項の規定によつてした同項第五号に掲げる第五十五条又は第三十一条の規定による立入調査又は調査のための必要な措置の施行については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

(中略)

4 都道府県又は市の教育委員会が第一項の規定によつてした次の各号に掲げる事務(当該事務が地方自治法第二条第八項に規定する自治事務である場合に限る。)により損失を受けた者に対しては、当該各号に定める規定にかかわらず、当該都道府県又は市が、その通常生ずべき損失を補償する。

一 第一項第二号に掲げる第四十三条又は第二百五条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可  
第四十三条第五項又は第二百五条第

五項

二 第一項第五号に掲げる第五十五条又は第三十一条の規定による調査又は調査のため必要な措置の施行  
第五十五条第三項又は第三十一条第二項  
(中略)

5 前項の補償の額は、当該都道府県又は市の教育委員会が決定する。

6 前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。

7 前項において準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、都道府県又は市を被告とする。

8 都道府県又は市の教育委員会が第一項の規定によつてした処分その他公権力の行使に当たる行為のうち地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務に係るものについての審査請求は、文化庁長官に対してするものとする。

(中略)

(修理等の施行の委託)

第八十六条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、第三十八条第一項又は第七十条の規定による国宝の修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置の施行、第九十八条第一項の規定による発掘の施行及び第二十三条第一項又は第七十条の規定による特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置の施行につき、都道府県の教育委員会に対し、その全部又は一部を委託することができる。

2 都道府県の教育委員会が前項の規定による委託に基づき、第三十八条第一項の

規定による修理又は措置の施行の全部又は一部を行う場合には、第三十九条の規定を、第九十八条第一項の規定による発掘の施行の全部又は一部を行う場合には、同条第三項で準用する第三十九条の規定を、第二百二十三条第一項の規定による復旧又は措置の施行の全部又は一部を行う場合には、同条第二項で準用する第三十九条の規定を準用する。

(重要文化財等の管理等の受託又は技術的指導)

第百八十七条 都道府県の教育委員会は、所有者（管理団体がある場合は、その者）又は管理責任者の求めに応じ、重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の管理（管理団体がある場合を除く。）、修理若しくは復旧につき委託を受け、又は技術的指導をすることができる。

2 都道府県の教育委員会が前項の規定により管理、修理又は復旧の委託を受ける場合には、第三十九条第一項及び第二項の規定を準用する。

(書類等の経由)

第百八十八条 この法律の規定により文化財に関し文部科学大臣又は文化庁長官に提出すべき届書その他の書類及び物件の提出は、都道府県の教育委員会を経由すべきものとする。

2 都道府県の教育委員会は、前項に規定する書類及び物件を受理したときは、意見を具してこれを文部科学大臣又は文化庁長官に送付しなければならない。

3 この法律の規定により文化財に関し文

部科学大臣又は文化庁長官が発する命令、勧告、指示その他の処分の告知は、都道府県の教育委員会を経由すべきものとする。ただし、特に緊急な場合は、この限りでない。

(文部科学大臣又は文化庁長官に対する意見具申)

第百八十九条 都道府県及び市町村の教育委員会は、当該都道府県又は市町村の区域内に存する文化財の保存及び活用に関し、文部科学大臣又は文化庁長官に対して意見を具申することができる。

(地方文化財保護審議会)

第百九十条 都道府県及び市町村の教育委員会に、条例の定めるところにより、地方文化財保護審議会を置くことができる。

2 地方文化財保護審議会は、都道府県又は市町村の教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関して当該都道府県又は市町村の教育委員会に建議する。

3 地方文化財保護審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

(事務の区分)

第百九十二条 第一百条第一項及び第二項、第一百十二条第一項並びに第一百条第三項及び第一百十二条第四項において準用する第九十九条第三項及び第四項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第十三章 罰則

(中略)

第百九十六条 史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、き損し、又は衰亡するに至らしめた者は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

2 前項に規定する者が当該史跡名勝天然記念物の所有者であるときは、二年以下の懲役若しくは禁錮又は二十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

第百九十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第四十三条又は第百二十五条の規定に違反して、許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、重要文化財若しくは史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかつた者

(中略)

第百九十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第三十九条第三項（第百八十六条第二項で準用する場合を含む。）で準用する第三十二条の二第五項の規定に違反して、国宝の修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置の施行を拒み、又は妨げた者

二 第九十八条第三項（第百八十六条第二項で準用する場合を含む。）で準用する第三十九条第三項で準用する第三十二条の二第五項の規定に違反して、発掘の施行を拒み、又は妨げた者

三 第百二十三条第二項（第百八十六条第二項で準用する場合を含む。）で準用する第三十九条第三項で準用する第三十二条の二第五項の規定に違反して、特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置の施行を拒み、又は妨げた者

第百九十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産の管理に関して第百九十三条から前条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

第二百条 第三十九条第一項（第四十七条第三項（第八十三条で準用する場合を含む。）、第百二十三条第二項、第百八十六条第二項又は第百八十七条第二項で準用する場合を含む。）、第四十九条（第八十五条で準用する場合を含む。）又は第百八十五条第二項に規定する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の管理、修理又は復旧の施行の責めに任ずべき者が怠慢又は重大な過失によりその管理、修理又は復旧に係る重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物を滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるに至らしめたときは、三十万円以下の過料に処する。

第二百一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

一 正当な理由がなくて、第三十六条第一項（第八十三条及び第百七十二条第五項で準用する場合を含む。）又は第三

十七条第一項の規定による重要文化財若しくは重要有形民俗文化財の管理又は国宝の修理に関する文化庁長官の命令に従わなかった者

二 正当な理由がなくて、第二百二十一条第一項（第七十二条第五項で準用する場合を含む。）又は第二百二十二条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の管理又は特別史跡名勝天然記念物の復旧に関する文化庁長官の命令に従わなかった者

三 正当な理由がなくて、第三百七条第二項の規定による重要文化的景観の管理に関する勧告に係る措置を執るべき旨の文化庁長官の命令に従わなかった者

第二百二条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

(中略)

五 第五十四条（第八十六条及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。）、第五十五条、第六十八条（第九十条第三項及び第三百三十三条で準用する場合を含む。）、第三百十条（第七十二条第五項で準用する場合を含む。）、第三百十一条又は第四十条の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該公務員の立入調査若しくは調査のための必要な措置の施行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(中略)

七 正当な理由がなくて、第二百二十八条第一項の規定による制限若しくは禁止又は施設の命令に違反した者

第二百三条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。

(中略)

二 第三十一条第三項（第六十条第四項（第九十条第三項で準用する場合を含む。）、第八十条及び第一百九条第二項（第三百三十三条で準用する場合を含む。）で準用する場合を含む。）、第三十二条（第六十条第四項（第九十条第三項で準用する場合を含む。）、第八十条及び第一百二十条（第三百三十三条で準用する場合を含む。）で準用する場合を含む。）、第三十三条（第八十条、第一百八条及び第一百二十条（これらの規定を第三百三十三条で準用する場合を含む。）並びに第七十二条第五項で準用する場合を含む。）、第三十四条（第八十条及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。）、第四十三条の二第一項、第六十一条若しくは第六十二条（これらの規定を第九十条第三項で準用する場合を含む。）、第六十四条第一項（第九十条第三項及び第三百三十三条で準用する場合を含む。）、第六十五条第一項（第九十条第三項で準用する場合を含む。）、第七十三条、第八十一条第一項、第八十四条第一項本文、第九十二条第一項、第九十六条第一項、第一百五条第二項（第一百二十条、第三百三十三条及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。）、第二百二十七条第一項、第三百三十六条又は第三百九条第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第三十二条の二第五項（第三十四条の三第二項（第八十三条で準用する場合を含む。）、第六十条第四項及び第六十三条第二項（これらの規定を第九十条第三項で準用する場合を含む。）並びに第八十条で準用する場合を含む。）又は第一百五十五条第四項（第一百三十三条で準用する場合を含む。）の規定に違反して、管理、修理若しくは復旧又は管理、修理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避した者

#### 附 則

（中略）

（関係法令の廃止）

第二条 左に掲げる法律、勅令及び政令は、廃止する。

国宝保存法（昭和四年法律第十七号）

重要美術品等の保存に関する法律（昭和八年法律第四十三号）

史跡名勝天然記念物保存法（大正八年法律第四十四号）

国宝保存法施行令（昭和四年勅令第二百十号）

史跡名勝天然記念物保存法施行令（大正八年勅令第四百九十九号）

国宝保存会官制（昭和四年勅令第二百十一号）

重要美術品等調査審議会令（昭和二十四年政令第二百五十一号）

史跡名勝天然記念物調査会令（昭和二十四年政令第二百五十二号）

（中略）

第五条 この法律施行前に行つた史跡名勝天然記念物保存法第一条第一項の規定に

よる指定（解除された場合を除く。）は、第九十九条第一項の規定による指定、同法第一条第二項の規定による仮指定（解除された場合を除く。）は、第一百条第一項の規定による仮指定とみなし、同法第三条の規定による許可は、第二百五条第一項の規定による許可とみなす。

2 この法律施行前に行つた史跡名勝天然記念物保存法第四条第一項の規定による命令又は処分については、同法第四条及び史跡名勝天然記念物保存法施行令第四条の規定は、なおその効力を有する。この場合において同令第四条中「文部大臣」とあるのは、「文化財保護委員会」と読み替えるものとする。

（以下略）

#### 文化財保護法施行令

昭和50年9月9日政令第267号

最終改正：平成24年7月25日政令第202号

内閣は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第五十七条の三第一項、第八十条の二及び第八十三条の三第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）並びに文化財保護法の一部を改正する法律（昭和五十年法律第四十九号）附則第十項の規定に基づき、この政令を制定する。

（中略）

（都道府県又は市の教育委員会が処理する事務）

第五条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会が行うこととする。ただし、我が国にとって歴史上又は学術上の価値が特に高いと認

められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自ら第五号に掲げる事務（法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十四条第一項又は第九十七条第一項の規定による通知の受理を除く。）を行うことを妨げない。

- 一 法第三十五条第三項（法第八十三条、第一百八条、第一百二十条及び第一百七十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定による指揮監督（管理に係るものに限る。）並びに法第三十六条第三項（法第八十三条、第二百一十一条第二項（法第一百七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第一百七十二条第五項において準用する場合を含む。）、第四十六条の二第二項及び第二百二十九条第二項において準用する法第三十五条第三項の規定による指揮監督
- 二 法第四十三条第四項（法第二百五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の停止命令（文化庁長官が許可した現状変更等に係るものに限る。）

（中略）

- 4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号イからトまで及びリに掲げる現状変更等が市の区域内において行われる場合、同号チに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の区域内に存する場合並びに同号ヌに規定する指定区域が市の区域内に存する場合にあつては、当該市の教

育委員会）が行うこととする。

- 一 次に掲げる現状変更等（イからへまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第二百五条の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

- イ 小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で三月以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築、改築又は除却

- ロ 小規模建築物の新築、増築、改築又は除却（増築、改築又は除却にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域におけるもの

- ハ 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置、改修若しくは除却（改修又は除却にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の

形状の変更を伴わないものに限る。)

ニ 法第一百五條第一項（法第二百二十條及び第七十二條第五項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置、改修又は除却

ホ 埋設されている電線、ガス管、水管又は下水道管の改修

ヘ 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）

（中略）

ヌ イからリまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理のための計画を都道府県の教育委員会（当該計画が町村の区域を対象とする場合に限る。）又は市の教育委員会（当該計画が市の区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等

二 法第三十條（法第七十二條第五項において準用する場合を含む。）及び第三十一條の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行（前号イからヌまでに掲げる現状変更等に係る法第二百五條第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）

5 文化庁長官は、前項第一号ヌの規定に

よる指定区域の指定をしたときは、その旨を官報で告示しなければならない。

6 第四項第一号ヌの管理のための計画に記載すべき事項は、文部科学省令で定める。

7 第一項本文、第二項本文、第三項及び第四項の場合においては、法の規定中これらの規定により都道府県又は市の教育委員会が行う事務に係る文化庁長官に関する規定は、都道府県又は市の教育委員会に関する規定として都道府県又は市の教育委員会に適用があるものとする。

（中略）

（事務の区分）

第七條 第五條第一項（第五号に係る部分を除く。）、第三項（第二号に係る部分を除く。）及び第四項の規定により都道府県又は市が処理することとされている事務は、地方自治法第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

### 特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準

昭和26年5月10日文化財保護委員会告示第2号  
最終改正：平成7年3月6日文部省告示第24号  
（上略）

（天然記念物）

次に掲げる動物植物及び地質鉱物のうち学術上貴重で、我が国の自然を記念するもの

一 動物

（一）日本特有の動物で著名なもの及びその棲息地

（二）特有の産ではないが、日本著名



の動物としてその保存を必要とするもの及びその棲息地

(三) 自然環境における特有の動物又は動物群聚

(四) 日本に特有な畜養動物

(五) 家畜以外の動物で海外よりわが国に移殖され現時野生の状態にある著名なもの及びその棲息地

(六) 特に貴重な動物の標本

## 二 植物

(一) 名木、巨木、畸形木、栽培植物の原木、並木、社叢

(二) 代表的原始林、稀有の森林植物相

(三) 代表的高山植物帯、特殊岩石地植物群落

(四) 代表的な原野植物群落

(五) 海岸及び沙地植物群落の代表的なもの

(六) 泥炭形成植物の発生する地域の代表的なもの

(七) 洞穴に自生する植物群落

(八) 池泉、温泉、湖沼、河、海等の珍奇な水草類、藻類、蘇苔類、微生物等の生ずる地域

(九) 着生草本の著しく発生する岩石又は樹木

(十) 著しい植物分布の限界地

(十一) 著しい栽培植物の由生地

(十二) 珍奇又は絶洩に瀕した植物の自生地

(以下略)

## 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天

## 然記念物の管理に関する届出書等に関する規則

昭和26年3月8日文化財保護委員会規則第8号

最終改正：平成17年3月28日文部科学省令第11号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第七十四条第三項で準用する同法第三十一条第三項の規定並びに同法第七十五条で準用する同法第三十二条及び第三十三条の規定に基き、並びに同法第七十五条で準用する同法第三十二条第一項及び第三十三条並びに同法第八十二条の規定を実施するため、同法第十五条第一項の規定に基き、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則を次のように定める。

（管理責任者選任の届出書の記載事項）

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第十九条第二項で準用する法第三十一条第三項の規定による管理責任者を選任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）、名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 管理責任者の氏名及び住所

六 管理責任者の職業及び年令

七 選任の年月日

八 選任の事由

九 その他参考となるべき事項

(管理責任者解任の届出書の記載事項)

第二条 法第百十九条第二項で準用する法第三十一条第三項の規定による管理責任者を解任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者の氏名及び住所
- 六 解任の年月日
- 七 解任の事由
- 八 新管理責任者の選任に関する見込み  
その他参考となるべき事項

(所有者変更の届出書の記載事項等)

第三条 法第百二十条で準用する法第三十二条第一項の規定による所有者が変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 旧所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 新所有者の氏名又は名称及び住所
- 六 所有者の変更が指定地域の一部に係る場合は、当該地域の地番、地目及び地積
- 七 変更の年月日
- 八 変更の事由
- 九 その他参考となるべき事項

2 前項の書面には、所有権の移転を証明する書類を添えるものとする。

(管理責任者変更の届出書の記載事項)

第四条 法第百二十条で準用する法第三十二条第二項の規定による管理責任者を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 旧管理責任者の氏名及び住所
- 六 新管理責任者の氏名及び住所
- 七 新管理責任者の職業及び年齢
- 八 変更の年月日
- 九 変更の事由
- 十 その他参考となるべき事項

(所有者又は管理責任者の氏名若しくはは名称又は住所変更の届出書の記載事項)

第五条 法第百二十条で準用する法第三十二条第三項の規定による所有者又は管理責任者が氏名若しくはは名称又は住所を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 五 変更前の氏名若しくはは名称又は住所
- 六 変更後の氏名若しくはは名称又は住所
- 七 変更の年月日
- 八 その他参考となるべき事項

(史跡、名勝又は天然記念物の滅失、き

損等の届出書の記載事項等)

第六条 法第百十八条、第百二十条及び第百七十二条第五項で準用する法第三十三条の規定による史跡、名勝又は天然記念物の全部又は一部が滅失し、き損し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所

六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

七 滅失、き損、衰亡、亡失又は盗難(以下「滅失、き損等」という。)の事実の生じた日時

八 滅失、き損等の事実の生じた当時における管理の状況

九 滅失、き損等の原因並びにき損の場合は、その箇所及び程度

十 き損の場合は、き損の結果当該史跡、名勝又は天然記念物はその保存上受ける影響

十一 滅失、き損等の事実を知った日

十二 滅失、き損等の事実を知った後に執られた措置その他参考となるべき事項

2 前項の書面には、滅失、き損等の状態を示すキャビネ型写真及び図面を添えるものとする。

(土地の所在等の異動の届出)

第七条 法第百十五条第二項(法第百二十条及び第百七十二条第五項で準用する場合を含む。)の規定による土地の所在等の異動の届出は、前条第一項第一号から第六号までに掲げる事項並びに異動前の土地の所在、地番、地目又は地積及び異動後の土地の所在、地番、地目又は地積その他参考となるべき事項を記載した書面をもつて、異動のあつたのち三十日以内に行わなければならない。

2 地番、地目又は地積の異動が分筆による場合は、当該土地に係る登記事項証明書及び登記所に備えられた地図の写本を前項の書面に添えるものとする。

(国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する通知書の記載事項等)

第八条 国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する通知の書面については、法第百六十七条第一項第一号及び第二号の場合に係るときは第三条の規定を、法第百六十七条第一項第三号の場合に係るときは第六条の規定を、法第百六十七条第一項第七号の場合に係るときは前条の規定を準用する。

**特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則**

昭和29年6月29日文化財保護委員会規則第9号  
最終改正：平成17年3月28日文部科学省令第11号

文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第八十条の二第一項(同法第九十条第二項で準用する場合を含む。)の規定に

基き、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則を次のように定める。

(復旧の届出)

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第二百二十七条第一項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもつて行うものとする。

一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所

六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

七 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所

八 復旧を必要とする理由

九 復旧の内容及び方法

十 復旧の着手及び終了の予定時期

十一 復旧施工者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

十二 その他参考となるべき事項

2 前項の届出の書面には、左に掲げる書類、写真及び図面を添えるものとする。

一 設計仕様書

二 復旧をしようとする箇所を表示した当該復旧に係る地域又は復旧をしよう

とする箇所の写真及び図面

三 復旧をしようとする者が管理団体であるときは、所有者及び権原に基づく占有者の意見書

(届出書及びその添附書類等の記載事項等の変更)

第二条 前条第一項の届出の書面又は同条第二項の書類又は写真若しくは図面に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、あらかじめ文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

(終了の報告)

第三条 法第二百二十七条第一項の規定により届出を行った者は、届出に係る復旧が終了したときは、その結果を示す写真及び図面を添えて、遅滞なくその旨を文化庁長官に報告するものとする。

(復旧の届出を要しない場合)

第四条 法第二百二十七条第一項ただし書の規定により届出を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 法第一百八条又は第一百二十条で準用する法第三十五条第一項の規定による補助金の交付を受けて復旧を行うとき。

二 法第二百二十二条第一項又は第二項の規定による命令又は勧告を受けて復旧を行うとき。

三 法第二百二十五条第一項の規定による現状変更等の許可を受けて復旧を行うとき。

(国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知)

第五条 法第六十七条第一項第五号の規定による史跡、名勝又は天然記念物の復

旧の通知には、第一条から第三条までの規定を準用する。

2 法第百六十七条第一項第五号括弧書の規定により史跡、名勝又は天然記念物の復旧について通知を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 法第百六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を得て復旧を行うとき。

二 法第百六十九条第一項第二号の規定による勧告を受けて復旧を行うとき。

### 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則

昭和26年7月13日文化財保護委員会規則第10号  
最終改正：平成17年3月28日文部科学省令第11号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第八十条の規定を実施するため、同法第十五条第一項の規定に基き、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物現状変更等許可申請規則を次のように定める。

（許可の申請）

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第百二十五条第一項の規定による許可を受けようとする者（以下「許可申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官（法第百八十四条第一項第二号及び文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号。以下「令」という。）第五条第四項第一号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員

会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に提出しなければならない。

一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）、名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所

六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

七 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所

八 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

九 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）を必要とする理由

十 現状変更等の内容及び実施の方法

十一 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくはき損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項

十二 現状変更等の着手及び終了の予定時期

十三 現状変更等に係る地域の地番

十四 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

十五 その他参考となるべき事項

(中略)

(許可申請書の添附書類等)

第二条 前条の許可申請書には、左に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

一 現状変更等の設計仕様書及び設計図

二 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地ぼうを表示した実測図

三 現状変更等に係る地域のキャビネ型写真

四 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料

五 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書

六 許可申請者が権原に基く占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書

七 管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書

八 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書

(中略)

2 前項第二号の実測図及び同項第三号の写真には、現状変更等をしようとする箇所を表示しなければならない。

(終了の報告)

第三条 法第二百二十五条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくそ

の旨を文化庁長官（法第百八十四条第一項第二号及び令第五条第四項第一号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行った場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に報告するものとする。

2 前項の終了の報告には、その結果を示す写真又は見取図を添えるものとする。

(維持の措置の範囲)

第四条 法第二百二十五条第一項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。

二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。

三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

(国の機関による現状変更等)

第五条 各省各庁の長その他の国の機関が、史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等について、法第百六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を求めようとする場合には第一条及び第二条の規定

を、法第六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を受けた場合には第三条の規定を準用する。

- 2 法第六十八条第三項で準用する法第二百二十五条第一項ただし書の規定により現状変更について同意を求めることを要しない場合は、前条各号に掲げる場合とする。

(管理計画)

第六条 令第五条第四項第一号ヌの管理のための計画（以下「管理計画」という。）には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 管理計画を定めた教育委員会
- 五 史跡、名勝又は天然記念物の管理の状況
- 六 史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する基本方針
- 七 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等の許可の基準及びその適用区域
- 八 その他参考となるべき事項

- 2 管理計画には、史跡、名勝又は天然記念物の許可の基準の適用区域を示す図面を添えるものとする。

国指定天然記念物  
平林寺境内林保存管理計画

平成27年3月

発行：宗教法人 平林寺

〒352-0011 埼玉県新座市野火止三丁目1番1号

編集：新座市教育委員会教育総務部生涯学習スポーツ課

〒352-8623 埼玉県新座市野火止一丁目1番1号

電話 048-477-1111